

有価証券報告書

平成 24 年度

(第 89 期)

自 平成 24 年 4 月 1 日

至 平成 25 年 3 月 31 日

東京電力株式会社

E 0 4 4 9 8

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書のデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

目次

頁

【表紙】	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	13
第2 【事業の状況】	14
1 【業績等の概要】	14
2 【生産及び販売の状況】	15
3 【対処すべき課題】	19
4 【事業等のリスク】	21
5 【経営上の重要な契約等】	24
6 【研究開発活動】	24
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	25
第3 【設備の状況】	27
1 【設備投資等の概要】	27
2 【主要な設備の状況】	28
3 【設備の新設、除却等の計画】	32
第4 【提出会社の状況】	34
1 【株式等の状況】	34
(1) 【株式の総数等】	34
(2) 【新株予約権等の状況】	45
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	46
(4) 【ライツプランの内容】	46
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	47
(6) 【所有者別状況】	48
(7) 【大株主の状況】	49
(8) 【議決権の状況】	50
(9) 【ストックオプション制度の内容】	50
2 【自己株式の取得等の状況】	51
3 【配当政策】	52
4 【株価の推移】	52
5 【役員の状況】	53
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	61
第5 【経理の状況】	71
1 【連結財務諸表等】	72
(1) 【連結財務諸表】	72
(2) 【その他】	115
2 【財務諸表等】	116
(1) 【財務諸表】	116
(2) 【主な資産及び負債の内容】	152
(3) 【その他】	153
第6 【提出会社の株式事務の概要】	154
第7 【提出会社の参考情報】	155
1 【提出会社の親会社等の情報】	155
2 【その他の参考情報】	155
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	156

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【事業年度】	第89期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	東京電力株式会社
【英訳名】	Tokyo Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 廣瀬 直己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部 財務計画グループマネジャー 横 憲一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部 財務計画グループマネジャー 横 憲一郎
【縦覧に供する場所】	東京電力株式会社 神奈川支店 （横浜市中区弁天通1丁目1番地） 東京電力株式会社 埼玉支店 （さいたま市浦和区北浦和5丁目14番2号） 東京電力株式会社 千葉支店 （千葉市中央区富士見2丁目9番5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第85期	第86期	第87期	第88期	第89期
決算年月		平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月
売上高	百万円	5,887,576	5,016,257	5,368,536	5,349,445	5,976,239
経常利益又は経常損失 (△)	〃	△34,648	204,340	317,696	△400,405	△326,955
当期純利益又は当期純 損失(△)	〃	△84,518	133,775	△1,247,348	△781,641	△685,292
包括利益	〃	—	—	△1,267,085	△767,168	△665,561
純資産額	〃	2,419,477	2,516,478	1,602,478	812,476	1,137,812
総資産額	〃	13,559,309	13,203,987	14,790,353	15,536,456	14,989,130
1株当たり純資産額	円	1,763.32	1,828.08	972.28	491.22	72.83
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)	〃	△62.65	99.18	△846.64	△487.76	△427.64
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	〃	—	99.18	—	—	—
自己資本比率	%	17.5	18.7	10.5	5.1	7.5
自己資本利益率	〃	△3.4	5.5	△62.0	△66.7	△72.0
株価収益率	倍	—	25.13	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	599,144	988,271	988,710	△2,891	260,895
投資活動による キャッシュ・フロー	〃	△655,375	△599,263	△791,957	△335,101	△636,698
財務活動による キャッシュ・フロー	〃	194,419	△495,091	1,859,579	△614,734	632,583
現金及び現金同等物の 期末残高	〃	258,714	153,117	2,206,233	1,253,877	1,514,564
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	52,506 〔6,000〕	52,452 〔5,841〕	52,970 〔5,517〕	52,046 〔4,999〕	48,757 〔4,172〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 第85期及び第88期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり当期純損失であるため記載していない。第87期及び第89期については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。

3. 第85期、第87期、第88期及び第89期の株価収益率については、当期純損失のため記載していない。

4. 第87期については、一般募集による増資及び第三者割当増資により普通株式の発行済株式数が254,150,000株増加している。第89期については、第三者割当増資によりA種優先株式の発行済株式数が1,600,000,000株及びB種優先株式の発行済株式数が340,000,000株増加している。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第85期	第86期	第87期	第88期	第89期
決算年月		平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月
売上高	百万円	5,643,394	4,804,469	5,146,318	5,107,778	5,769,462
経常利益又は経常損失 (△)	〃	△90,182	158,611	271,066	△408,359	△377,673
当期純利益又は当期純 損失 (△)	〃	△113,137	102,311	△1,258,552	△758,423	△694,380
資本金	〃	676,434	676,434	900,975	900,975	1,400,975
発行済株式総数						
普通株式	千株	1,352,867	1,352,867	1,607,017	1,607,017	1,607,017
A種優先株式	〃	—	—	—	—	1,600,000
B種優先株式	〃	—	—	—	—	340,000
純資産額	百万円	2,131,108	2,160,650	1,264,822	527,479	831,749
総資産額	〃	12,990,060	12,643,034	14,255,958	15,149,263	14,619,772
1株当たり純資産額	円	1,578.41	1,600.43	788.48	328.84	△104.89
1株当たり配当額						
普通株式	〃	60.00	60.00	30.00	—	—
A種優先株式	〃	—	—	—	—	—
B種優先株式	〃	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中 間配当額)						
(普通株式)	(〃)	(30.00)	(30.00)	(30.00)	(—)	(—)
(A種優先株式)	(〃)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(B種優先株式)	(〃)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△)	〃	△83.79	75.78	△853.33	△472.81	△432.89
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	〃	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	16.4	17.1	8.9	3.5	5.7
自己資本利益率	〃	△5.0	4.8	△73.5	△84.6	△102.2
株価収益率	倍	—	32.88	—	—	—
配当性向	%	—	79.2	—	—	—
従業員数	人	35,926	36,328	36,683	37,459	36,077

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 売上高には、附帯事業営業収益を含む。

3. 第87期については、一般募集による増資及び第三者割当増資により普通株式の発行済株式数が254,150,000株増加している。第89期については、第三者割当増資によりA種優先株式の発行済株式数が1,600,000,000株及びB種優先株式の発行済株式数が340,000,000株増加している。

4. 第85期、第87期及び第88期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり当期純損失であるため記載していない。第86期については、潜在株式が存在しないため記載していない。第89期については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。

5. 第85期、第87期、第88期及び第89期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載していない。

2 【沿革】

昭和26年 5月	関東配電株式会社及び日本発送電株式会社から、設備の出資及び譲渡を受け、東京電力株式会社設立 電燈廣告株式会社（現・連結子会社「東電広告株式会社（昭和37年 5月商号変更）」）は設立時より子会社
昭和26年 8月	東京、大阪の両証券取引所市場第一部に上場（平成24年 7月大阪証券取引所上場廃止）
昭和28年 3月	尾瀬林業観光株式会社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社「尾瀬林業株式会社（昭和47年 4月商号変更）」）
昭和28年 7月	東京計器工業株式会社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社）
昭和29年 4月	東興業株式会社設立（現・連結子会社「東電工業株式会社（昭和36年 9月商号変更）」）
昭和30年 4月	東電不動産株式会社設立（現・連結子会社） * 東電不動産株式会社から東電不動産管理株式会社に商号変更（昭和48年 1月） * 東電不動産管理株式会社に東電不動産株式会社に商号変更（平成17年 4月）
昭和30年11月	東電フライアッシュ工業株式会社設立（現・連結子会社「東電環境エンジニアリング株式会社（昭和50年 6月商号変更）」）
昭和32年 6月	東京礦油株式会社設立（現・連結子会社「東電リース株式会社」） * 東京礦油株式会社から株式会社テプコユに商号変更（昭和62年12月） * 株式会社テプコユから東電リース株式会社に商号変更（平成23年 7月）
昭和32年12月	スター礦油株式会社の株式を取得し子会社化（「株式会社テプスター（昭和62年12月商号変更）」）
昭和32年12月	南明興産株式会社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社「東電フュエル株式会社（平成23年 7月商号変更）」）
昭和35年12月	株式会社東電建設設計事務所設立（現・連結子会社「東電設計株式会社（昭和41年 7月商号変更）」）
昭和36年10月	名古屋証券取引所市場第一部に上場（平成24年 6月同証券取引所上場廃止）
昭和38年 8月	姫川電力株式会社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社「東京発電株式会社（昭和61年 6月商号変更）」）
昭和52年 7月	東京計算サービス株式会社設立（現・連結子会社「株式会社テプコシステムズ（平成13年10月商号変更）」）
昭和52年 7月	東京電材輸送株式会社設立（現・連結子会社「東電物流株式会社（平成11年 7月商号変更）」）
昭和54年 9月	東京電設サービス株式会社設立（現・連結子会社）
昭和55年 2月	東新建物株式会社設立（「東新ビルディング株式会社（平成 8年10月商号変更）」）
昭和55年 4月	東京リビングサービス株式会社設立
昭和57年 9月	東電営配サービス株式会社設立（現・連結子会社「株式会社東電ホームサービス（昭和62年10月商号変更）」）
昭和59年 4月	株式会社ティー・ピー・エス設立（「東電ピーアール株式会社（平成12年 1月商号変更）」）
昭和62年 9月	東京都市サービス株式会社設立（現・持分法適用関連会社）
平成元年11月	株式会社テプコケーブルテレビ設立（現・連結子会社）
平成 9年 4月	テプコ・リソーシズ社設立（現・連結子会社）
平成11年 7月	トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社設立（現・連結子会社）
平成12年 3月	マイエナジー株式会社設立
平成12年 6月	株式会社アット東京設立（現・持分法適用関連会社）
平成12年10月	株式会社ファミリーネット・ジャパン設立（現・連結子会社）
平成12年12月	パシフィック・エルエヌジー・シッピング社設立（現・連結子会社）
平成14年 2月	パシフィック・ユーラス・シッピング社設立（現・連結子会社）
平成14年 2月	ティーエムエナジー・オーストラリア社設立（現・連結子会社）
平成14年12月	東京臨海リサイクルパワー株式会社設立（現・連結子会社）
平成15年 3月	テプコ・オーストラリア社設立（現・連結子会社）
平成15年 3月	テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社設立（現・連結子会社）
平成15年 6月	東京ティモール・シー・リソーシズ（米）社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社） これに伴い、同社の子会社である東京ティモール・シー・リソーシズ（豪）社を子会社化（現・連結子会社）

平成16年3月	株式会社ユーラスエナジーホールディングスの株式を取得し子会社化（現・持分法適用関連会社）
平成16年9月	株式会社パワードコム株式を取得し子会社化 これに伴い、同社の子会社である株式会社ドリーム・トレイン・インターネット、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ファミリーネット・ジャパン（現・連結子会社）を子会社化 *株式会社ドリーム・トレイン・インターネット及びフュージョン・コミュニケーションズ株式会社の株式を株式会社パワードコムより取得（平成17年12月）
平成17年5月	株式会社リビタ設立
平成17年5月	トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンI社設立（現・連結子会社）
平成17年11月	リサイクル燃料貯蔵株式会社設立（現・連結子会社）
平成17年11月	シグナス・エルエヌジー・ SHIPPING社設立（現・連結子会社）
平成18年1月	株式会社パワードコム解散（KDDI株式会社と合併）
平成18年1月	TEPCOトレーディング株式会社設立（現・連結子会社）
平成18年1月	東電パートナーズ株式会社設立（現・連結子会社）
平成19年1月	吸収分割により、FTTH事業及び心線貸し事業をKDDI株式会社に継承
平成19年8月	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社の株式を全数譲渡
平成19年8月	株式会社当間高原リゾートの取締役会の構成員の過半数を、当社の役員若しくは使用人である者が占めたことにより子会社化（現・連結子会社）
平成19年8月	株式会社ドリーム・トレイン・インターネットの株式を全数譲渡
平成19年11月	マイエナジー株式会社解散（平成20年3月清算終了）
平成20年10月	東電不動産株式会社と尾瀬林業株式会社との共同新設分割により、東電用地株式会社を設立（現・連結子会社）
平成21年4月	東新ビルディング株式会社消滅（平成21年4月1日「東電不動産株式会社」に吸収合併）
平成23年7月	南明興産株式会社が承継会社となり、株式会社テプコユ及び株式会社テプスターの燃料事業を吸収分割により継承し、東電フュエル株式会社に商号変更
平成23年7月	株式会社テプコユが存続会社となり、株式会社テプスターを吸収合併し、東電リース株式会社に商号変更
平成23年7月	株式会社テプスター消滅（平成23年7月1日「東電リース株式会社」に吸収合併）
平成23年7月	東電ピーアール株式会社解散（平成23年11月清算終了）
平成24年1月	株式会社リビタの株式を一部譲渡し非関係会社化
平成24年1月	株式会社ユーラスエナジーホールディングスの株式を一部譲渡し関連会社化（現・持分法適用関連会社）
平成24年5月	東京都市サービス株式会社の株式を一部譲渡し関連会社化（現・持分法適用関連会社）
平成24年6月	名古屋証券取引所市場第一部上場廃止
平成24年7月	大阪証券取引所市場第一部上場廃止
平成24年7月	東京リビングサービス株式会社の株式を全数譲渡
平成24年10月	株式会社アット東京の株式を一部譲渡し関連会社化（現・持分法適用関連会社）
平成25年1月	福島復興本社設置
平成25年3月	株式会社テプコケーブルテレビ解散（平成25年6月清算終了）

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社59社及び関連会社38社（平成25年3月31日現在）で構成され、「電気事業」及び「その他」に関する事業を行っている。

各事業における、当社及び関係会社の位置付けは次のとおりである。なお、次の2部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一である。

[電気事業]

電気事業においては、一般電気事業を営む当社のほか、発電を行う関係会社がある。このうち当社は、当社が発電する電力のほか、グループ内外から受電する電力をあわせ、関東地方一円、山梨県及び静岡県富士川以東の区域のお客さまに販売している。

（主な関係会社）

日本原子力発電㈱

[その他]

〈情報通信事業〉

情報通信事業においては、当社のほか、当社グループの保有する技術、設備などの経営資源を有効活用し、電気通信、情報ソフト・サービス、情報通信設備の建設・保守事業を行っている関係会社がある。

なお、平成25年3月をもって、有線テレビジョン放送事業を行っていた当社関係会社の「㈱テブコケーブルテレビ」は解散し、平成25年6月に清算が終了している。

（主な関係会社）

電気通信 : ㈱ファミリーネット・ジャパン

情報ソフト・サービス : ㈱テブコシステムズ、㈱アット東京

情報通信設備の建設・保守 : T E P C O光ネットワークエンジニアリング㈱

〈エネルギー・環境事業〉

エネルギー・環境事業においては、当社のほか、当社グループの保有する技術、設備などの経営資源を有効活用し、設備の建設・保守、燃料の供給・輸送、資機材の供給・輸送、電気の卸供給、エネルギー・環境ソリューション事業を行っている関係会社がある。

（主な関係会社）

設備の建設・保守 : 東電工業㈱、東電環境エンジニアリング㈱、東電設計㈱、東京電設サービス㈱、㈱東電ホームサービス、㈱関電工、㈱東京エネシス

燃料の供給・輸送 : テブコ・リソーシズ社、テブコ・オーストラリア社、T E P C Oトレーディング㈱、東電フュエル㈱、リサイクル燃料貯蔵㈱、パシフィック・エルエヌジー・ SHIPPING 社、パシフィック・ユーラス・ SHIPPING 社、シグナス・エルエヌジー・ SHIPPING 社、東京ティモール・シー・リソーシズ（米）・（豪）社、テブコ・ダーウィン・エルエヌジー社、日本原燃㈱

資機材の供給・輸送 : 東京計器工業㈱、東電リース㈱、東電物流㈱、㈱東光高岳ホールディングス、㈱高岳製作所、東光電気㈱

電気の卸供給 : 東京発電㈱、君津共同火力㈱、鹿島共同火力㈱、相馬共同火力発電㈱、常磐共同火力㈱

エネルギー・環境ソリューション : 東京臨海リサイクルパワー㈱、東京都市サービス㈱

〈住環境・生活関連事業〉

住環境・生活関連事業においては、当社のほか、当社グループの保有する技術、設備などの経営資源を有効活用し、不動産、暮らしに関連するサービス事業を行っている関係会社がある。

（主な関係会社）

不動産 : 東電不動産㈱、東電用地㈱

サービス : 尾瀬林業㈱、東電広告㈱、東電パートナーズ㈱、㈱当間高原リゾート

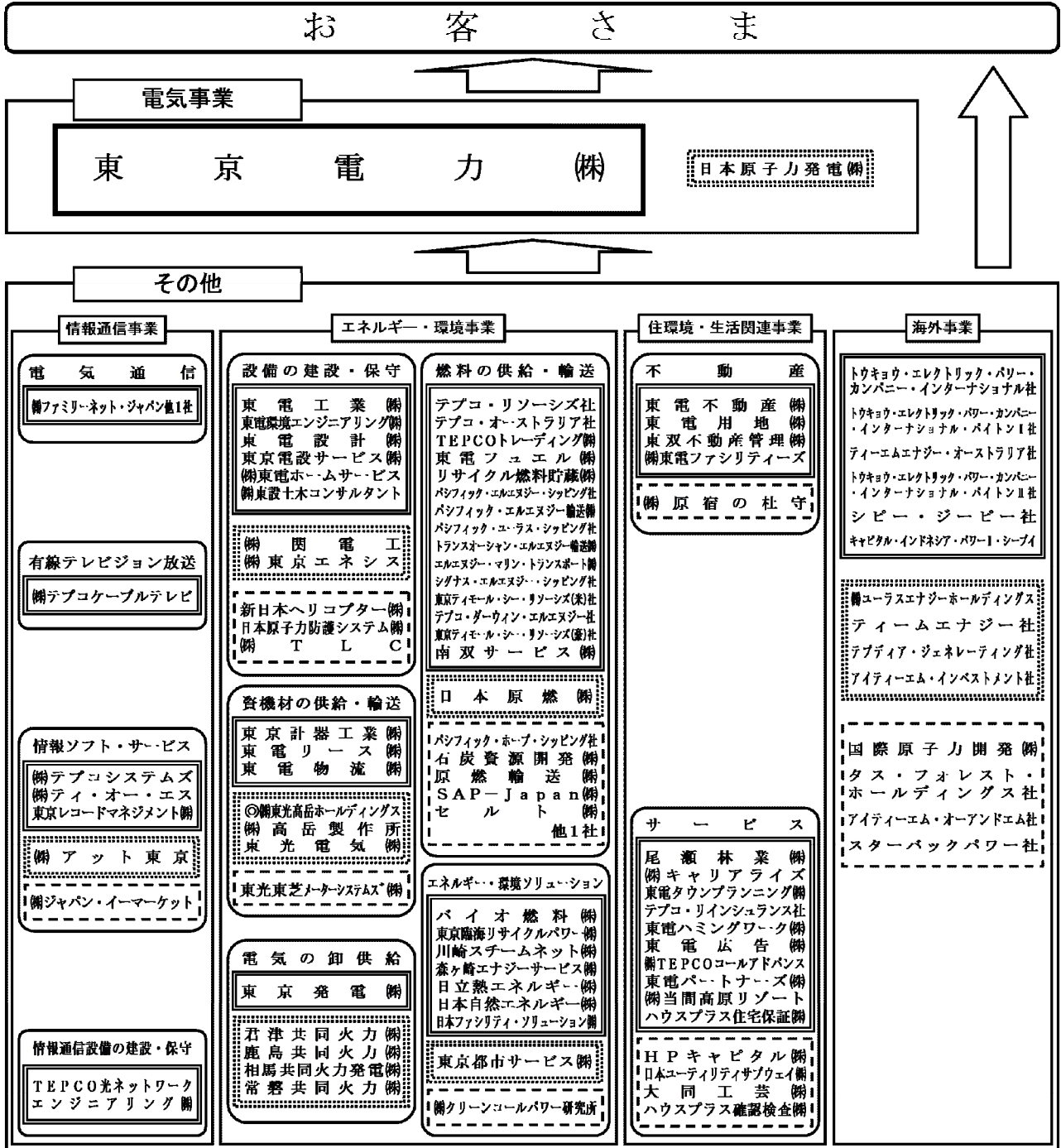
〈海外事業〉

海外事業においては、当社のほか、主として海外でのビジネスチャンスの発掘による新たな成長・発展を目指し、発電事業、投資事業を行っている関係会社がある。

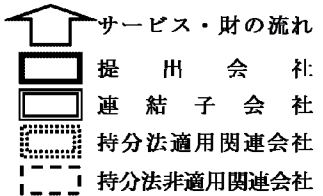
(主な関係会社)

トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイソンI社、ティーエムエナジー・オーストラリア社、(株)ユーラスエナジーホールディングス、ティーエムエナジー社、テプディア・ジェネレーティング社、アイティーエム・インベストメント社

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次頁のとおりである。



(注) 1. ◎印を付した会社は、当連結会計年度において、新たに当社グループに加えた会社である。
 2. 複数のセグメントに係る事業を営んでいる会社は、主たる事業のセグメントに会社名を記載している。
 3. 当連結会計年度において除外した関係会社
 ・連結子会社：東京リビングサービス(株)、東京都市サービス(株)、東電ライフサポート(株)、東電ユークエスト(株)、
 ㈱アット東京、伊勢原エネルギーサービス(株)、羽田太陽光発電(株)、東光建物(株)、府中熱供給(株)、
 ㈱むつ小川原ハピタット、㈱環境美化センター、グッドサーブ(株)
 ・持分法適用関連会社：グレート・エナジー・アライアンス社
 ・持分法非適用関連会社：青山エナジーサービス(株)、ジャパン・ウラニウム・マネジメント社、
 東京熱エネルギー(株)、ロイ・ヤン・マーケティング・ホールディングス社



4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
東電不動産(株)	東京都中央区	3,020	不動産の賃貸借、管理	100.0%	兼任1人 転籍等5人	不動産管理の委託、社宅用建物の賃借
東京発電(株)	東京都港区	2,500	電気の卸供給	100.0%	兼任1人 転籍等8人	発生電力の購入
東電工業(株)	東京都港区	300	発電設備等の補修工事	100.0%	兼任1人 転籍等10人	電力設備の補修工事の委託
東電環境エンジニアリング(株)	東京都港区	300	環境保全設備等の運転、保守	100.0%	兼任1人 籍8人	火力・原子力発電所の環境保全・放射線管理設備等の運転・保守委託
東電設計(株)	東京都台東区	40	発電、送電、変電設備等の設計、工事監理	100.0%	兼任1人 転籍等9人	発電・送電・変電設備等の設計及び監理の委託
尾瀬林業(株)	東京都荒川区	60	尾瀬の山林・土地の管理、造園	100.0%	兼任1人 転籍等3人	自然環境・資源の保全のための山林・土地管理委託
(株)テプコシステムズ	東京都江東区	350	コンピュータ機器による情報処理、コンピュータのソフトウェアの開発及び保守	100.0%	兼任1人 転籍等8人	コンピュータ関連の業務処理委託及びソフトウェア開発・保守の委託
東京電設サービス(株)	東京都台東区	50	送電、変電設備等の保守	100.0%	転籍等7人	送電・変電設備等の保守の委託
(株)東電ホームサービス	東京都港区	200	電気利用に関するコンサルティング、配電設備の設計、保守	100.0%	兼任1人 転籍等5人	電気利用の相談、配電設備の設計・点検・巡視等の委託
テプコ・リソーシズ社	カナダ サスカチュワン州	14,940万 カナダ ドル	ウランの採掘及び製錬	100.0%	転籍等1人	—
トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社	オランダ アムステルダム	24,000万 ユーロ	海外事業への投資	100.0%	転籍等4人	—
テプコ・オーストラリア社	オーストラリア 西オーストラリア州 パース	7,283万 豪ドル	LNGプラント事業投資会社及びパイプライン事業会社への投資	100.0%	転籍等5人	—
TEPCOトレーディング(株)	東京都千代田区	100	LNGの購入・販売	100.0%	転籍等5人	LNG購入契約に係る業務の委託
東電用地(株)	東京都荒川区	100	当社保有土地等の管理	100.0%	兼任1人 転籍等3人	土地管理委託
東電広告(株)	東京都渋谷区	20	当社所有の配電線路の電柱等を媒体とする広告の請負	100.0%	兼任1人 籍4人	広告のための配電柱の賃貸、配電線路図面管理の委託
東京計器工業(株)	東京都大田区	100	電力量計の修理調整並びに検定代弁	100.0%	兼任1人 籍4人	取引用電力量計の修理及び失効替工事の委託

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
東電フュエル㈱	東京都江 東区	40	石油製品の販売	100.0%	兼 任 1 人 転籍等 6 人	燃料油の購入、火力発 電所等の防災業務の委 託
東電リース㈱	東京都港 区	100	車両等のリース	100.0%	兼 任 1 人 転籍等 5 人	車両及び機器類の賃借
㈱ファミリーネッ ト・ジャパン	東京都渋 谷区	270	インターネット接続 サービス	100.0%	転籍等 4 人	電気の使用状況の情報 提供サービス運用委託
東電パートナーズ ㈱	東京都江 東区	100	訪問介護事業、居宅 介護支援事業	100.0%	転籍等 4 人	—
東京臨海リサイク ルパワー㈱	東京都江 東区	100	産業廃棄物処理及び 廃熱を利用した発電	96.6% (1.1%)	転籍等 7 人	産業廃棄物処理の委託
東電物流㈱	東京都大 田区	50	貨物自動車運送事 業、倉庫事業	80.0%	兼 任 1 人 転 籍 3 人	配電用資材の管理・輸 送の委託
リサイクル燃料貯 蔵㈱	青森県む つ市	3,000	使用済燃料の貯蔵・ 管理	80.0%	転籍等 5 人	—
㈱当間高原リゾー ト	新潟県十 日町市	100	宿泊施設等の経営・ 管理	80.0% (0.0%)	兼 任 1 人 転籍等 8 人	施設の利用
パシフィック・エ ルエヌジー・シッ ピング社	バハマ ナッソー	3,755	LNG 船の保有、用 船	70.0%	転籍等 3 人	—
パシフィック・ユ ーラス・シッピン グ社	バハマ ナッソー	3,740	LNG 船の保有、用 船	70.0%	転籍等 3 人	—
シグナス・エルエ ヌジー・シッピン グ社	バハマ ナッソー	4,002	LNG 船の保有、用 船	70.0%	転籍等 3 人	—
東京ティモール・ シー・リソーシズ (米) 社	アメリカ デラウェア 州 ウィルミ ントン	3,900万 米ドル	ガス田開発事業会社 への投資	66.7%	転籍等 4 人	—
トウキョウ・エレ クトリック・パワ ー・カンパニー・ インターナシヨナ ル・パイトンI 社	オランダ アムステ ルダム	3万 ユーロ	インドネシアにおけ るIPP 事業会社へ の投資	100.0% (100.0%)	転籍等 1 人	—
ティーエムエナジ ー・オーストラリ ア社	オースト ラリア 首都特別 区 キャンベ ラ	8,850万 豪ドル	豪州における発電所 共同事業体への投資	70.0% (70.0%)	転籍等 3 人	—
テブコ・ダーウ ン・エルエヌジー 社	オースト ラリア 西オース トラリア 州 パース	6,248万 豪ドル	LNGプラント事業 会社への投資及びパ イプライン事業	100.0% (100.0%)	転籍等 5 人	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
東京ティモール・ シー・リソーシズ (豪) 社	オースト ラリア 西オース トラリア 州 パース	31,666万 豪ドル	ガス田開発事業	100.0% (100.0%)	転籍等4人	—
その他27社						

(注) 1. 連結子会社は、いずれも特定子会社に該当しない。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数である。

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
君津共同火力(株)	千葉県君津市	8,500	火力発電による電気の卸供給	50.0%	兼任2人 転籍等3人	発生電力の購入
鹿島共同火力(株)	茨城県鹿嶋市	22,000	火力発電による電気の卸供給	50.0%	兼任2人 転籍2人	発生電力の購入
相馬共同火力発電(株)	福島県相馬市	112,800	火力発電による電気の卸供給	50.0%	転籍等3人	発生電力の購入
常磐共同火力(株)	東京都千代田区	56,000	火力発電による電気の卸供給	49.1%	兼任1人 転籍3人	発生電力の購入
(株)関電工*	東京都港区	10,264	配電、送電設備等の電気工事	47.8% (1.2%)	転籍5人	配電、送電設備の電気工事の委託
(株)ユーラスエナジーホールディングス	東京都港区	18,199	国内外の風力・太陽光発電事業への投資	40.0%	転籍等4人	発生電力の購入
(株)東光高岳ホールディングス*	東京都江東区	8,000	電気機械器具製造等の事業を行うグループ会社の経営管理	35.4%	兼任1人 転籍等3人	—
東京都市サービス(株)	東京都港区	400	熱供給事業	33.4%	転籍等3人	温熱・冷熱の購入、冷暖房・空調設備の保守及び管理の委託
(株)アット東京	東京都江東区	13,378	コンピュータ、電気通信設備等の設置場所賃貸及び保守、管理、運営	33.3%	転籍等4人	建物の賃貸
日本原燃(株)	青森県上北郡六ヶ所村	400,000	ウラン濃縮事業、再処理事業、廃棄物管理事業、廃棄物埋設事業	28.6%	兼任1人 転籍5人	ウランの濃縮、使用済燃料の再処理、高レベル放射性廃棄物の一時保管及び低レベル放射性廃棄物の埋設の委託
日本原子力発電(株)*	東京都千代田区	120,000	電気の卸供給	28.3% (0.1%)	転籍等2人	発生電力の購入
(株)東京エネシス*	東京都港区	2,881	発電設備等の補修工事	26.3% (0.0%)	兼任1人 転籍5人	火力・原子力発電設備の定検工事、水力・変電設備の保守・点検工事
ティームエナジー社	フィリピン マニラ	1,216万 米ドル	フィリピンにおけるIPP事業	50.0% (50.0%)	転籍等3人	—
テプディア・ジェネレーティング社	オランダ アムステルダム	1万8千 ユーロ	タイにおけるIPP事業への投資	50.0% (50.0%)	転籍等1人	—
アイティーエム・インベストメント社	イギリス ガンジー島	1万6千 米ドル	ウム・アル・ナール発電・造水プロジェクトへの投資	35.0% (35.0%)	転籍等2人	—
(株)高岳製作所	東京都中央区	5,906	電気機械器具その他の機械器具の製造、加工、修理及び販売	— [100.0%]	兼任1人 転籍等3人	電気機械器具の購入

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
東光電気㈱	東京都千代田区	1,452	電気機械器具その他 機械器具工具計量器 及びその部品の製造 修理並びに販売	— [100.0%]	兼 任 1 人 転籍等 4 人	電気機械器具の購入、 取引用計器の修理及び 失効替工事の委託

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数、[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数である。

2. * : 有価証券報告書を提出している。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成25年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
電気事業	36,057 [352]
その他	12,700 [3,820]
情報通信事業	3,123 [244]
エネルギー・環境事業	7,129 [740]
住環境・生活関連事業	2,442 [2,836]
海外事業	6 [—]
合計	48,757 [4,172]

(注) 「従業員数」は就業人員数（出向人員等を除く）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
36,077	41.9	21.9	6,196,181

セグメントの名称	従業員数（人）
電気事業	36,057
その他	20
情報通信事業	1
エネルギー・環境事業	19
住環境・生活関連事業	—
海外事業	—
合計	36,077

- (注) 1. 「従業員数」は就業人員数であり、出向人員等1,154人は含まない。
 2. 「平均年間給与（税込み）」は、基準外賃金を含む。
 3. 55歳から57歳までに「再雇用や転籍により65歳まで就労する」または「60歳の定年まで就労する」のいずれかの就労形態を選択する。
 4. 労働組合の状況について特記するような事項はない。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比11.7%増の5兆9,762億円、経常損益は3,269億円の損失（前連結会計年度は経常損失4,004億円）となった。

また、特別利益は、固定資産や有価証券の売却および退職年金制度の見直しなど経営合理化を加速するとともに、原子力損害賠償支援機構資金交付金6,968億円を計上した結果、9,139億円となった。

一方、特別損失は、災害特別損失402億円、原子力損害賠償費1兆1,619億円を計上したことなどから、1兆2,488億円となった。

これにより、当期純損益は、6,852億円の損失（前連結会計年度は当期純損失7,816億円）となった。

なお、当連結会計年度における各セグメントの業績（セグメント間の内部取引消去前）は次のとおりである。

[電気事業]

販売電力量は、生産活動の落ち込みの影響はあったものの、東日本大震災の影響からの反動増などから、前連結会計年度比0.3%増の2,690億kWhとなった。内訳としては、電灯は前連結会計年度比0.5%減の953億kWh、電力は同2.4%減の109億kWh、特定規模需要は同1.0%増の1,629億kWhとなった。

収支の状況については、収入面では、料金改定及び燃料費調整制度の影響により電気料収入単価が上昇したことなどから、売上高は前連結会計年度比13.3%増の5兆6,600億円となった。一方、支出面では、原子力発電の減少や為替レートの円安化などによる燃料価格の上昇などにより、燃料費が大幅に増加したことなどから、営業費用は前連結会計年度比11.5%増の5兆9,297億円となった。この結果、営業損益は2,696億円の損失（前連結会計年度は3,237億円の営業損失）となった。

[その他]

売上高は、経営合理化の一環として子会社を売却したことに伴う売上減などにより、前連結会計年度比9.3%減の5,913億円となった。一方、営業費用は、経営合理化の一環として子会社を売却したことに伴う費用減などにより、前連結会計年度比9.1%減の5,474億円となった。この結果、営業利益は前連結会計年度比12.0%減の439億円となった。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ2,606億円（20.8%）増加し、1兆5,145億円となった。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動による資金の収入は、2,608億円（前連結会計年度は28億円の支出）となった。これは、使用済燃料再処理等積立金の積立が減少したことなどによるものである。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動による資金の支出は、前連結会計年度比90.0%増の6,366億円となった。これは、有価証券の売却などの投融資の回収による収入が減少したことなどによるものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動による資金の収入は、6,325億円（前連結会計年度は6,147億円の支出）となった。これは、株式の発行による収入があったことなどによるものである。

2 【生産及び販売の状況】

連結会社においては、電気事業が事業の大半を占めており、また、電気事業以外のセグメントの製品・サービスは多種多様であり、受注生産形態をとらない製品も少なくないため、これらのセグメントについては生産規模等を金額あるいは数量で示すことはしていない。

このため、生産及び販売の状況については、電気事業のみを記載している。

(1) 需給実績

種別		平成24年度	前年同期比 (%)
発電 受電 電力量	連結会社		
	水力発電電力量 (百万kWh)	11,643	99.5
	火力発電電力量 (百万kWh)	229,882	109.3
	原子力発電電力量 (百万kWh)	0	0.0
	新エネルギー等発電電力量 (百万kWh)	53	177.4
	他社受電電力量 (百万kWh)	53,901 △2,580	120.0 84.4
	融通電力量 (百万kWh)	8,805 △7,822	88.5 90.0
	揚水発電所の揚水用電力量 (百万kWh)	△4,178	173.4
合計 (百万kWh)	289,704	99.6	
総合損失電力量 (百万kWh)		20,671	91.5
販売電力量 (百万kWh)		269,033	100.3
出水率 (%)		91.4	—

- (注) 1. 連結会社の水力発電電力量には、東京発電(株)からの受電電力量851百万kWhが含まれている。
2. 他社受電電力量及び融通電力量の上段は受電電力量、下段は送電電力量を示す。
3. 揚水発電所の揚水用電力量とは、貯水池運営のための揚水用に使用する電力である。
4. 販売電力量の中には、自社事業用電力量(平成23年度290百万kWh、平成24年度365百万kWh)を含んでいる。
5. 平成24年度出水率は、昭和56年度から平成22年度までの30か年平均に対する比である。
なお、平成23年度出水率は、昭和55年度から平成21年度までの30か年平均に対する比であり、104.3%である。

(2) 販売実績

① 契約高

種別		平成25年3月31日現在	前年同期比 (%)
契約口数	電灯	26,828,369	100.6
	電力	2,055,659	97.6
	計	28,884,028	100.4
契約電力 (千kW)	電灯	96,928	100.9
	電力	13,938	96.9
	計	110,866	100.3

(注) 電力には、特定規模需要は含まれていない。

② 販売電力量

種別		平成24年度 (百万kWh)	前年同期比 (%)	
特定規模需要 以外の 需要	電 灯	定額電灯	214	95.6
		従量電灯A・B	66,067	98.2
		従量電灯C	12,974	98.1
		その他	16,022	106.2
		計	95,277	99.5
	電 力	低圧電力	9,144	97.7
		その他	1,746	97.0
		計	10,890	97.6
	電灯電力合計		106,167	99.3
	特定規模需要		162,866	101.0
電灯電力・特定規模合計		269,033	100.3	
他社販売		2,226	107.7	
融通		7,817	89.9	

③ 料金収入

種別	平成24年度 (百万円)	前年同期比 (%)
電灯	2,335,119	109.5
電力	3,040,363	116.0
電灯電力合計	5,375,483	113.1
他社販売	33,961	103.4
融通	115,730	108.0

- (注) 1. 電力には、特定規模需要を含む。
2. 上記料金収入には、消費税等は含まれていない。

④ 産業別（大口電力）需要実績

種別		平成24年度		
		販売電力量		
		(百万kWh)	前年同期比 (%)	
業 工 業	鉱業	159	96.7	
	製 造	食料品	5,555	101.1
		繊維工業	309	97.5
		パルプ・紙・紙加工品	2,310	96.9
		化学工業	9,026	98.7
		石油製品・石炭製品	512	115.6
		ゴム製品	594	93.3
		窯業土石	2,308	94.5
		鉄鋼業	8,074	101.9
		非鉄金属	3,757	94.3
		機械器具	15,684	94.9
	その他	9,421	97.6	
	計	57,548	97.6	
	計	57,707	97.6	
そ の 他	鉄道業	5,940	104.6	
	その他	12,312	101.1	
	計	18,252	102.2	
合計		75,959	98.7	

(3) 資材の状況

重油及び原油等の受払状況

種別	平成24年度					
	期首残高	受入量	前年同期比 (%)	払出量	前年同期比 (%)	期末残高
石炭 (t)	224,393	3,298,269	101.5	2,887,277	89.6	635,385
重油 (kl)	487,210	7,554,960	127.4	7,472,841	129.7	569,329
原油 (kl)	630,072	3,177,315	138.3	3,023,459	130.5	783,928
LNG (t)	590,567	23,655,632	104.1	23,706,816	103.6	539,383
LPG (t)	74,257	1,451,647	150.9	1,459,346	153.3	66,558

3 【対処すべき課題】

当社は、今後も被害者の方々への親身・親切的な賠償や長期に及ぶ原子炉の廃止措置に責任をもって取り組んでまいり所存であるが、賠償・除染費用や原子炉の廃止措置関連費用など、被害の地域的広がりや被害額、復旧必要額の大きさなどからみて国家的難題に直面している。また、電力市場の全面自由化をはじめとする電力システム改革により競争がさらに激化するなど、当社を取り巻く事業環境が一層厳しさを増す一方、引き続き安定供給を確保していくためには、原子力の安全対策強化や経年火力の適切な運転・リプレースなど電力設備の運用・更新を確実に実施していくことが不可欠である。

こうしたなか、現在の支援の枠組みのみで対応した場合、国に依存した状態から脱却することは長期にわたって困難となり、将来への展望が見いだせない状態が続けば、事業活動に不可欠な資金の不足や人材の流出などにより企業体力の劣化が加速していくことが予想される。その結果、全面自由化への対応はもとより、安定供給の確保に支障が生じるとともに、賠償や廃炉などの責務を持続的に果たしていくことも厳しい状況になる。

こうした状況下において、当社は、競争環境のもとで市場原理に基づいて資金調達・投資決定を自律的に行うダイナミックな民間企業に早期に復帰し、技術・人材といった経営基盤を保持していく。このため、巨額の財務リスクについて、国による新たな支援の枠組みの検討を引き続き要請する一方、以下の施策等により企業改革を徹底的にすすめる、「事故の責任を全うし、世界最高水準の安全確保と競争の下での安定供給をやり抜く」という新たな使命を果たしていく所存である。

(1) 「福島の復興」を原点とする取り組み

事故の責任を全うするため、福島復興本社を中心に、国や自治体と連携しながら、親身・親切的な賠償の徹底・深化、除染・復興推進等にグループ一丸となって取り組んでいく。

具体的には、本年3月に開始した宅地・建物・家財に係る賠償を迅速にすすめるとともに、被害者の方々の個別事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施する。また、除染関連業務に携わる要員を本年内に昨年の3倍にあたる300名規模に増やすとともに、地域の経済復興や雇用回復・創出につながる取り組みをすすめていく。

(2) 原子力安全対策の取り組み

当社は、引き続き、中長期ロードマップに沿って福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置作業を確実に実施していく。なお、本年3月以降発生した停電事故や地下貯水槽からの汚染水の漏えい等により、福島のみならずまははじめ広く社会のみなさまに多大なご心配とご迷惑をおかけした。当社は、安定化維持・強化のための設備・運営管理の信頼度向上対策を徹底し、社会のみなさまにご安心いただけるよう努めていく。特に、日々発生する汚染水については、貯水タンクの増設計画の前倒しや多核種除去設備の活用による汚染レベルの低減等を実施する。

また、柏崎刈羽原子力発電所については、設備の適切な維持管理に加えて、建屋への浸水防止工事など一層の安全性向上に向けた対策を確実に実施する。

こうした取り組みに加え、「原子力改革監視委員会」の監督のもと、本年3月に策定した「原子力安全改革プラン」に基づき、設備面及び運用面におけるさまざまな安全性向上対策を迅速に強化するとともに、社外出身者をトップとする原子力安全監視室の設置やリスクコミュニケーション活動の充実等によりマネジメント面の強化にも取り組んでいく。

(3) サバイバルのためのコスト削減とコスト管理の徹底

電力市場の全面自由化後も市場競争に勝ち抜いていけるよう、抜本的なコスト削減に取り組むとともに、外部有識者を委員とする「調達委員会」のもとで調達構造や慣行の見直しをすすめていく。これらにより、総合特別事業計画で掲げた10年間平均で3,365億円という削減目標額から、さらに年1,000億円規模のコスト削減の上積みをめざす。加えて、現段階では柏崎刈羽原子力発電所の再稼働の時期が見通せない状況にあることから、緊急避難的なコスト削減の深掘りも含め、あらゆる手段を講じていく。また、全社に管理会計を導入し、細分化された組織単位での自発的なコスト削減・収益拡大のメカニズムを確立する。

(4) 社内カンパニー制の導入による経営改革

将来のホールディングカンパニー制への移行も視野に入れ、各事業部門が自発的に収益拡大に取り組み競争力を高めていくことができるよう、本年4月より社内カンパニー制を導入した。

各カンパニーにおける取り組みの内容は、以下のとおりである。

① フュエル&パワー・カンパニー

火力発電による電力の販売や燃料の調達等を行う当カンパニーは、低廉な電力を安定的にお客さまにお届けするとともに、コスト削減と売上拡大による利益・カンパニー価値の最大化をめざす。

このため、火力発電設備の建設・定期点検の工程短縮や工事の実施内容・範囲の厳選等により、燃料費・固定費を徹底して削減する。中長期的には、石炭火力発電や高効率LNG火力発電へのリプレースやシェールガスをはじめとする低廉な軽質LNGの大幅な導入拡大等により、発電原価構造を抜本的に改善していく。また、現在実施している海外での発電事業や燃料事業等を着実に推進するとともに、優良な投資案件の発掘にも取り組んでいく。

② パワーグリッド・カンパニー

送配電網（パワーグリッド）による電力供給を行う当カンパニーは、徹底したコスト削減ときめ細かいリスク管理を行い、託送原価の低減と電力系統の信頼度の維持をめざすとともに、中立・公平な送配電網の利用環境を提供していく。

このため、あらゆる領域におけるコスト削減策を恒常化したうえで一層の深掘りを検討するほか、設備の劣化管理をさらに高度化する。また、送配電網の利用における新電力と社内組織との公平な取り扱いを徹底し、託送業務の中立性を確保することに加え、系統情報等の積極的な開示により事業運営の透明性を高めていく。さらに、再生可能エネルギーの大量導入や全国レベルでの電力融通に対応するため、系統電圧対策や地域間連系線のさらなる活用に向けた検討・整備などを実施する。

③ カスタマーサービス・カンパニー

お客さまとの接点となる当カンパニーは、全面自由化後の競争を勝ち抜くため、スマート社会・スマートライフを実現する魅力あるトータルソリューションを提供する。

このため、これまで培ってきたノウハウを活かしつつ、アライアンスなどにより広く社外の知見を取り入れ、電気だけではなく周辺事業を含めた最適なソリューションを提案する。また、お客さまのライフスタイルにあわせて選んでいただける電気料金メニューを充実させるとともに、スマートメーターを利用したサービス等を検討し、提供していく。

さらに、価格競争力の強化に向けて、卸電力取引所の積極的な活用や新規電源調達における入札の利用等により、中長期的な電気料金の低減に取り組んでいく。

(5) 業務改革

上記の取り組みを一層加速させていくため、人事制度や広報の改革にも取り組んでいく。具体的には、処遇制度や評価制度の見直しにより実力主義を徹底するとともに、新たな人材育成体系の構築等を通じ、成長・改革を牽引し続ける人材を創出する。また、リスクやトラブル情報の迅速かつ正確な発信や経営トップが前面に立った広報等を実施し、社会からの信頼を回復できるよう努めていく。

(注) 本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下に記載している。また、必ずしもこれに該当しない事項についても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示している。

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う福島第一原子力発電所事故により、放射性物質の放出や電気の安定供給の支障等、広く社会のみなさまにご迷惑をおかけするとともに、当社グループの経営状況は大幅に悪化した。

これに対し当社は、今後取り組むべき課題と対応方針をとりまとめた総合特別事業計画を原子力損害賠償支援機構（以下「機構」）とともに策定し、平成24年5月に国の認定を受けた。また、平成24年11月には「改革集中実施アクション・プラン」を含む「再生への経営方針」を策定し、これらのもと、株主や投資家のみなさまをはじめ多くの関係者の方々からのご協力をいただきながら、経営基盤を建て直すとともに、諸課題の克服に向けた対応に全力で取り組んでいる。

しかしながら、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況にあり、以下のリスクが顕在化した場合、事業に大きな影響を与える可能性がある。

本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

(1) 福島第一原子力発電所事故

当社は、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故により、広く社会のみなさまにご迷惑をおかけしているとともに、「再生への経営方針（平成24年11月7日）」に記載したリスクを抱えている。

福島第一原子力発電所1～4号機では、「東京電力㈱福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下「中長期ロードマップ」）に沿って、国や関係機関の協力を得ながら廃止措置等に向けた取り組みを進めている。しかしながら、廃止措置等には、大量の汚染水の保管・処理などの安定化維持に係わる課題や、これまで経験のない技術的困難性を伴う、燃料デブリの取り出しなどの課題が多いこと等から、中長期ロードマップ通りに取り組みが進まない可能性がある。その場合、事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

また、原子力事故の発生による格付の低下等により、資金調達力が低下していることから、当社グループの業績、財政状態及び事業運営は影響を受ける可能性がある。

(2) 電気の安定供給

東北地方太平洋沖地震の影響等による福島第一・福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の全号機停止により、当社グループは供給力が低下していることから、供給力の確保と需要面の対策を進めている。しかしながら、自然災害、設備事故、テロ等の妨害行為、燃料調達支障などにより、長時間・大規模停電等が発生し、安定供給を確保できなくなる可能性がある。これらの場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性があるとともに、社会的信用を低下させ、事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(3) 原子力発電・原子燃料サイクル

原子力事故を踏まえ、国による原子力政策の見直しや原子力規制委員会による安全規制の見直し等が行われており、その内容を踏まえた安全性向上策等を実施していくこととなる。これらにより、当社及び当社関係会社の原子力発電事業や原子燃料サイクル事業の運営は影響を受ける可能性があるとともに、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

原子力発電所については、原子力事故の発生を踏まえ、経済産業大臣の指示に基づく緊急安全対策を実施するとともに、どのような事態が起きても過酷事故には至らないようにするという決意のもと、原子力発電所の安全対策強化や組織の改革に取り組んでいる。なお、柏崎刈羽原子力発電所については、現段階では再稼働の時期は見通せない状況にあることから、緊急避難的なコスト削減の深掘りも含め、あらゆる手段を講じていくが、この状況が続いた場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

また、原子力発電・原子燃料サイクルは、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処分、原子力発電施設等の解体等に、多額の資金と長期にわたる事業期間が必要になるなど不確実性を伴う。バックエンド事業における国による制度措置等によりこの不確実性は低減されているが、制度措置等の見直しや制度外の将来費用の見積額の増加、六ヶ所再処理施設等の稼働状況、同ウラン濃縮施設に係る廃止措置のあり方などにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

(4) 事業規制・環境規制

電気事業における制度変更を含めたエネルギー政策の見直し、地球温暖化に関する環境規制の強化など、当社グループを取り巻く規制環境の変化により、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。また、環境規制の強化等による再生可能エネルギーの大幅な増加により電力品質が低下するなど、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(5) 販売電力量

販売電力量は、経済活動や生産活動を直接的に反映することから、景気の影響を受けることがある。また、冷暖房需要は夏季・冬季を中心とした天候に影響されることがある。加えて、節電や省エネルギーの進展等により影響を受ける可能性がある。これらにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

(6) お客さまサービス

当社グループは、お客さまサービスの向上に努めているが、不適切なお客さま対応等により、お客さまの当社グループのサービスへの満足度や社会的信用等が低下し、当社グループの業績、財政状態及び円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(7) 金融市場の動向

企業年金資産等において保有している国内外の株式や債券は、株式市況や債券市況等により時価が変動することから、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

また、支払利息に関しては、今後の金利動向等により影響を受けることがある。

(8) 火力発電用燃料価格

火力発電用燃料であるLNG、原油、石炭等の価格は、国際市況や外国為替相場の動向等により変動し、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。ただし、一定の範囲内の燃料価格の変動については、燃料価格や外国為替相場の変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」により、業績への影響は緩和される。

(9) 安全確保、品質管理、環境汚染防止

当社グループは、安全確保、品質管理、環境汚染防止に努めているが、作業ミス、法令や社内ルールの不遵守等により、事故や人身災害、大規模な環境汚染が発生した場合や、不適切な広報・情報公開により、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(10) 企業倫理遵守

当社グループは、企業倫理を遵守した業務運営を定着させるための取り組みに努めているが、法令違反等の企業倫理に反した行為が発生した場合、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(11) 情報管理

当社グループは、大量のお客さま情報をはじめ、業務上の重要な情報を保有している。社内規程の整備や、従業員教育等を通じ情報の厳正な管理に留意しているが、これらの情報の流出等が発生した場合には、当社グループの情報管理に対する社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

(12) 電気事業以外の事業

当社グループは、海外事業を含む電気事業以外の事業を実施している。これらの事業は、当社の経営状況の変化、他事業者との競合の進展、規制の強化、外国為替相場や燃料国際市況その他の経済状況の変動、政情不安、自然災害などにより、投融资時点で想定した結果をもたらさない可能性がある。この場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける。

(13) 機構による当社株式の引受け

当社は、平成24年7月31日に機構を割当先とする優先株式（A種優先株式及びB種優先株式。以下A種優先株式及びB種優先株式をあわせて「本優先株式」という。）を発行した。

A種優先株式には、株主総会における議決権のほか、B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。また、B種優先株式には、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会における議決権は付されていないが、A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。

機構は、本優先株式の引受けにより総議決権の2分の1超を保有しており、株主総会における議決権行使等により、当社グループの事業運営に影響が生じる可能性がある。

今後、機構によりB種優先株式のA種優先株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合、又は本優先株式について、普通株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合には、既存株式の希釈化が進む可能性がある。特に、普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合には、既存株式の希釈化が生じる結果として、当社の株価が下落する可能性があるほか、当該普通株式を機構が市場売却した場合には、売却時の市場環境等によっては、さらに当社の株価に影響を及ぼす可能性もある。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

6 【研究開発活動】

当社グループの主要事業である電気事業の技術開発については、「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」ならびに「総合特別事業計画」のとりまとめを受けて、「中長期ロードマップに基づいた廃止措置等に向けた技術開発」及び「需給両面での安定供給を確保する技術開発」に重点化して取り組んでいる。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、20,642百万円である。なお、セグメント毎の研究開発費の内訳は、電気事業が20,336百万円、その他が306百万円である。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

[概要]

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比11.7%増の5兆9,762億円、営業損益は2,219億円の損失（前連結会計年度は営業損失2,725億円）、経常損益は3,269億円の損失（前連結会計年度は経常損失4,004億円）、当期純損益は6,852億円の損失（前連結会計年度は当期純損失7,816億円）となった。

[売上高]

当連結会計年度における各セグメントの売上高（セグメント間の内部取引消去前）は、電気事業が5兆6,600億円（前連結会計年度比13.3%増）、その他が5,913億円（前連結会計年度比9.3%減）となった。

電気事業の売上高の増加は、料金改定及び燃料費調整制度の影響により電気料収入単価が上昇したことなどによるものである。販売電力量の内訳は、電灯は前連結会計年度比0.5%減の953億kWh、電力は同2.4%減の109億kWh、特定規模需要は同1.0%増の1,629億kWhとなった。

その他の売上高の減少は、経営合理化の一環として子会社を売却したことに伴う売上減などによるものである。

[営業損益]

当連結会計年度における各セグメントの営業費用（セグメント間の内部取引消去前）は、電気事業が5兆9,297億円（前連結会計年度比11.5%増）、その他が5,474億円（前連結会計年度比9.1%減）となった。

電気事業の営業費用の増加は、原子力発電の減少や燃料価格の上昇などにより燃料費が大幅に増加したことなどによるものである。

その他の営業費用の減少は、経営合理化の一環として子会社を売却したことに伴う費用減などによるものである。

以上により、売上高から営業費用を差し引いた当連結会計年度における各セグメントの営業損益（セグメント間の内部取引消去前）は、電気事業が2,696億円の営業損失（前連結会計年度は営業損失3,237億円）、その他が439億円の営業利益（前連結会計年度比12.0%減）となった。

[経常損失]

当連結会計年度の経常損失は、営業損失が2,219億円、営業外収益が前連結会計年度に比べ94億円増加し615億円となり、営業外費用が前連結会計年度に比べ135億円減少し1,665億円となったことから、3,269億円（前連結会計年度は経常損失4,004億円）となった。

[当期純損失]

当連結会計年度の税金等調整前当期純損失は、固定資産や有価証券の売却および退職年金制度の見直しなど経営合理化を加速するとともに、原子力損害賠償支援機構資金交付金6,968億円を計上した結果、特別利益が9,139億円となる一方で、災害特別損失402億円、原子力損害賠償費1兆1,619億円などを計上した結果、6,530億円（前連結会計年度は税金等調整前当期純損失7,537億円）となった。ここから法人税、住民税及び事業税263億円、法人税等調整額23億円、少数株主利益35億円を減算し、当連結会計年度の当期純損失は6,852億円（前連結会計年度は当期純損失7,816億円）となった。なお、1株当たりの当期純損失は427円64銭（前連結会計年度は1株当たりの当期純損失487円76銭）となった。

(2) 流動性及び資金の源泉

[キャッシュ・フローの状況]

現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は前連結会計年度末に比べ2,606億円（20.8%）増加し、1兆5,145億円となった。

営業活動によるキャッシュ・フローについては、2,608億円の収入（前連結会計年度は28億円の支出）となった。これは、使用済燃料再処理等積立金の積立が減少したことなどによるものである。

投資活動によるキャッシュ・フローについては、前連結会計年度比90.0%増の6,366億円の支出となった。これは、有価証券の売却などの投融資の回収による収入が減少したことなどによるものである。

財務活動によるキャッシュ・フローについては、6,325億円の収入（前連結会計年度は6,147億円の支出）となった。これは、株式の発行による収入があったことなどによるものである。

[資産・負債・純資産の状況]

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末に比べ5,473億円減少し、14兆9,891億円となった。これは、未収原子力損害賠償支援機構資金交付金が減少したことなどによるものである。

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べ8,726億円減少し、13兆8,513億円となった。これは、有利子負債および原子力損害賠償引当金が減少したことなどによるものである。

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ3,253億円増加し、1兆1,378億円となった。これは、当期純損失となったものの、原子力損害賠償支援機構からの増資があったことなどによるものである。この結果、自己資本比率は7.5%と前連結会計年度末に比べ2.4ポイント上昇した。

[財務政策]

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に伴う多額の損失の発生や原子力発電所の停止等による燃料費の増加などにより財務基盤と収益構造が大幅に悪化するとともに、自律的な資金調達力が著しく低下している。

このため、主務大臣より平成24年5月9日に認定を受けた総合特別事業計画に基づき、平成24年7月31日に原子力損害賠償支援機構（以下、「機構」）を割当先とするA種優先株式及びB種優先株式（払込金額総額1兆円）を発行した。

また、同計画に基づき、すべての取引金融機関に対し、借換え等による与信の維持をお願いし、ご協力いただいている。これに加え、平成23年3月11日から平成23年9月末日までの間に当社が弁済を行った取引金融機関から、弁済額と同額の融資等による資金供与（いわゆる「復元」）を受けるとともに、主要取引金融機関から追加与信のご協力をいただいている。

上記の機構による資本増強と金融機関の支援・協力のもとで、社債市場への復帰等、従前の自律的な資金調達力の早期回復へ向けて財務基盤の強化を図っていく。

また、当社グループでは、グループ全体でより効率的な資金の運用を図る観点からグループ金融制度を採用している。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

連結ベース及び提出会社の設備投資等の概要については、以下のとおりである。

(1) 概要

設備投資については電気の安定供給維持に必要最低限な水準まで絞り込む一方、供給力対策として電源の新設等を行った結果、連結ベースの平成24年度の設備投資額は、675,011百万円となった。なお、セグメント毎の設備投資額の内訳（セグメント間の内部取引消去前）は、電気事業が647,317百万円、その他が31,097百万円（情報通信事業7,377百万円、エネルギー・環境事業19,101百万円、住環境・生活関連事業4,618百万円）となった。

なお、福島第一原子力発電所1～4号機（最大出力2,812,000kW）については、電気事業法第9条に基づく届出を行い、平成24年4月19日付けで廃止となった。

(2) 提出会社の平成24年度の設備投資額

項目		設備投資額（百万円）
電気事業	水力・新エネルギー等	17,027
	火力	260,334
	原子力	101,867
	送電	96,972
	変電	54,717
	配電	97,098
	原子燃料他	22,243
	合計	650,261
その他	26	
情報通信事業	13	
エネルギー・環境事業	—	
住環境・生活関連事業	13	
総計	650,287	

(注) 上記設備投資額には消費税等は含まれていない。

2 【主要な設備の状況】

連結ベース及び提出会社の主要な設備の状況については、以下のとおりである。

(1) セグメント毎の設備概況

平成25年3月31日現在

セグメントの名称	帳簿価額（百万円）					従業員数 （人）
	土地	建物	機械装置 その他	相殺消去額等	計	
電気事業	(266, 134) 583, 839	336, 747	6, 463, 530	△59, 208	7, 324, 909	35, 546
その他	(10, 361) 52, 074	125, 310	106, 234	△61	283, 558	12, 648
情報通信事業	(1) 56	842	5, 494	△3	6, 390	3, 123
エネルギー・環境事業	(5, 115) 11, 219	16, 024	94, 391	△5	121, 629	7, 077
住環境・生活関連事業	(5, 243) 40, 799	108, 443	6, 349	△52	155, 539	2, 442
海外事業	(-) -	-	-	-	-	6
計	(276, 495) 635, 914	462, 058	6, 569, 765	△59, 269	7, 608, 468	48, 194

(注) 1. 「土地」の（ ）内は面積（単位千㎡）である。

2. 「従業員数」には建設工事専従者563人を含まない。

(2) 提出会社の設備概況

平成25年3月31日現在

区分	設備概要	帳簿価額 (百万円)				従業員数 (人)			
		土地	建物	機械装置 その他	計				
電	水力発電設備	発電所数	164か所	(222, 107)					
		最大出力	9, 453, 390 k W	10, 563	13, 968	608, 301	632, 833	1, 175	
	火力発電設備	発電所数	15か所	(11, 144)					
		最大出力	38, 971, 000 k W	191, 565	52, 080	605, 016	848, 663	2, 388	
	原子力発電設備	発電所数	3か所	(9, 748)					
最大出力		14, 496, 000 k W	22, 855	66, 481	659, 832	749, 169	7, 067		
気	内燃力発電設備	発電所数	16か所	(79)					
		最大出力	2, 627, 220 k W	1, 139	4, 789	130, 610	136, 539	49	
	新エネルギー等 発電設備	発電所数	5か所	(336)					
		最大出力	33, 800 k W	8, 745	76	4, 613	13, 434	1	
	送電設備	架空電線路	亘長	14, 751 k m	(9, 707) 148, 572	14, 367	1, 791, 291	1, 954, 231	3, 166
		回線延長	28, 345 k m						
地中電線路		亘長	6, 387 k m						
		回線延長	12, 210 k m						
	支持物数		51, 200基						
事	変電設備	変電所数	1, 582か所	(10, 666) 154, 839	100, 406	513, 236	768, 482	2, 740	
		出力	600, 000 k W						
			267, 994, 600 k V A						
	調相設備容量		53, 508, 820 k V A						
業	配電設備	架空電線路	亘長	334, 885 k m	(100) 6, 082	5, 261	2, 127, 719	2, 139, 063	6, 263
			電線延長	1, 009, 868 k m					
		地中電線路	亘長	19, 062 k m					
			電線延長	33, 198 k m					
		支持物数		5, 852, 612基					
		変圧器個数		2, 428, 558個					
	変圧器容量		100, 125, 891 k V A						
業務設備	本店 1 か所 支店10か所 電力所 3 か所			(1, 300) 36, 939	78, 771	18, 947	134, 657	12, 697	
その他				(287) 14, 146	26, 100	4, 088	44, 335	20	
情報通信事業	—	—	—	—	11	70	82	1	
エネルギー・環境 事業	—	—	—	—	4, 266	3, 306	7, 573	19	
住環境・生活関連 事業	—	—	—	(287) 14, 146	21, 822	710	36, 680	—	
計	—	—	—	(265, 478) 595, 450	362, 304	6, 463, 656	7, 421, 410	35, 566	

- (注) 1. 変電設備出力の上段600, 000 k Wは周波数変換設備の出力である。
2. 「土地」の()内は面積(単位千㎡)である。
3. 上記のほか借地面積は185, 343千㎡である。その主なものは、送電設備用借地176, 545千㎡である。
4. 「帳簿価額」には貸付設備2, 495百万円及び事業外固定資産4, 547百万円を含まない。
5. 「従業員数」には建設工事専従者511人を含まない。
6. 上記電気事業設備には福利厚生施設を含んでいる。

(3) 提出会社の主要な設備

主要発電設備

水力発電設備

平成25年3月31日現在

発電所名	所在地	水系	出力 (kW)		土地面積 (千㎡)
			最大	常時	
鬼怒川	栃木県日光市	利根川	127,000	11,200	612
今市	栃木県日光市	利根川	1,050,000	—	910
塩原	栃木県那須塩原市	那珂川	900,000	—	1,017
矢木沢	群馬県利根郡みなかみ町	利根川	240,000	—	42
玉原	群馬県利根郡みなかみ町	利根川	1,200,000	—	921
神流川	群馬県多野郡上野村	利根川・信濃川	940,000	—	1,751
葛野川	山梨県大月市	富士川・相模川	800,000	—	1,367
秋元	福島県耶麻郡猪苗代町	阿賀野川	107,500	7,200	1,202
安曇	長野県松本市	信濃川	623,000	—	3,253
水殿	長野県松本市	信濃川	245,000	—	890
新高瀬川	長野県大町市	信濃川	1,280,000	—	2,162
中津川第一	新潟県中魚沼郡津南町	信濃川	126,000	13,900	343
信濃川	新潟県中魚沼郡津南町	信濃川	169,000	88,400	457

汽力発電設備

平成25年3月31日現在

発電所名	所在地	出力 (kW)	土地面積 (千㎡)
大井	東京都品川区	1,050,000	188
品川	東京都品川区	1,140,000	104
横須賀	神奈川県横須賀市	2,100,000	826
川崎	神奈川県川崎市川崎区	2,000,000	279
横浜	神奈川県横浜市鶴見区	3,325,000	444
南横浜	神奈川県横浜市磯子区	1,150,000	167
東扇島	神奈川県川崎市川崎区	2,000,000	501
千葉	千葉県千葉市中央区	2,880,000	1,009
五井	千葉県市原市	1,886,000	403
姉崎	千葉県市原市	3,600,000	931
袖ヶ浦	千葉県袖ヶ浦市	3,600,000	1,267
富津	千葉県富津市	5,040,000	1,161
鹿島	茨城県神栖市	4,400,000	996
常陸那珂	茨城県那珂郡東海村	1,000,000	1,406
広野	福島県双葉郡広野町	3,800,000	1,317

原子力発電設備

平成25年3月31日現在

発電所名	所在地	出力 (kW)	土地面積 (千㎡)
福島第一	福島県双葉郡大熊町	1,884,000	3,968
福島第二	福島県双葉郡楡葉町	4,400,000	1,545
柏崎刈羽	新潟県柏崎市	8,212,000	4,227

(注) 平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震の影響等により、福島第一・福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の全号機が停止している。

主要送電設備

平成25年3月31日現在

線路名	種別	電圧 (kV)	亘長 (km)
西群馬幹線	架空	500 (一部1,000kV設計)	167.99
南新潟幹線	架空	500 (一部1,000kV設計)	110.77
南いわき幹線	架空	500 (一部1,000kV設計)	195.40
福島幹線	架空	500	181.64
福島東幹線	架空	500	171.35
新豊洲線	地中	500	39.50
葛南世田谷線	地中	275	32.50
千葉葛南線	地中	275	30.41

主要変電設備

平成25年3月31日現在

変電所名	所在地	最高電圧 (kV)	出力 (kVA)	土地面積 (千㎡)
新野田	千葉県野田市	500	8,020,000	288
新坂戸	埼玉県坂戸市	500	6,900,000	65
新京葉	千葉県船橋市	500	6,750,000	373
房総	千葉県市原市	500	6,690,000	239
新富士	静岡県駿東郡小山町	500	6,650,000	324

主要業務設備

平成25年3月31日現在

事業所名	所在地	土地面積 (千㎡)
本店	東京都千代田区 他	351
支店等	東京都新宿区 他	948

3【設備の新設、除却等の計画】

連結ベース及び提出会社の設備の新設、除却等の計画については、以下のとおりである。

(1) 概要

原子力発電所の稼働について、確たる見通しが立てられないことから、連結ベース及び提出会社の平成25年度の設備投資計画は、未定としている。なお、重要な設備の除却、売却等の計画はない。

(2) 提出会社の平成25年度設備投資計画

電気事業の設備投資計画については、電気の安定供給の確保を大前提とした上で、中長期にわたる徹底的な経営合理化の観点から設備投資額を抑制するよう努めていく。

主要な設備計画

水力

地点名	出力 (千kW)	着工	運転開始
葛野川	1,600	平成4/11 平成9/8	平成11/12、12/6、35年度以降、26/5
神流川	2,820	平成9/2	平成17/12、24/6、35年度以降

火力

地点名	出力 (千kW)	着工	運転開始
常陸那珂2号	1,000	平成12/5	平成25/12
広野6号	600	平成20/10	平成25/12
川崎2号系列	1,920	平成21/7 (1軸)、25/1 (2、3軸)	平成25/2、28/7、29/7
千葉3号系列	1,500	平成24/1	平成26/4、26/6、26/7
鹿島7号系列	1,248	平成24/3	平成26/5、26/7、26/6
五井1号系列	2,130	平成35年度以降	平成35年度以降

原子力

地点名	出力 (千kW)	着工	運転開始
東通1、2号	各1,385	平成23/1、未定	未定

送電

件名	電圧 (kV)	亘長 (km)	着工	運転開始
西上武幹線新設	500	110.4	平成18/1	平成26/6
川崎豊洲線新設	275	22.2	平成21/8	平成24/5、27/11、28/11
千葉葛南線新設	275	30.4	平成23/4	平成26/3、24/6

変電

件名	電圧 (k V)	出力 (千 k V A)	着工	運転開始
京浜変電所取替	275	450 △220	平成23 / 2	平成25 / 6
代官山変電所新設	275	600	平成35年度以降	平成35年度以降

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,000,000,000
A種優先株式	5,000,000,000
B種優先株式	500,000,000
計	14,100,000,000(注)

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は40,500,000,000株であるが、上記の「計」の欄では、当社定款に定める発行可能株式総数14,100,000,000株を記載している。なお、当社が、実際に発行できる株式の総数は、発行可能株式総数の範囲内である。また、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されていない。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年6月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,607,017,531	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株
A種優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。)	1,600,000,000	同左	非上場	単元株式数は100株 (注1、2、3)
B種優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。)	340,000,000	同左	非上場	単元株式数は10株 (注1、2、3)
計	3,547,017,531	同左	—	—

(注1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおり。

(1) A種優先株式及びB種優先株式(以下「本優先株式」という。)には、普通株式を対価とする取得請求権が付与されている。本優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における普通株式の株価を基準として修正されるため、普通株式の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合がある。

(2) 本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係る本優先株式の数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、下記で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、取得請求に係る本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

取得価額は、当初200円とし、本優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、取得請求日における時価の90%に修正される(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)

(以下本(注1)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)

取得請求日における時価は、取得請求日の直前の5連続取引日（以下本（注1）において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）及び当社が請求対象である普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（本優先株主及び当社が当該普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間に本優先株主が普通株式を対価とする取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。

上記の詳細は、後記（注3）(1)④及び（注3）(2)④を参照。

- (3) 本優先株式の修正後取得価額は300円を上限とし、下限を30円とする。

上記の詳細は、後記（注3）(1)④及び（注3）(2)④を参照。

- (4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条件はない。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおり。

- (1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

① (i) 原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）が保有する議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。以下本①において同じ。）を3分の2以上に増加させる場合、又は(ii) 下記②により2分の1未満に減少させた議決権割合を2分の1以上に増加させる場合には、機構は、当社と協議のうえ、当社と共同で機構法第46条第1項に定める認定特別事業計画の変更手続をとる（この場合、当社は、機構の判断に従い、認定特別事業計画の変更に係る認定の申請を機構と共同で行う。）ものとし、当該変更について主務大臣の認定が得られた後に議決権割合を増加させるための取得請求権を行使すること（但し、機構が普通株式の市場売却等によってその保有する本優先株式を換価することを目的として、本優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使する場合にはこの限りではない。）

② (i) 当社の集中的な経営改革に一定の目途がついたと機構が判断する場合、又は(ii) 当社が公募債市場において自律的に資金調達を実施していると機構が判断する場合には、機構は、B種優先株式を対価とするA種優先株式の取得請求権の行使等の措置を講じることによって、機構が保有する当社の議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。）を2分の1未満に低減させること

- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

本優先株式のいずれも、該当事項はない。

- (3) その他投資者の保護を図るため必要な事項

① 単元株式数

A種優先株式の単元株式数は100株であり、B種優先株式の単元株式数は10株である。

② 種類株主総会の決議

当社は、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。

③ 議決権の有無及びその内容

当社は、本優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式及びA種優先株式は株主総会において議決権を有する株式だが、B種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。議決権のあるA種優先株式（B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）と議決権のないB種優先株式（A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）の2種類を発行する理由は、機構が、議決権付種類株式であるA種優先株式により、総議決権の2分の1超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式であるB種優先株式を引き受けることで、潜在的には総議決権の3分の2超の議決権を確保するためである。

(注3) 株式の内容

(1) A種優先株式の内容

① 剰余金の配当

イ. A種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（200円。但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ロ. に定める配当率（以下「A種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「A種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して下記ハ. に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ. A種優先配当率

A種優先配当率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋0.25%

なお、A種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「A種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBAA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いる。

ハ. A種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ. 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種優先配当基準金額に達しないときは、そのA種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ. 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

② 残余財産の分配

イ. A種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ハ. に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ. 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記イ. のほか残余財産の分配を行わない。

ハ. 経過A種優先配当金相当額

経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、A種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ニ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A種優先株式の1単元の株式数は100株とする。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

イ. 普通株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ. に定める数の普通株式（以下本(1)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(1)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくA種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(1)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）を下回る場合には、(i)各A種優先株主による普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のA種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるA種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るA種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたA種優先株式の数に、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ.乃至ホ. で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

ロ. A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記ハ.乃至ホ. で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

ハ. 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

ニ. 取得価額の修正

取得価額は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下本(1)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）但し、修正後取得価額が300円（以下本(1)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(1)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ. の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下本(1)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にA種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ. に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記ホ. に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ. 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本ホ. により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- iii) 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ.において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下本(1)において「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下本(1)において「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\frac{\text{発行済普通株式数} \times \text{新たに発行する1株当たり払込金額}}{\text{当社が保有する普通株式の数}} + \frac{\text{普通株式の数} \times \text{普通株式1株当たりの時価}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \right)}{\left(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数} \right)}$$

- iv) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本iv)において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本iv)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- v) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本v)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記i)乃至iii)のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ii) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- iii) その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

へ、合理的な措置

上記ハ、乃至ホ、に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

⑤ B種優先株式を対価とする取得請求権

イ、B種優先株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ、に定める数のB種優先株式（以下「請求対象B種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「B種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象B種優先株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

ロ、A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数は、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に0.1を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

⑥ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- i) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ii) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- iii) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) B種優先株式の内容

① 剰余金の配当

イ. B種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（2,000円。但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ロ. に定める配当率（以下「B種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「B種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して下記ハ. に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ. B種優先配当率

B種優先配当率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋0.5%

なお、B種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「B種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、B種優先配当率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いる。

ハ. B種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ. 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払うB種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がB種優先配当基準金額に達しないときは、そのB種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ. 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

② 残余財産の分配

イ. B種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ハ. に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ. 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記イ. のほか残余財産の分配を行わない。

ハ. 経過B種優先配当金相当額

経過B種優先配当金相当額は、分配日において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、B種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ニ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。B種優先株式の1単元の株式数は10株とする。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

イ. 普通株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ. に定める数の普通株式（以下本(2)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(2)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくB種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(2)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）を下回る場合には、(i)各B種優先株主による普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のB種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるB種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るB種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたB種優先株式の数に、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ.乃至ホ. で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

ロ. B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記ハ.乃至ホ. で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

ハ. 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

ニ. 取得価額の修正

取得価額は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下本(2)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。））。但し、修正後取得価額が300円（以下本(2)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(2)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ. の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下本(2)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にB種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ. に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記ホ. に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ. 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本ホ. により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- iii) 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ.において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下本(2)において「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下本(2)において「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \\ + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

- iv) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本iv)において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本iv)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- v) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本v)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記i)乃至iii)のいずれかに該当する場合には、当社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がある事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ii) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- iii) その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

へ、合理的な措置

上記ハ、乃至ホ、に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

⑤ A種優先株式を対価とする取得請求権

イ、A種優先株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ、に定める数のA種優先株式（以下「請求対象A種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「A種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象A種優先株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

ロ、B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数は、A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に10を乗じて得られる数とする。

⑥ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- i) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ii) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- iii) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

① A種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成25年1月1日から 平成25年3月31日まで)	第89期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

② B種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成25年1月1日から 平成25年3月31日まで)	第89期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年10月19日 (注) 1	227,630	1,580,497	201,111	877,545	201,111	220,125
平成22年11月1日 (注) 2	26,520	1,607,017	23,430	900,975	23,430	243,555
平成24年7月31日 (注) 3	1,940,000	3,547,017	500,000	1,400,975	500,000	743,555

(注) 1. 一般募集

発行価格 1,843円

発行価額（払込金額）1,767円、総額402,222百万円

資本組入額 883.50円、総額201,111百万円

2. 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

発行価額（払込金額）1,767円、総額46,860百万円

資本組入額 883.50円、総額23,430百万円

割当先 野村證券㈱

3. 第三者割当

A種優先株式 発行価格（払込金額）200円、総額320,000百万円

資本組入額 100円、総額160,000百万円

割当先 原子力損害賠償支援機構

B種優先株式 発行価格（払込金額）2,000円、総額680,000百万円

資本組入額 1,000円、総額340,000百万円

割当先 原子力損害賠償支援機構

(6) 【所有者別状況】

① 普通株式

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	31	96	67	3,472	513	405	660,388	664,972	—
所有株式数（単元）	434,007	2,947,000	369,402	700,251	2,684,015	7,678	8,860,144	16,002,497	6,767,831
所有株式数の割合（%）	2.71	18.41	2.31	4.38	16.77	0.05	55.37	100.00	—

(注) 1. 自己株式2,981,237株は、「個人その他」に29,811単元、「単元未満株式の状況」に137株含まれている。
 なお、自己株式2,981,237株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は2,980,167株である。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ146単元及び13株含まれている。

② A種優先株式

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	16,000,000	—	—	—	16,000,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

③ B種優先株式

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数10株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	34,000,000	—	—	—	34,000,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
原子力損害賠償支援機構	東京都港区虎ノ門2丁目2番5号	1,940,000	54.69
東京電力従業員持株会	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	49,670	1.40
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	42,676	1.20
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	35,927	1.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	33,184	0.94
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	26,400	0.74
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	23,791	0.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	22,667	0.64
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	15,657	0.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	15,182	0.43
計	—	2,205,157	62.17

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりである。

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
原子力損害賠償支援機構	東京都港区虎ノ門2丁目2番5号	16,000,000	50.10
東京電力従業員持株会	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	496,705	1.56
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	426,767	1.34
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	359,275	1.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	331,842	1.04
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	264,005	0.83
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	237,911	0.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	226,670	0.71
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	156,571	0.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	151,824	0.48
計	—	18,651,570	58.40

(注) 前事業年度末において主要株主でなかった原子力損害賠償支援機構は、当事業年度末現在では主要株主となっている。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 340,000,000	—	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,980,100	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 3,719,300		
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,593,550,300	15,935,503	—
	A種優先株式 1,600,000,000	16,000,000	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 6,767,831	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,547,017,351	—	—
総株主の議決権	—	31,935,503	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が14,600株含まれている。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数146個が含まれている。

② 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	2,980,100	—	2,980,100	0.08
株式会社関電工	東京都港区芝浦4丁目8番33号	2,369,800	—	2,369,800	0.07
株式会社東京エネシス	東京都港区新橋6丁目9番7号	1,349,500	—	1,349,500	0.04
計	—	6,699,400	—	6,699,400	0.19

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株 (議決権の数10個) ある。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式に含まれている。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	34,644	5,867,845
当期間における取得自己株式	6,691	3,101,907

(注) 「当期間における取得自己株式」には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)	3,920	647,525	633	328,152
保有自己株式数	2,980,167	—	2,986,225	—

(注) 1. 当期間における「その他（単元未満株式の買増請求による売渡）」には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増しによる株式は含まれていない。

2. 当期間における「保有自己株式」には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式は含まれていない。

3 【配当政策】

当社では、株主のみなさまに対する利益配分を経営の最重要課題の一つと認識しているが、東北地方太平洋沖地震以降の極めて厳しい経営環境及び収支状況に鑑み、現在は配当の基本方針を取り下げている。新しい基本方針は、今後の状況に応じ改めて検討する。また、当社は、取締役会の決議により中間配当金を支払うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当は中間配当金と期末配当金の年2回を基本的な方針とし、これらの決定機関は、中間配当金は取締役会、期末配当金は株主総会である。

当年度の業績については、原子力発電の減少や燃料価格の上昇などにより燃料費が増加したことなどから経常損失となったことに加え、また、原子力損害賠償支援機構資金交付金などの特別利益を計上したものの、原子力損害賠償費などの特別損失を計上したことなどから、大幅な当期純損失となった。そのため、当期の配当については見送ることとした。

次期の配当についても、引き続き厳しい経営環境等が見込まれることから、中間、期末とも見送る予定としている。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

① 普通株式

回次	第85期	第86期	第87期	第88期	第89期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高(円)	3,280	2,540	2,499	643	258
最低(円)	2,215	2,085	461	148	120

(注) 東京証券取引所(市場第一部)の株価による。

② A種優先株式及びB種優先株式

A種優先株式及びB種優先株式は非上場であるため、該当事項なし。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

① 普通株式

月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
最高(円)	141	137	258	250	220	256
最低(円)	124	120	129	201	182	207

(注) 東京証券取引所(市場第一部)の株価による。

② A種優先株式及びB種優先株式

A種優先株式及びB種優先株式は非上場であるため、該当事項なし。

5 【役員の状況】

(1) 取締役

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	監査委員会委員長 指名委員会委員 報酬委員会委員	下河邊 和彦	昭和22年12月12日生	昭和49年4月 弁護士（現） 平成19年4月 東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長 平成23年5月 東京電力に関する経営・財務調査委員会委員長 平成23年10月 原子力損害賠償支援機構運営委員長 平成24年6月 当社取締役会長（現）	(注) 2	普通株式 0
取締役	指名委員会委員	廣瀬 直己	昭和28年2月1日生	昭和51年4月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員販売営業本部副本部長 平成20年6月 当社執行役員神奈川支店長 平成22年6月 当社常務取締役 平成23年3月 当社常務取締役福島原子力被災者支援対策本部副本部長 平成24年6月 当社取締役、代表執行役社長 平成24年9月 当社取締役、代表執行役社長原子力改革特別タスクフォース長 平成25年4月 当社取締役、代表執行役社長原子力改革特別タスクフォース長兼ソーシャル・コミュニケーション室長 平成25年5月 当社取締役、代表執行役社長原子力改革特別タスクフォース長兼ソーシャル・コミュニケーション室長兼新成長タスクフォース長 平成25年6月 当社取締役、代表執行役社長経営改革本部長兼原子力改革特別タスクフォース長兼ソーシャル・コミュニケーション室長兼新成長タスクフォース長（現）	(注) 2	普通株式 15,042
取締役		山口 博	昭和26年2月15日生	昭和50年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員電力流通本部副本部長 平成19年6月 当社常務取締役電力流通本部副本部長 平成24年6月 当社取締役、代表執行役副社長電力流通本部長 平成25年4月 当社取締役、代表執行役副社長技術開発本部長 平成25年6月 当社取締役、代表執行役副社長（現）	(注) 2	普通株式 24,059

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		相澤 善吾	昭和27年1月28日生	昭和50年4月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員火力部長 平成20年6月 当社常務取締役 平成23年6月 当社代表取締役副社長原子力・立地本部長 平成24年6月 当社代表執行役員副社長原子力・立地本部長 平成24年9月 当社代表執行役員副社長原子力改革特別タスクフォース長代理兼原子力・立地本部長 平成25年6月 当社取締役、代表執行役員副社長原子力改革特別タスクフォース長代理兼原子力・立地本部長 (現)	(注) 2	普通株式 15,512
取締役	指名委員会委員	嶋田 隆	昭和35年3月20日生	昭和57年4月 通商産業省 (現経済産業省) 入省 平成19年10月 経済産業省大臣官房総務課長 平成20年7月 経済産業省大臣官房政策評価審議官 平成20年8月 経済財政政策担当大臣政務秘書官 平成21年2月 財務大臣、金融担当大臣秘書官 平成21年9月 経済産業省経済産業研修所長 平成22年7月 経済産業省通商政策局通商機構部長 平成23年1月 経済財政政策担当大臣政務秘書官 平成23年9月 原子力損害賠償支援機構理事兼事務局長 平成24年6月 原子力損害賠償支援機構連絡調整室長 (現) 平成24年6月 当社取締役、執行役会長補佐兼経営改革本部事務局長 (共同) (現)	(注) 2	普通株式 0
取締役	監査委員会委員	内藤 義博	昭和25年7月22日生	昭和49年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員千葉支店長 平成20年6月 当社常務取締役 平成24年6月 当社取締役、代表執行役員副社長福島原子力被災者支援対策本部長 平成25年1月 当社取締役、代表執行役員副社長福島本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長 平成25年6月 当社取締役 (現)	(注) 2	普通株式 23,642

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	指名委員会委員長	敷土 文夫	昭和16年3月3日生	昭和39年4月 川崎製鉄株式会社（現ジェイエフイー スチール株式会社）入社 平成17年4月 ジェイエフイー ホールディングス株式会社代表取締役社長 平成22年4月 ジェイエフイー ホールディングス株式会社取締役 平成22年6月 ジェイエフイー ホールディングス株式会社相談役（現） 平成23年4月 日本放送協会経営委員会委員長 平成24年6月 当社取締役（現）	(注) 2	普通株式 0
取締役	報酬委員会委員長	能見 公一	昭和20年10月24日生	昭和44年4月 農林中央金庫入庫 平成14年6月 農林中央金庫専務理事 平成16年6月 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社代表取締役社長 平成18年6月 株式会社あおぞら銀行取締役副会長 平成18年9月 株式会社あおぞら銀行代表取締役副会長 平成19年2月 株式会社あおぞら銀行代表取締役会長兼CEO 平成20年7月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授 平成21年7月 株式会社産業革新機構代表取締役社長（現） 平成24年6月 当社取締役（現）	(注) 2	普通株式 12,754
取締役	指名委員会委員	小林 喜光	昭和21年11月18日生	昭和49年12月 三菱化成工業株式会社（現三菱化学株式会社）入社 平成19年4月 株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役社長（現） 平成19年4月 三菱化学株式会社代表取締役社長 平成21年4月 株式会社地球最適化インスティテュート代表取締役社長（現） 平成24年4月 三菱化学株式会社取締役会長（現） 平成24年6月 当社取締役（現）	(注) 2	普通株式 11,972

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	監査委員会委員	榎谷 隆夫	昭和23年11月7日生	昭和50年3月 公認会計士(現) 昭和61年1月 センチュリー監査法人(現新 日本有限責任監査法人)代表 社員 昭和61年4月 東京エグゼクティブ株式会社 (現株式会社ブレイン・コ ア)代表取締役社長(現) 平成元年3月 東京フロンティア株式会社 (現株式会社エフ・ビープレ イン)代表取締役社長(現) 平成元年7月 日本公認会計士協会理事 平成19年8月 日本公認会計士協会常務理事 平成24年6月 当社取締役(現)	(注)2	普通株式 13,224
取締役	報酬委員会委員	藤森 義明	昭和26年7月3日生	昭和50年4月 日商岩井株式会社(現双日株 式会社)入社 昭和61年10月 日本ゼネラル・エレクトリック 株式会社(現日本GE株式 会社。以下同じ)入社 平成13年5月 ゼネラル・エレクトリック・ カンパニー シニア・バイ ス・プレジデント 平成20年10月 日本ゼネラル・エレクトリック 株式会社代表取締役会長兼 社長兼CEO 平成23年3月 日本GE株式会社代表取締役 会長 平成23年6月 株式会社住生活グループ(現 株式会社LIXILグルー プ。以下同じ)取締役 平成23年6月 株式会社LIXIL取締役 平成23年8月 株式会社住生活グループ取締 役代表執行役社長兼CEO (現) 平成23年8月 株式会社LIXIL代表取締 役社長兼CEO(現) 平成24年6月 当社取締役(現)	(注)2	普通株式 11,872
計						128,077

- (注) 1. 取締役 下河邊 和彦、同 數士 文夫、同 能見 公一、同 小林 喜光、同 榎谷 隆夫及び同 藤森 義明は、社外取締役である。
2. 平成25年6月26日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

(2) 執行役

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役 社長	経営改革本部長兼 原子力改革特別タ スクフォース長兼 ソーシャル・コミ ュニケーション室 長兼新成長タスク フォース長	廣瀬 直己	(1) 取締役に記載し ている	同左	(注) 1	普通株式 15,042
代表執行役 副社長		山口 博	(1) 取締役に記載し ている	同左	(注) 1	普通株式 24,059
代表執行役 副社長	原子力改革特別タ スクフォース長代 理兼原子力・立地 本部長	相澤 善吾	(1) 取締役に記載し ている	同左	(注) 1	普通株式 15,512
代表執行役 副社長	福島復興本社代表 兼福島本部長兼原 子力・立地本部副 本部長	石崎 芳行	昭和28年8月8日生	昭和52年4月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員原子力・立地本 部福島第二原子力発電所長 平成22年6月 当社執行役員原子力・立地本 部副本部長兼立地地域部長 平成23年6月 当社執行役員福島原子力被災 者支援対策本部副本部長兼原 子力・立地本部副本部長兼立 地地域部長 平成24年6月 当社常務執行役福島原子力被 災者支援対策本部副本部長兼 原子力・立地本部副本部長 平成24年11月 当社代表執行役副社長福島原 子力被災者支援対策本部副本 部長兼福島復興本社設立準備 担当兼原子力・立地本部副本 部長 平成25年1月 当社代表執行役副社長福島復 興本社代表兼福島本部長兼原 子力・立地本部副本部長 (現)	(注) 1	普通株式 19,898
常務執行役	フュエル&パワ ー・カンパニー・ プレジデント	佐野 敏弘	昭和27年9月10日生	昭和52年4月 当社入社 平成17年6月 当社火力エンジニアリングセ ンター所長 平成20年6月 当社火力部長 平成21年6月 当社執行役員火力部長 平成23年6月 当社常務取締役技術開発本部 長 平成24年6月 当社常務執行役 平成25年4月 当社常務執行役フュエル&パ ワー・カンパニー・プレジデ ント (現)	(注) 1	普通株式 7,605

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	経営改革本部事務局長 (共同)	村松 衛	昭和30年8月19日生	昭和53年4月 当社入社 平成17年6月 当社企画部電気事業連合会事務局派遣 平成20年6月 当社執行役員企画部長 平成24年6月 当社常務執行役経営改革本部事務局長 (共同) (現)	(注) 1	普通株式 8,870
常務執行役	福島本部副本部長 兼原子力・立地本部副本部長	新妻 常正	昭和29年8月25日生	昭和53年4月 当社入社 平成19年7月 当社立地地域部 (地区担当) 平成20年6月 当社猪苗代電力所長 平成23年6月 当社理事福島原子力被災者支援対策本部副本部長 (福島駐在) 平成24年6月 当社常務執行役福島原子力被災者支援対策本部副本部長 (福島駐在) 兼原子力・立地本部副本部長 平成24年11月 当社常務執行役福島原子力被災者支援対策本部副本部長 (福島駐在) 兼福島復興本社設立準備担当兼原子力・立地本部副本部長 平成25年1月 当社常務執行役福島本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長 (現)	(注) 1	普通株式 4,346
常務執行役	パワーグリッド・カンパニー・プレジデント	武部 俊郎	昭和31年9月16日生	昭和54年4月 当社入社 平成18年6月 当社工務部長 平成21年6月 当社執行役員工務部長 平成22年6月 当社執行役員栃木支店長 平成24年6月 当社常務執行役技術開発本部長兼電力流通本部副本部長 平成25年4月 当社常務執行役パワーグリッド・カンパニー・プレジデント (現)	(注) 1	普通株式 14,986
常務執行役	福島本部副本部長 兼原子力・立地本部副本部長	増田 祐治	昭和32年3月16日生	昭和54年4月 当社入社 平成19年6月 当社総務部長 平成21年6月 当社執行役員総務部長 平成22年6月 当社執行役員東京支店長 平成24年6月 当社常務執行役 平成25年1月 当社常務執行役福島本部副本部長 平成25年6月 当社常務執行役福島本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長	(注) 1	普通株式 8,620

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	カスタマーサービス・カンパニー・プレジデント	山崎 剛	昭和31年5月10日生	昭和55年4月 当社入社 平成16年6月 当社事業開発部東電タウンブランニング株式会社出向 平成22年6月 当社事業開発部ハウスプラス住宅保証株式会社出向 平成22年12月 当社グループ事業推進部ハウスプラス住宅保証株式会社出向 平成23年6月 当社グループ事業部ハウスプラス住宅保証株式会社出向 平成25年4月 当社常務執行役カスタマーサービス・カンパニー・プレジデント(現)	(注)1	普通株式 3,233
常務執行役		住吉 克之	昭和31年11月2日生	昭和55年4月 当社入社 平成19年7月 当社経理部部長代理 平成21年6月 当社経理部長 平成24年6月 当社執行役員経理部長 平成25年6月 当社常務執行役(現)	(注)1	普通株式 5,045
常務執行役	原子力改革特別タスクフォース事務局長兼原子力・立地本部副本部長	姉川 尚史	昭和32年4月11日生	昭和58年4月 当社入社 平成16年10月 当社技術開発研究所電動推進グループマネージャー 平成23年7月 当社原子力設備管理部部長代理兼技術開発研究所 平成23年12月 当社原子力設備管理部部長兼技術開発研究所 平成24年9月 当社原子力設備管理部部長兼技術開発研究所兼原子力改革特別タスクフォース事務局長 平成25年6月 当社常務執行役原子力改革特別タスクフォース事務局長兼原子力・立地本部副本部長(現)	(注)1	普通株式 2,702
常務執行役	グループ事業担当	壹岐 素巳	昭和33年2月6日生	昭和56年4月 当社入社 平成17年7月 当社多摩支店八王子支社長 平成20年6月 当社企画部総括調整グループマネージャー 平成21年6月 当社企画部総括調整グループマネージャー兼企画グループマネージャー兼労務人事部 平成21年7月 当社企画部総括調整グループマネージャー 平成23年10月 当社グループ事業部長 平成25年6月 当社常務執行役グループ事業担当(現)	(注)1	普通株式 537
執行役	会長補佐兼経営改革本部事務局長(共同)	嶋田 隆	(1)取締役に記載している	同左	(注)1	普通株式 0
計						130,455

- (注) 1. 平成25年6月26日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時まで。
2. 当社は、業務執行の迅速性・効率性を高めるため、執行役員制度を導入している。執行役員は以下のとおりである。
- | | | | |
|--------|---------------------------------|--------|--|
| 矢野 正吾 | 技術統括部長 | 原 英雄 | パワーグリッド・カンパニー・バイスプレジデント |
| 山田 敏雄 | 東京支店長 | 内藤 淳一 | パワーグリッド・カンパニー・バイスプレジデント |
| 横村 忠幸 | 原子力・立地本部柏崎刈羽原子力発電所長 | 鈴木 紀臣 | 経営改革本部 |
| 久玉 敏郎 | 海外事業総括 | 伊藤 眞一 | 原子力・立地本部立地地域部長兼福島本部 |
| 関 浩一 | 茨城支店長 | 石田 昌幸 | フュエル&パワー・カンパニー・バイスプレジデント兼原子力品質監査部長 |
| 村田 千春 | カスタマーサービス・カンパニー・バイスプレジデント | 中村 直 | フュエル&パワー・カンパニー・バイスプレジデント |
| 山本 竜太郎 | パワーグリッド・カンパニー・バイスプレジデント | 可児 行夫 | フュエル&パワー・カンパニー・バイスプレジデント兼PEウィートストーン社出向 |
| 佐藤 梨江子 | カスタマーサービス・カンパニー・バイスプレジデント | 見学 信一郎 | ソーシャル・コミュニケーション室副室長兼経営改革本部事務局 |
| 清水 俊彦 | 新成長タスクフォース事務局長 | 林 孝之 | 福島本部副本部長兼復興推進室長 |
| 高橋 毅 | 原子力・立地本部副本部長兼福島第一安定化センター所長兼福島本部 | 小野 明 | 原子力・立地本部福島第一安定化センター福島第一原子力発電所長兼福島本部 |
| 吉田 昌郎 | 原子力・立地本部 | | |

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置付け、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制・施策の整備に努めている。

当社は、平成24年6月の定時株主総会をもって委員会設置会社へ移行した。今後この経営体制のもと、経営の客観性・透明性をより一層向上させていく。

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の概要

(a) 取締役会（取締役）・執行役員等

社外出身者を中心とする取締役会は、社外取締役6名を含む11名（定員は11名以内）で構成されており、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、重要な業務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督している。また、委員会設置会社に関する会社法の規定に基づき指名・監査・報酬委員会を設置している。

社内出身者を中心とする執行役（14名）は、取締役会の方針に従って業務を執行し、取締役会に付議される事項を含め、経営に関する重要な事項については、原則として毎週開催される執行役員会その他の会議体等において審議を行うなど、的確かつ迅速な意思決定を図り、効率的な会社運営を実施している。また、執行役員会での意思決定を補佐するため、組織を横断した社内委員会を適宜設置している。

なお、当社は、特定の業務に対して責任を負い、その業務を執行する執行役員を設置している。

(b) 指名委員会

指名委員会は、社外取締役3名を含む5名の取締役で構成されており、1年に1回以上開催され、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定している。また、会社法に基づく権限ではないが、指名委員会は、執行役等の人事に関する事項についても審議している。

(c) 監査委員会

監査委員会は、社外取締役2名を含む3名の取締役で構成されており、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を行っている。なお、当該社外取締役は、それぞれ、弁護士、公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。

監査委員会は、取締役会、執行役員会その他の重要な会議への出席、取締役及び執行役の職務執行状況の報告聴取並びに本店及び主要な事業所における業務及び財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施するほか、定期的に開催される代表執行役とのミーティング等を通じて取締役及び執行役等との意思疎通を図っている。監査委員が実施した監査の方法、経過及び結果は監査委員会に報告され、監査委員会の職務執行状況は、取締役会に遅滞なく報告されている。

また、監査委員会を補助するため監査特命役員を置くとともに、監査委員会業務室を設置し、必要な人員（人員11名）を配置している。なお、監査特命役員及び監査委員会業務室に属する者は、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議している。

(d) 報酬委員会

報酬委員会は、社外取締役3名で構成されており、1年に1回以上開催され、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、並びに取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定している。

(e) 会計監査人（監査法人）

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、厳正な会計監査を受けている。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりである。

氏名	所属監査法人
高橋 秀法	新日本有限責任監査法人
白羽 龍三	新日本有限責任監査法人
春日 淳志	新日本有限責任監査法人

なお、継続監査年数はいずれも7年以内である。

会計監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士9名、その他5名となっている。

ロ. 企業統治を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制として、経営の客観性・透明性をより一層向上させ、的確な意思決定・業務執行を実現していくことを目的に、平成24年6月より委員会設置会社に移行している。

② 内部統制システムの整備等の状況

当社は、取締役会で決議した内部統制システムの基本方針（「会社業務の適正を確保するための体制の整備」、平成18年4月制定、平成25年6月改定）をもとに、「内部統制委員会」が中心となって、法令などの遵守徹底、業務の有効性・効率性の向上など、会社業務の適正を確保するため、体制を整備・運用するとともに適宜評価し、改善に取り組んでいる。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」についても、同委員会のもとで、適切な制度運用、評価などを行い、財務報告の信頼性確保に努めている。

取締役会等での決定事項に基づく業務執行は、「職制および職務権限規程」等において責任と権限を明確にした上、代表執行役、執行役、執行役員、部長等が各職位に基づき適切かつ迅速に遂行している。また、規程・マニュアル等の社内規程を整備し、法令遵守や会計の適正処理をはじめとする日常業務に関する品質の維持・向上に努めている。

取締役及び執行役は、当社グループの事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に反映している。当該リスクは、業務主管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理している。経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努めている。特に、原子力については、取締役会の職務を補佐する専任の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する執行役の職務執行の評価、必要に応じた助言、取締役会への報告を行うことで、取締役会による原子力安全に関わるリスク管理を強化している。

内部監査については、品質・安全監査部（人員30名）、原子力品質監査部（人員30名）が中心となり、経営諸活動の遂行状況を定期的かつ必要に応じて監査している。主要な内部監査結果は、執行役会等に報告され、所要の改善措置がとられている。

また、社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、社外有識者を委員に含む企業倫理全般を統括する「企業倫理委員会」や、法令・倫理上の悩みや疑問を気軽に相談できる「企業倫理相談窓口」等を設置するとともに、あらゆる企業行動の規範となる「企業倫理遵守に関する行動基準」を制定し、その定着に向けて全社員に対し教育・研修を実施している。

さらに、経営の透明性を高め、社外の意見を経営に反映するため、株主や投資家のみなさまに向けた決算等の説明会、インターネット・ホームページ等の媒体を通じた的確かつ迅速な経営情報の開示を行うとともに、国内外の投資家のみなさまと経営層が直接意見交換を行うなど、積極的なIR活動を展開している。

③ 内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査委員会、内部監査部門及び会計監査人はそれぞれの担当分野において厳正な監査を行うことはもとより、監査計画や監査結果に関する意見交換を定期的実施すること等により相互連携を図っている。また、内部統制部門は、監査委員会に対して、内部統制システムの整備及び運用の状況等について適宜報告を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人に対しても必要に応じ監査に必要な情報提供を行っている。

④ 社外取締役

イ. 社外取締役の員数及び社外取締役との人的関係、資金的関係又は取引関係その他利害関係

当社の社外取締役は、下河邊和彦、數土丈夫、能見公一、小林喜光、櫻谷隆夫及び藤森義明の6名である。

下河邊和彦氏は、当社の主要株主である原子力損害賠償支援機構（以下「機構」）の運営委員長であった者であり、当社は、同機構から原子力損害賠償支援機構法第41条第1項に基づく資金援助を受けている。しかしながら、同氏は、下記のとおり、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと考えられる。

- ・機構は、原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金援助等を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図ること等を目的として、平成23年9月に国の認可を受けて設立された法人であり営利を目的としていないこと。
- ・当社は、機構から、資金援助を受けているが、独立性に関する判断要素としての取引とは、売上高や仕入高に影響を与えるような取引であって当事者が互いの裁量の下で行うものと考えられるところ、機構からの資金援助は原子力損害賠償支援機構法に基づくものであり上記のような取引には該当しないと考えられること。
- ・同氏は、弁護士としての幅広い経験と見識等を有していることに加え、これまでに当社から弁護士としての報酬等を一切受領していないこと。

下河邊氏以外の社外取締役5名の出身元の会社等との取引関係等については、その規模（双方の売上高に占める割合等）及び態様（一般消費者としての定型的な取引等）に鑑みて、特記すべき事項はない。

ロ. 社外取締役の機能及び役割、独立性に関する基準又は方針、選任状況の考え方

社外取締役は、それぞれの専門分野における幅広い経験と見識等を活かし、取締役会等を通じて、重要な経営戦略の策定と業務執行の監督を行っている。

また、当社では、社外取締役の独立性に関する基準又は方針は定めていないが、社外取締役6名はいずれも、経営陣から著しい影響を受け得る、あるいは経営陣に対して著しい影響を及ぼし得る立場にはなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届出を行っている。

上記に鑑み、当社の社外取締役は、経営の客観性・透明性をより一層向上させる上で適任な人材であると考えている。

ハ. 社外取締役との責任限定契約

当社は、社外取締役6名との間で、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その社外取締役の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結している。

ニ. 社外取締役による監督と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等を通じて、執行役等の職務の執行を監督している。また、社外取締役2名を含む監査委員会は、内部監査部門、会計監査人及び内部統制部門と、上記③に記載のとおり相互連携等を図りながら監査を行うとともに、取締役会において当該監査結果を報告している。

⑤ 役員報酬等の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度における当社の取締役、監査役及び執行役に対する報酬等の内容は、以下のとおりである。

(a) 委員会設置会社移行前（平成24年4月から6月まで）

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	賞与金	
取締役	35	35	—	8
監査役	18	18	—	6

(注) 上記のうち、社外役員4名に対する報酬等の総額は9百万円である。

(b) 委員会設置会社移行後（平成24年7月から平成25年3月まで）

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	対象となる役員の員数（人）	
		基本報酬	
取締役	26	26	5
執行役	146	146	13

(注) 1. 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬を支給していないため、上記の取締役の員数には執行役を兼務する取締役の員数を含めていない。

2. 上記のうち、社外役員4名に対する報酬等の総額は15百万円である。

ロ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、委員会設置会社に関する会社法の規定に基づき、報酬委員会において取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を次のとおり定めている。

当社取締役の主な職務は、当社経営の業務執行の監督であることから、取締役報酬については、社内外の優秀な人材を確保すること、監督機能を有効に機能させることを取締役報酬の決定の基本方針とする。

当社執行役の職務は、当社経営及び担当する部門の責任者として、総合特別事業計画を着実に実行することにより、「賠償・廃止措置・安定供給」を同時に達成し、「新しい東電」の実現に向けた改革を進めていくことにあることから、これらを実行しうる優秀な人材を確保すること、業務執行に対するインセンティブを有効に機能させることを執行役報酬の決定の基本方針とする。

なお、当該方針については、今後の経営環境の変化等を踏まえ、必要に応じ見直していくこととする。

(a) 取締役報酬

- ・常勤・非常勤の別、所属する委員会及び職務の内容に応じた額を基本報酬として支給する。
- ・株主価値への連動の観点から、総合特別事業計画の具体的な実行状況を踏まえ、今後、報酬委員会において株式関連報酬の導入に向けた検討をすすめる。
- ・執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬は支給しない。

(b) 執行役報酬

- ・役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた額を基本報酬として支給する。
- ・総合特別事業計画の具体的な実行状況を踏まえ、今後、報酬委員会において業績連動報酬や株式関連報酬の導入に向けた検討をすすめる。

(c) 支給水準

- ・当社経営環境に加え、他企業等における報酬水準、従業員の処遇水準等を勘案し、当社役員に求められる能力及び責任に見合った水準を設定する。

なお、当社は、平成17年6月28日に取締役及び監査役に対する慰労金制度を廃止している。

⑥ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

151銘柄 18,086百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
AOCホールディングス(株)	6,839,920	3,351	当社事業の円滑な遂行
(株)日本製鋼所	3,714,000	2,105	当社事業の円滑な遂行
日本空港ビルデング(株)	357,000	388	当社事業の円滑な遂行

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
AOCホールディングス(株)	6,839,920	2,393	当社事業の円滑な遂行
(株)日本製鋼所	3,714,000	1,860	当社事業の円滑な遂行

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、当該決議は累積投票によらない旨を定款に定めている。

⑧ 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

イ. 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって、自己の株式を買い受けることができる旨を定款に定めている。

ロ. 取締役及び執行役の責任免除

当社は、取締役及び執行役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び執行役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、取締役及び執行役の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めている。

ハ. 中間配当

当社は、株主への配当の機会を確保するため、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当(中間配当)を行うことができる旨を定款に定めている。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、株主総会を円滑に運営するため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めている。

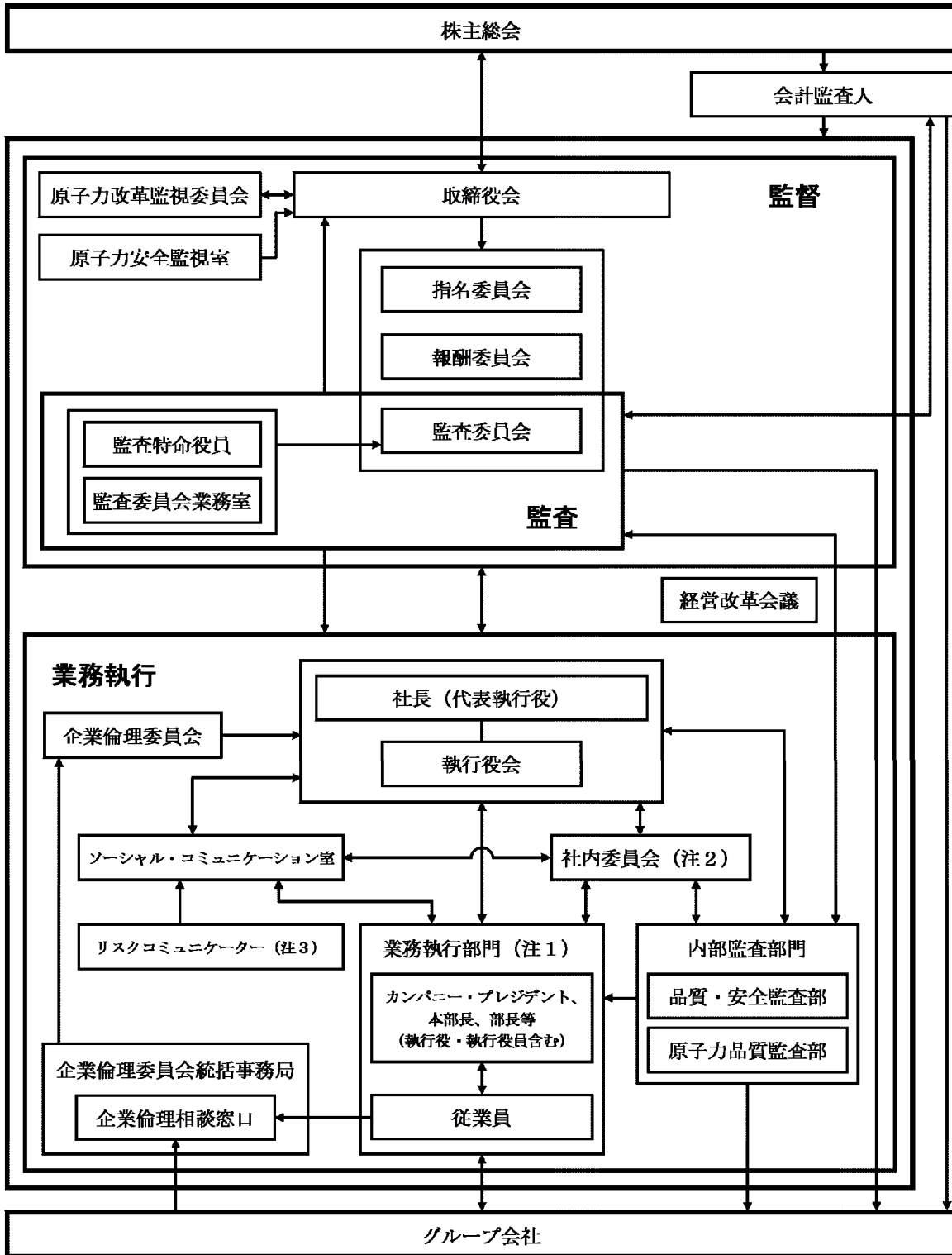
⑩ 種類株式の発行

当社は、普通株式のほか、原子力損害賠償支援機構（以下「機構」）を割当先とするA種優先株式及びB種優先株式を発行している。

普通株式及びA種優先株式は、株主総会において議決権を有する株式であるが、B種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。これは、機構が、議決権付種類株式であるA種優先株式（B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている）により、総議決権の2分の1超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式であるB種優先株式（A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている）を引き受けることで、潜在的には総議決権の3分の2超の議決権を確保するためである。

また、株式ごとに異なる数の単元株式数を定めており、株主総会において議決権を有する普通株式及びA種優先株式は、単元株式数を100株としているが、B種優先株式については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しないため、単元株式数を10株としている。

なお、詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載している。



(注1) 本店（カンパニー各部・コーポレート各部・本部等）、店所（支店、火力事業所、電力所等）、第一線機関
 (注2) 防災対策委員会、リスク管理委員会、内部統制委員会 等
 (注3) リスクコミュニケーションを行う専門職

＜「会社業務の適正を確保するための体制の整備」についての取締役会決議（平成25年6月26日改定）＞
当社は、会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備・運用するとともに、適宜評価し改善に努める。

1. 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人として、監査特命役員を置く。また、監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、必要な人員を配置する。
- (2) 監査特命役員及び監査委員会の職務を補助する専任の組織に属する者は、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議する。
- (3) 取締役及び執行役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告するとともに、監査委員会が選定する監査委員の求める事項について、必要な報告を行う。また、執行役、執行役員及び従業員から、監査委員会に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。
- (4) 監査委員が執行役会、経営改革会議及びその他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査組織が監査委員会と連携を図るための環境を整える等、監査委員会の監査の実効性を確保するための体制を整備する。

2. 取締役及び執行役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、取締役及び執行役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員にこれを遵守させる。
また、社外有識者を委員に含み、企業倫理全般を統括する「企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する。
- (2) 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
- (3) 取締役会の機能を補完し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、執行役会を設置する。執行役会は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項について審議する。
- (4) 取締役及び執行役は、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。

3. 執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役会の議事概要その他職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。

4. リスク管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役及び執行役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。
- (2) 当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。
- (3) 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
- (4) 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な防災訓練の実施等、適切な体制を整備する。
- (5) リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

- (6) 会社の経営全般について情報の共有を図り、経営改革を推進するため、経営改革会議を設置する。経営改革会議は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、重点経営課題に関する対応方針や対応の方向性について審議する。
- (7) 福島第一原子力発電所の事故に対する反省を踏まえ、取締役会の職務を補佐する専任の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する執行役の職務執行の評価、必要に応じた助言と取締役会への報告を行う体制を整備することで、取締役会による原子力安全に関わるリスク管理を強化する。
また、原子力を含む事業活動全般に関し、社会との適切なコミュニケーションを行うための体制を整備する。

5. 執行役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営上の重要事項については、取締役会のほか、執行役会、経営改革会議、その他の会議体において適宜審議する等、効率的な意思決定を図る。
- (2) 執行役による職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、執行役、執行役員、従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。
- (3) 情報のセキュリティ確保を前提に、職務執行の効率性向上や適正の確保に資するIT環境の整備に努める。

6. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) すべての従業員が「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、継続的に企業倫理研修を実施すること等により、その定着と徹底を図る。
- (2) 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、「企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い、厳重に保護する。
- (3) 社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
- (4) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- (5) こうした取り組みを通じ、従業員一人ひとりが企業倫理を意識し自ら実践するとともに風通しの良い職場をつくる「しない風土」、社内規程の継続的な改善とその徹底を図る「させない仕組み」、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を充実・徹底させる。

7. 当社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 「東京電力グループ企業行動憲章」の下、グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を経営方針として示し、その達成に向け、グループを挙げて取り組む。また、グループ会社において業務の適正を確保するための体制をグループ会社が自律的に整備・運用できるよう、適切な支援を行う。
- (2) 職務執行上重要な事項については、社内規程等に従い、グループ会社から事前協議や報告を受ける体制を整備する。また、当社取締役及び執行役とグループ会社取締役が定期的な会議の中で意見交換を行うこと等により、グループ会社の経営状況を把握するとともに、グループにおける経営課題の共有と解決に努める。
- (3) グループ会社が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整えるとともに、必要に応じて当社の内部監査組織が監査を行うこと等により、グループ会社の業務の適正を確保するよう努める。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	156	9	152	4
連結子会社	74	22	64	3
計	231	32	216	7

② 【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度）

当社の連結子会社11社の、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているアーンスト・アンド・ヤングに対する監査証明に相当すると認められる業務に基づく報酬は34百万円である。

（当連結会計年度）

当社の連結子会社11社の、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているアーンスト・アンド・ヤングに対する監査証明に相当すると認められる業務に基づく報酬は35百万円である。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「東京電力に関する経営・財務調査委員会」の調査に際してのアドバイザー業務などである。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、送配電部門収支計算書に係る超過利潤等管理表に関する証明書発行業務などである。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、監査日数等を勘案し、会社法の定めに従い監査委員会の同意を得た上で決定している。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成について

- (1) 当社の連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に準拠し「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。
- (2) 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「電気事業会計規則」に準拠して作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けている。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入している。

また、同機構等が行う連結財務諸表等の適正性確保に資する各種研修に参加している。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
固定資産	※1, 2 13,250,222	※1, 2 12,248,110
電気事業固定資産	7,375,572	7,320,361
水力発電設備	645,543	631,071
汽力発電設備	850,157	846,988
原子力発電設備	726,295	745,537
送電設備	2,009,555	1,946,158
変電設備	787,380	764,362
配電設備	2,124,511	2,099,594
業務設備	142,697	134,362
その他の電気事業固定資産	89,431	152,287
その他の固定資産	※4 416,642	※4 288,123
固定資産仮勘定	943,572	994,481
建設仮勘定及び除却仮勘定	943,572	994,481
核燃料	845,397	807,303
装荷核燃料	131,555	141,809
加工中等核燃料	713,841	665,494
投資その他の資産	3,669,037	2,837,839
長期投資	※4 160,792	※4 151,598
使用済燃料再処理等積立金	1,125,997	1,070,846
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	1,762,671	891,779
その他	※5 620,326	※5 724,195
貸倒引当金（貸方）	△749	△580
流動資産	2,286,234	2,741,020
現金及び預金	※4 1,287,418	※4 1,754,977
受取手形及び売掛金	432,925	475,752
たな卸資産	※3, 4 189,527	※3, 4 227,672
その他	※4 379,598	※4 286,097
貸倒引当金（貸方）	△3,236	△3,480
合計	15,536,456	14,989,130

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債	12,391,463	11,804,252
社債	※4 3,677,464	※4,7 3,768,108
長期借入金	※4 3,276,110	※4,7 3,024,908
退職給付引当金	432,562	424,198
使用済燃料再処理等引当金	1,162,777	1,108,592
使用済燃料再処理等準備引当金	58,461	60,799
災害損失引当金	787,507	702,000
原子力損害賠償引当金	2,063,398	1,765,716
資産除去債務	803,299	826,577
その他	129,881	123,350
流動負債	2,318,963	2,042,284
1年以内に期限到来の固定負債	※4 932,510	※4,7 1,127,182
短期借入金	441,765	11,240
支払手形及び買掛金	317,479	334,998
未払税金	65,140	87,748
その他	562,067	481,115
特別法上の引当金	13,552	4,780
濁水準備引当金	9,865	—
原子力発電工事償却準備引当金	3,687	4,780
負債合計	14,723,979	13,851,317
株主資本	848,736	1,163,467
資本金	900,975	1,400,975
資本剰余金	243,631	743,621
利益剰余金	△287,497	△972,773
自己株式	△8,372	△8,356
その他の包括利益累計額	△61,558	△46,762
その他有価証券評価差額金	1,288	2,452
繰延ヘッジ損益	△16,794	△18,261
土地再評価差額金	※8 △3,236	※8 △3,254
為替換算調整勘定	△42,816	△27,699
少数株主持分	25,299	21,107
純資産合計	812,476	1,137,812
合計	15,536,456	14,989,130

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
営業収益	5,349,445	5,976,239
電気事業営業収益	4,995,626	5,660,091
その他事業営業収益	353,819	316,147
営業費用	※1, 2, 3 5,621,959	※1, 2, 3 6,198,227
電気事業営業費用	5,309,162	5,914,996
その他事業営業費用	312,797	283,231
営業損失(△)	△272,513	△221,988
営業外収益	52,151	61,574
受取配当金	10,384	5,554
受取利息	18,849	18,574
持分法による投資利益	—	12,662
その他	22,917	24,782
営業外費用	180,043	166,541
支払利息	129,915	120,041
持分法による投資損失	6,476	—
その他	43,651	46,500
当期経常収益合計	5,401,597	6,037,813
当期経常費用合計	5,802,002	6,364,768
当期経常損失(△)	△400,405	△326,955
渴水準備金引当又は取崩し	980	△9,865
渴水準備金引当	980	—
渴水準備金引当取崩し(貸方)	—	△9,865
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	1,402	1,093
原子力発電工事償却準備金引当	1,402	1,093
特別利益	2,516,891	913,972
原子力損害賠償支援機構資金交付金	※4 2,426,271	※4 696,808
固定資産売却益	※5 41,609	※5 115,210
有価証券売却益	28,841	3,671
関係会社株式売却益	20,169	24,649
退職給付制度改定益	—	※2 73,633
特別損失	2,867,864	1,248,811
災害特別損失	※2, 6 297,802	※2, 6 40,231
原子力損害賠償費	※2, 4 2,524,930	※2, 4 1,161,970
有価証券売却損	40,421	—
関係会社株式売却損	4,710	—
核燃料加工契約変更損失	—	※7 15,582
減損損失	—	※8 12,115
固定資産売却損	—	※9 18,911
税金等調整前当期純損失(△)	△753,761	△653,022
法人税、住民税及び事業税	19,080	26,309
法人税等調整額	3,759	2,371
法人税等合計	22,839	28,681
少数株主損益調整前当期純損失(△)	△776,601	△681,703
少数株主利益	5,040	3,589
当期純損失(△)	△781,641	△685,292

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
少数株主損益調整前当期純損失(△)	△776,601	△681,703
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	20,341	△1,520
繰延ヘッジ損益	△181	40
為替換算調整勘定	△3,660	9,083
持分法適用会社に対する持分相当額	△7,066	8,537
その他の包括利益合計	※ ¹ 9,432	※ ¹ 16,141
包括利益	△767,168	△665,561
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△770,917	△670,479
少数株主に係る包括利益	3,748	4,917

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
株主資本		
資本金		
当期首残高	900,975	900,975
当期変動額		
新株の発行	—	500,000
当期変動額合計	—	500,000
当期末残高	900,975	1,400,975
資本剰余金		
当期首残高	243,653	243,631
当期変動額		
新株の発行	—	500,000
自己株式の処分	△22	△9
当期変動額合計	△22	499,990
当期末残高	243,631	743,621
利益剰余金		
当期首残高	494,054	△287,497
当期変動額		
当期純損失(△)	△781,641	△685,292
土地再評価差額金の取崩	88	16
当期変動額合計	△781,552	△685,275
当期末残高	△287,497	△972,773
自己株式		
当期首残高	△8,376	△8,372
当期変動額		
自己株式の取得	△22	△5
自己株式の処分	26	9
その他	△0	11
当期変動額合計	3	16
当期末残高	△8,372	△8,356
株主資本合計		
当期首残高	1,630,307	848,736
当期変動額		
新株の発行	—	1,000,000
当期純損失(△)	△781,641	△685,292
自己株式の取得	△22	△5
自己株式の処分	3	0
土地再評価差額金の取崩	88	16
その他	△0	11
当期変動額合計	△781,571	314,730
当期末残高	848,736	1,163,467
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△20,064	1,288
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	21,353	1,164
当期変動額合計	21,353	1,164
当期末残高	1,288	2,452

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△11,127	△16,794
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,667	△1,467
当期変動額合計	△5,667	△1,467
当期末残高	△16,794	△18,261
土地再評価差額金		
当期首残高	△3,695	△3,236
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	459	△18
当期変動額合計	459	△18
当期末残高	△3,236	△3,254
為替換算調整勘定		
当期首残高	△37,306	△42,816
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,509	15,117
当期変動額合計	△5,509	15,117
当期末残高	△42,816	△27,699
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△72,193	△61,558
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10,635	14,795
当期変動額合計	10,635	14,795
当期末残高	△61,558	△46,762
新株予約権		
当期首残高	6	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6	—
当期変動額合計	△6	—
当期末残高	—	—
少数株主持分		
当期首残高	44,358	25,299
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△19,059	△4,191
当期変動額合計	△19,059	△4,191
当期末残高	25,299	21,107
純資産合計		
当期首残高	1,602,478	812,476
当期変動額		
新株の発行	—	1,000,000
当期純損失（△）	△781,641	△685,292
自己株式の取得	△22	△5
自己株式の処分	3	0
土地再評価差額金の取崩	88	16
その他	△0	11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,430	10,604
当期変動額合計	△790,001	325,335
当期末残高	812,476	1,137,812

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△753,761	△653,022
減価償却費	686,555	621,080
核燃料加工契約変更損失	—	15,582
減損損失	—	12,115
原子力発電施設解体費	6,911	7,103
核燃料減損額	12,314	—
固定資産除却損	33,721	25,025
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	95	△7,275
使用済燃料再処理等引当金の増減額 (△は減少)	△30,079	△54,185
使用済燃料再処理等準備引当金の増減額 (△は減少)	3,367	2,338
災害損失引当金の増減額 (△は減少)	285,128	28,500
受取利息及び受取配当金	△29,233	△24,129
支払利息	129,915	120,041
持分法による投資損益 (△は益)	6,476	△12,662
原子力損害賠償支援機構資金交付金	△2,426,271	△696,808
原子力損害賠償費	2,524,930	1,161,970
固定資産売却益	△41,609	△115,210
固定資産売却損	—	18,911
有価証券売却益	△28,841	△3,671
有価証券売却損	40,421	—
関係会社株式売却益	△20,169	△24,649
関係会社株式売却損	4,710	—
使用済燃料再処理等積立金の増減額 (△は増加)	△143,300	55,150
売上債権の増減額 (△は増加)	△74,580	△46,083
仕入債務の増減額 (△は減少)	91,745	33,136
その他	△140,463	△27,205
小計	137,983	436,054
利息及び配当金の受取額	20,761	25,980
利息の支払額	△128,658	△122,381
東北地方太平洋沖地震による災害特別損失の支払額	△234,525	△162,952
原子力損害賠償支援機構資金交付金の受取額	663,600	1,567,700
原子力損害賠償補償契約に基づく補償金の受取額	120,000	—
原子力損害賠償金の支払額	△566,264	△1,476,381
法人税等の支払額	△15,788	△7,123
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,891	260,895

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△730,326	△656,861
固定資産の売却による収入	54,481	160,801
工事負担金等受入による収入	11,968	5,801
投融資による支出	△23,973	△100,292
投融資の回収による収入	352,595	114,525
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	※2 5,207	※2 41,468
定期預金の預入による支出	△58,770	△656,626
定期預金の払戻による収入	63,644	452,393
その他	※2 △9,929	※2 2,091
投資活動によるキャッシュ・フロー	△335,101	△636,698
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	—	728,346
社債の償還による支出	△548,971	△750,210
長期借入れによる収入	126,066	265,550
長期借入金の返済による支出	△218,302	△175,889
短期借入れによる収入	989,304	767,792
短期借入金の返済による支出	△952,618	△1,198,532
株式の発行による収入	—	997,449
その他	△10,213	△1,923
財務活動によるキャッシュ・フロー	△614,734	632,583
現金及び現金同等物に係る換算差額	371	3,906
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△952,355	260,687
現金及び現金同等物の期首残高	2,206,233	1,253,877
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,253,877	※1 1,514,564

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 59社 (前連結会計年度は71社)

連結子会社名は「第1 企業の概況 3. 事業の内容の〔事業系統図〕」に記載している。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 17社 (前連結会計年度は15社)

主な持分法適用関連会社は、(株)関電工、日本原子力発電(株)他である。

東京都市サービス(株)、(株)アット東京については、株式を一部売却したことにより、当連結会計年度において連結子会社から持分法適用関連会社に変更している。グレート・エナジー・アライアンス社については、株式を売却したことにより、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外している。(株)東光高岳ホールディングスについては、持分法適用関連会社である東光電気(株)と(株)高岳製作所が株式移転を実施し共同持株会社として設立されたことにより、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めている。

持分法を適用していない関連会社(日本原子力防護システム(株)、原燃輸送(株)他)は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社はテプコ・リソーシズ社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社、テプコ・リインシュランス社、テプコ・オーストラリア社、東京ティモール・シー・リソーシズ(米)社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンⅠ社、ティーエムエナジー・オーストラリア社、テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社、東京ティモール・シー・リソーシズ(豪)社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンⅡ社、シピー・ジーピー社、キャピタル・インドネシア・パワーⅠ・シーブイの12社(前連結会計年度は13社)であり、いずれも12月31日を決算日としている。

なお、連結財務諸表の作成にあたっては、各連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行うこととしている。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 長期投資(その他有価証券)

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法(売却原価は移動平均法)により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

ロ たな卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

ハ デリバティブ

時価法によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

この方法は、法人税法に規定する基準と同一である。

なお、会計処理変更年度(平成17年度)以降取得の送電線路に係る地役権の耐用年数は、送電線路の耐用年数に準じた年数(36年)とし、それ以外の送電線路に係る地役権は平均残存耐用年数としている。

また、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、(7)原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正(「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年12月2日 法律第114号)及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」(平成23年政令第379号))に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

なお、この変更に伴う影響は軽微である。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

ロ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

数理計算上の差異は、主として発生した連結会計年度から3年間で定額法により計上している。

ハ 使用済燃料再処理等引当金

核燃料の燃焼に応じて発生する使用済燃料（具体的な再処理計画を有しない使用済燃料を除く）に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率1.6%（前連結会計年度は1.6%））を計上する方法によっている。

なお、平成16年度末までに発生した当該使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、平成17年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は電気事業会計規則附則（平成17年経済産業省令第92号）第2条の規定により、平成17年度より15年間にわたり営業費用として計上することとしており、平成31年度まで每期均等額30,560百万円を計上する。また、電気事業会計規則取扱要領第81に基づき、当連結会計年度末の未認識数理計算上の差異（134,850百万円（前連結会計年度は99,152百万円））については、翌連結会計年度から再処理の具体的な計画を有する使用済燃料が発生する期間にわたり営業費用として計上する。

ニ 使用済燃料再処理等準備引当金

具体的な再処理計画を有しない使用済燃料に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上する方法によっている。

なお、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所1～4号機の装荷核燃料に係る処理費用を含んでいる。

ホ 災害損失引当金

① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成24年7月30日改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失のうち、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であるものについては、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、使用済燃料再処理等準備引当金の計上基準に準じた見積額を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用は使用済燃料再処理等準備引当金に含めて表示している。

c 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

被災した福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。

d 火力発電所の復旧等に要する費用または損失

被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

(追加情報)

・災害損失引当金残高の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	37,208百万円	26,384百万円
② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	750,299	675,616
うち a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失	512,343	482,879
b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用	4,651	4,837
c 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	188,634	173,659
d 火力発電所の復旧等に要する費用または損失	17,774	9,798
e その他	26,895	4,440
計	787,507	702,000

・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

へ 原子力損害賠償引当金

前連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」

（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、客観的な統計データ等により合理的な見積りが可能となった避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、農林漁業や観光業における風評被害、一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積った避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

ト 湯水準備引当金

湯水による損失に備えるため、電気事業法第36条の規定により、「湯水準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

チ 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第35条の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段 燃料価格に関するスワップ

ヘッジ対象 燃料購入に係る予定取引の一部

b ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建支払予定額の一部

c ヘッジ手段 通貨スワップ

ヘッジ対象 外貨建社債の元利金支払額

d ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 長期借入金（予定取引を含む）の利息支払額の一部

ハ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、燃料購入価格変動、為替変動及び金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、振当処理によっている為替予約及び通貨スワップ、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は、主として5年間で均等償却している。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(7) 原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

（追加情報）

・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものである。

(2) 適用予定日

適用時期は、現在検討中である。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中である。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入」、「定期預金の預入による支出」及び「定期預金の払戻による収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとした。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた152百万円は、「連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入」5,207百万円、「定期預金の預入による支出」△58,770百万円、「定期預金の払戻による収入」63,644百万円、「その他」△9,929百万円として組み替えている。

(連結貸借対照表関係)

1. 固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額 (累計)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
	375,571百万円	375,711百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
	21,998,576百万円	22,255,125百万円

3. たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
商品及び製品	5,995百万円	5,003百万円
仕掛品	11,948	9,271
原材料及び貯蔵品	171,583	213,397

4. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産を社債及び㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
社債(1年以内に償還すべき金額を含む。)	4,495,134百万円	4,473,643百万円
うち内債	4,265,690	4,244,205
外債	159,444	159,438
金融商品に関する会計基準における 経過措置を適用した債務履行引受契 約により債務の履行を委任した社債	70,000	70,000
㈱日本政策投資銀行借入金(1年以内に返 済すべき金額を含む。)	417,543	611,269

(2) 「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
流動資産		
その他	120,000百万円	120,000百万円

(3) 一部の連結子会社が金融機関等からの借入金等の担保に供している資産並びに担保付債務担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
固定資産		
その他の固定資産	24,551百万円	20,808百万円
流動資産		
現金及び預金	11,106	10,393
たな卸資産	405	405
計	36,063	31,606

上記のうち、その他の固定資産4,441百万円（前連結会計年度4,685百万円）は、工場財団抵当に供している。

上記資産を担保としている債務

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
固定負債		
長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む。）	21,351百万円	17,640百万円

上記のうち336百万円（前連結会計年度379百万円）は、工場財団抵当に係るものである。

(4) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
固定資産		
投資その他の資産		
長期投資	56,894百万円	57,310百万円

なお、出資会社が債務不履行となっても、連結子会社の負担は当該出資等の金額に限定されている。

5. 関連会社に対する資産

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
株式	511,203百万円	531,155百万円

6. 偶発債務
(1) 保証債務

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
イ 以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務		
日本原燃(株)	239,489百万円	198,825百万円
原燃輸送(株)	58	23
タス・フォレスト・ホールディングス社	195	—
ティームエナジー社	5,739	6,459
パイトン・エナジー社	992	—
エスケーゼット・ユー社	741	928
ロ 日本原燃(株)が発行している社債に対する保証債務	9,597	9,597
ハ アイティーエム・オーアンドエム社のアラビアン・パワー社との運転保守契約の履行に対する保証債務	492	564
ニ メコン・エナジー社のベトナム電力公社との売電契約の履行及び同社の金融機関からの借入金に対する保証債務	279	67
ホ ティーム・スアル社のフィリピン電力公社との売電契約の履行に対する保証債務	1,231	1,410
ヘ ケプコ・イリハン社のフィリピン電力公社との売電契約の履行に対する保証債務	887	1,015
ト パイトン・エナジー社のインドネシア国有電力会社との長期売電契約における損害賠償義務の履行に対する保証債務	155	—
チ (株)駒込SPCの金融機関との履行保証保険契約の履行に対する保証債務	50	—
リ ティームエナジー・オーストラリア社のティームエヌパワー社及びタロング・エナジー社(現スタンウェル社)との事業譲渡契約の履行に対する保証債務	14,760	16,919
ヌ トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンI社の金融機関との金利スワップ契約の履行に対する保証債務	1,202	1,376
ル アイピーエム・オペレーション・アンド・メンテナンクス・インドネシア社のパイトン・エナジー社との運転保守契約の履行に対する保証債務	549	628
ヲ パイトン・エナジー社の三菱重工業(株)、三井物産(株)及び東亜建設工業(株)とのプラント建設請負契約における損害賠償義務の履行に対する保証債務	2,415	—
ワ 従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	236,834	225,462
計	515,673	463,278

(2) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については、下記金融機関との間に金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し、債務の履行を委任した。しかし、社債権者に対する当社の社債償還義務は、社債償還完了時まで存続する。

前連結会計年度(平成24年3月31日)

銘柄	債務履行引受金融機関	期末残高(百万円)
東京電力第426回社債	(株)三井住友銀行	70,000

当連結会計年度(平成25年3月31日)

銘柄	債務履行引受金融機関	期末残高(百万円)
東京電力第426回社債	(株)三井住友銀行	70,000

(3) 原子力損害の賠償に係る偶発債務

前連結会計年度（平成24年3月31日）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。そのなかで、当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、具体的算定方法及び客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない農林漁業や観光業以外の風評被害、間接被害及び一部の財物価値の喪失や減少等については計上していない。なお、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

7. 財務制限条項

当連結会計年度（平成25年3月31日）

当社の社債（676,411百万円）、長期借入金（21,764百万円）及び1年以内に期限到来の固定負債（199,994百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

8. 土地再評価差額金

前連結会計年度（平成24年3月31日）及び当連結会計年度（平成25年3月31日）

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、一部の持分法適用関連会社において事業用土地の再評価を行ったことによる土地再評価差額金の持分相当額である。

(連結損益計算書関係)

1. 営業費用のうち販売費及び一般管理費の内訳

電気事業営業費用（相殺消去後5,914,996百万円、相殺消去額△14,732百万円（前連結会計年度は相殺消去後5,309,162百万円、相殺消去額△10,202百万円））に含まれる販売費及び一般管理費の金額（相殺消去前）は、357,000百万円（前連結会計年度381,564百万円）であり、主要な費目及び金額は以下のとおりである。

なお、電気事業における連結会社間の取引に係る相殺消去は電気事業営業費用総額で行っていることから、相殺消去前の金額を記載している。

	前連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
給料手当	107,556百万円	91,054百万円
退職給付引当金繰入額	21,102	22,934
委託費	78,520	75,941
賃借料	42,384	40,371

2. 引当金繰入額

	前連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
退職給付引当金	25,758百万円	△46,591百万円
使用済燃料再処理等引当金	76,649	49,392
使用済燃料再処理等準備引当金	3,367	2,338
災害損失引当金	308,751	40,352
原子力損害賠償引当金	2,524,930	1,161,970

3. 研究開発費の総額

	前連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
	24,789百万円	20,642百万円

4. 原子力損害賠償費及び原子力損害賠償支援機構資金交付金の内容

前連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、客観的な統計データ等により合理的な見積りが可能となった避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、農林漁業や観光業における風評被害、一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額2,644,930百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額2,524,930百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、平成24年3月29日に同日時点での要賠償額の見通し額2,546,271百万円への資金援助の額の変更を申請し、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額2,426,271百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。

当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積もった、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額3,806,900百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額3,686,900百万円と前連結会計年度の見積額との差額1,161,970百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、平成24年12月27日に同日時点での要賠償額の見通し額3,243,079百万円への資金援助の額の変更を申請し、当連結会計年度において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額3,123,079百万円と、同年5月9日に損害賠償の履行に充てるための資金として交付することが決定された金額2,426,271百万円との差額696,808百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。

5. 固定資産売却益の内容

	前連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
土地	39,337百万円	112,352百万円
その他	2,271	2,858
計	41,609	115,210

6. 災害特別損失の内容

前連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失を計上している。

(1) 災害特別損失に含まれる費用または損失の計上方法等

イ 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(2) 災害特別損失の主な内訳

イ 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失	287,111百万円
ロ その他	10,691
計	297,802

当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失を計上している。

(1) 災害特別損失に含まれる費用または損失の計上方法等

イ 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成24年7月30日改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

7. 核燃料加工契約変更損失の内容

当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

MOX燃料（ウランと使用済燃料から取り出したプルトニウムを混ぜ合わせた燃料）の加工契約について、同契約に基づき加工途中の状態を保管していたMOX燃料の解体を決定し、同契約の一部解約を含む契約変更を実施したことに伴う損失を計上している。

8. 減損損失の内容

当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

イ 資産のグルーピングの方法

- ① 電気事業に使用している固定資産は、発電から販売まですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、廃止を決定し、代替的な投資も予定されていない資産のうち重要なものを除き全体を1つの資産グループとしている。
- ② 電気事業以外の事業に使用している固定資産は、原則として事業毎、地点毎に1つの資産グループとしている。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としている。

ロ 減損損失を認識した資産または資産グループ

用途	種類	場所	減損損失
事業用資産	機械装置等	福島県双葉郡大熊町ほか	2,424百万円
売却予定資産	土地・建物等	東京都中央区ほか	7,367
遊休資産その他	建設仮勘定等	福島県双葉郡双葉町ほか	2,322

ハ 減損損失の認識に至った経緯

主に売却予定資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額12,115百万円を減損損失として特別損失に計上している。

ニ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は主として正味売却価額を使用しており、正味売却価額については売却見込額等により評価している。

9. 固定資産売却損の内容

	前連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
土地	－百万円	4,518百万円
建物	－	13,476
その他	－	917
計	－	18,911

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△2,023百万円	△1,204百万円
組替調整額	21,795	△417
税効果調整前	19,772	△1,622
税効果額	569	102
その他有価証券評価差額金	20,341	△1,520
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△904	△82
組替調整額	456	123
税効果調整前	△448	40
税効果額	266	—
繰延ヘッジ損益	△181	40
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△5,301	9,083
組替調整額	1,641	—
税効果調整前	△3,660	9,083
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△3,660	9,083
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△11,083	4,290
組替調整額	4,017	4,247
持分法適用会社に対する持分相当額	△7,066	8,537
その他の包括利益合計	9,432	16,141

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,607,017	—	—	1,607,017
合計	1,607,017	—	—	1,607,017
自己株式				
普通株式	4,478	65	10	4,533
合計	4,478	65	10	4,533

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加65千株は、単元未満株式の買取りによる取得等であり、減少10千株は、単元未満株式の買増請求による売渡しである。

当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,607,017	—	—	1,607,017
A種優先株式	—	1,600,000	—	1,600,000
B種優先株式	—	340,000	—	340,000
合計	1,607,017	1,940,000	—	3,547,017
自己株式				
普通株式	4,533	34	29	4,538
合計	4,533	34	29	4,538

(注) 1. A種優先株式の発行済株式総数の増加1,600,000千株は、第三者割当による新株の発行である。
 2. B種優先株式の発行済株式総数の増加340,000千株は、第三者割当による新株の発行である。
 3. 普通株式の自己株式の株式数の増加34千株は、単元未満株式の買取りによる取得等であり、減少29千株は、持分法適用関連会社の持分比率減少に伴う自己株式（当社株式）の当社帰属分の変動等である。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
現金及び預金勘定	1,287,418百万円	1,754,977百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△33,540	△240,413
現金及び現金同等物	1,253,877	1,514,564

2. 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

株式の売却により㈱ユーラスエナジーホールディングス他87社が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による支出（純額）は次のとおりである。

固定資産	104,883百万円
流動資産	37,379
固定負債	△81,526
流動負債	△16,586
その他の包括利益累計額	5,521
少数株主持分	△14,538
株式売却後の当社持分	△21,878
株式売却損益	10,137
株式の売却価額	23,392
売却連結子会社の現金及び現金同等物	△24,306
差引：売却による支出	△914
（うち売却による収入）	（ 5,207）
（うち売却による支出）	（ △6,121）

当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

株式の売却により㈱アット東京他9社が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入（純額）は次のとおりである。

固定資産	83,556百万円
流動資産	20,206
固定負債	△28,694
流動負債	△24,298
少数株主持分	△6,718
株式売却後の当社持分	△14,941
株式売却損益	22,513
株式の売却価額	51,623
売却連結子会社の現金及び現金同等物	△10,699
差引：売却による収入	40,923
（うち売却による収入）	（ 41,468）
（うち売却による支出）	（ △544）

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(1) 借主側

① 未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	5,773	3,934
1年超	2,895	4,274
合計	8,669	8,209

(2) 貸主側

① 未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	832	506
1年超	1,617	843
合計	2,449	1,350

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故の発生に伴う格付の低下等により、資金調達力が低下しているものの、金融機関からの借入及び社債の発行等により、電気事業等の運営上、必要な設備資金等の確実な調達に努めている。

資金運用は短期的な預金等に限定している。

デリバティブ取引は、社内規程に基づきリスクヘッジの目的に限定して利用しており、トレーディング・投機目的での取引はない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は主に株式であり、市場価格等の変動リスクに晒されている。なお、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

使用済燃料再処理等積立金は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年5月20日 法律第48号）に基づき拠出した金銭である。

未収原子力損害賠償支援機構資金交付金(連結貸借対照表計上額891,779百万円)は、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）第41条第1項第1号に規定する資金の未収金である。当該未収金は、東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故等に伴う原子力損害に係る賠償の履行に充てるため、原子力損害賠償支援機構から、その必要額の交付を受けるものであり、賠償に要する金額に基づいていることなどから、時価等については記載していない。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、社内規程に従い、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、支払期日を経過してなお支払われない場合については、督促等を行い回収に努めている。

有利子負債には、金利変動リスクに晒されている借入及び社債があり、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。また、外貨建社債については、為替変動リスクに晒されており、社債の発行時に、通貨スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

また、社債、借入金並びに支払手形及び買掛金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）を有するが、資金繰計画を作成・更新する等により管理している。

デリバティブ取引は、外貨建社債の為替変動リスクのヘッジ取引を目的とした通貨スワップ取引、借入金の支払金利の変動リスクのヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引等であり、社内規定に基づき執行箇所及び管理箇所が定められている。これらは、取引相手の契約不履行による信用リスクを有するが、デリバティブ取引の相手として、信用度の高い金融機関を選択しており、そのリスクは極めて低いと判断している。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがある。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない。（（注2）参照。）

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （※1）（百万円）	時価（※1）（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券（※2）	6,936	6,936	—
(2) 使用済燃料再処理等積立金	1,125,997	1,125,997	—
(3) 現金及び預金	1,287,418	1,287,418	—
(4) 受取手形及び売掛金	432,925	432,925	—
(5) 社債（※3）	(4,425,574)	(3,808,854)	616,720
(6) 長期借入金（※3）	(3,453,188)	(3,268,631)	184,557
(7) 短期借入金	(441,765)	(441,765)	—
(8) 支払手形及び買掛金	(317,479)	(317,479)	—
(9) デリバティブ取引（※4）	(328)	(328)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（※2）連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

（※3）連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

（※4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （※1）（百万円）	時価（※1）（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券（※2）	4,486	4,486	—
(2) 使用済燃料再処理等積立金	1,070,846	1,070,846	—
(3) 現金及び預金	1,754,977	1,754,977	—
(4) 受取手形及び売掛金	475,752	475,752	—
(5) 社債（※3）	(4,403,863)	(4,233,216)	170,647
(6) 長期借入金（※3）	(3,509,715)	(3,436,504)	73,210
(7) 短期借入金	(11,240)	(11,240)	—
(8) 支払手形及び買掛金	(334,998)	(334,998)	—
(9) デリバティブ取引（※4）	(287)	(287)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（※2）連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

（※3）連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

（※4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっている。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記参照。

(2) 使用済燃料再処理等積立金

特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年5月20日 法律第48号）に基づき拠出した金銭である。

この取戻しにあたっては、経済産業大臣が承認した使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画に従う必要があり、帳簿価額は、当連結会計年度末現在における当該計画の将来取戻し予定額の現価相当額に基づいていることから、時価は当該帳簿価額によっている。

(3) 現金及び預金、並びに(4) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(5) 社債

当社の発行する社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるもののうち市場価格のあるものの時価は、市場価格によっている。ただし、為替予約等の振当処理の対象とされている社債（「デリバティブ取引関係」注記参照）については、円貨建固定利付社債とみて、元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。市場価格のないものについては、元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。ただし、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金（「デリバティブ取引関係」注記参照）については、その金利スワップのレートを借入金利とみなして現在価値を算定している。

(7) 短期借入金並びに(8) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(9) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記参照。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
非上場株式	26,389	27,350
その他	5,419	9,252
合計	31,809	36,603

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 投資有価証券」には含めていない。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	3	—	83	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他	482	—	—	—
使用済燃料再処理等積立金(※1)	103,693	—	—	—
現金及び預金(※2)	1,287,418	—	—	—
受取手形及び売掛金	432,925	—	—	—
合計	1,824,523	—	83	—

(※1) 使用済燃料再処理等積立金のうち、1年を超えて取戻される予定の金額(1,022,304百万円)については、契約上の要請及び開示により不利益が生じることになる可能性があるため非開示としている。

(※2) 現金及び預金の1年以内の償還予定額には現金を含んでいる。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	—	—	85	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
使用済燃料再処理等積立金(※1)	100,541	—	—	—
現金及び預金(※2)	1,754,977	—	—	—
受取手形及び売掛金	475,752	—	—	—
合計	2,331,271	—	85	—

(※1) 使用済燃料再処理等積立金のうち、1年を超えて取戻される予定の金額(970,305百万円)については、契約上の要請及び開示により不利益が生じることになる可能性があるため非開示としている。

(※2) 現金及び預金の1年以内の償還予定額には現金を含んでいる。

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	748,110	585,729	446,400	438,100	367,035	1,840,200
長期借入金	177,078	336,919	491,354	320,629	429,399	1,697,809
短期借入金	441,765	—	—	—	—	—
合計	1,366,953	922,648	937,754	758,729	796,434	3,538,009

当連結会計年度 (平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	635,754	446,400	438,100	366,997	1,298,311	1,218,300
長期借入金	484,806	489,576	319,858	429,548	228,991	1,556,932
短期借入金	11,240	—	—	—	—	—
合計	1,131,801	935,976	757,958	796,546	1,527,302	2,775,232

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (平成24年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの)			
株式	777	339	437
債券			
国債・地方債等	83	79	3
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	860	419	441
(連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの)			
株式	5,525	6,002	△477
債券			
国債・地方債等	3	3	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	546	560	△14
小計	6,075	6,567	△492
合計	6,936	6,986	△50

当連結会計年度 (平成25年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの)			
株式	78	72	6
債券			
国債・地方債等	85	79	5
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	164	152	12
(連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの)			
株式	4,254	5,881	△1,626
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	67	72	△4
小計	4,322	5,954	△1,631
合計	4,486	6,106	△1,619

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	316,833	28,838	40,417
債券			
国債・地方債等	99	0	1
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	300	2	1
合計	317,233	28,841	40,421

当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	5,436	3,671	100
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	48	0	23
合計	5,484	3,671	124

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (平成24年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ取引 支払円・受取ユーロ 支払円・受取スイスフ ラン	社債	134,270	134,270	(※)	—
			25,050	25,050		
合計			159,320	159,320	—	

(※) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

当連結会計年度 (平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ取引 支払円・受取ユーロ 支払円・受取スイスフ ラン	社債	134,270	—	(※)	—
			25,050	25,050		
合計			159,320	25,050	—	

(※) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

(2) 金利関連

前連結会計年度 (平成24年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	4,944	4,835	△328	取引先金融機関から提示された価格によ っている。
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	67,228	49,376	(※)	—
合計			72,172	54,211	△328	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

当連結会計年度 (平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	5,383	4,881	△287	取引先金融機関から提示された価格によ っている。
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	45,712	44,316	(※)	—
合計			51,096	49,198	△287	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けている。

当社については、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有している。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
イ. 退職給付債務	△1,003,594	△858,902
ロ. 年金資産(注2)	582,550	547,528
ハ. 退職給付引当金	432,562	424,198
ニ. 前払年金費用	△14,503	△94,239
差引(イ+ロ+ハ+ニ)	△2,985	18,584
(差引分内訳)		
ホ. 未認識数理計算上の差異等(注3)	△2,985	18,584

(注) 1. 一部の退職給付制度では、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。

2. 厚生年金基金の代行部分を含めて記載している。

3. 未認識過去勤務債務(債務の減額)(前連結会計年度606百万円、当連結会計年度402百万円)を含んでいる。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
イ. 勤務費用(注1, 2)	30,384	29,494
ロ. 利息費用	19,889	19,518
ハ. 期待運用収益	△14,480	△13,980
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	△9,016	△6,997
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	△926	△73,836
ヘ. その他(注3)	6,935	10,454
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	32,785	△35,346

(注) 1. 簡便法を採用している退職給付制度の退職給付費用を含んでいる。

2. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除している。

3. 確定拠出年金への掛金拠出等である。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

ロ. 割引率

前連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
主として2.0%	主として2.0%

ハ. 期待運用収益率

前連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
主として2.5%	主として2.5%

ニ. 数理計算上の差異の処理年数

主として発生した年度より3年間で定額法により処理を行っている。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
原子力損害賠償引当金	680,442百万円	566,274百万円
災害損失引当金	242,548	216,185
繰越欠損金	129,991	177,009
資産除去債務	129,590	158,846
退職給付引当金	135,758	132,845
その他	303,929	324,062
繰延税金資産 小計	1,622,260	1,575,223
評価性引当額	△959,132	△1,177,443
繰延税金資産 合計	663,128	397,779
繰延税金負債		
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	△587,498	△297,229
その他	△64,751	△92,266
繰延税金負債 合計	△652,249	△389,496
繰延税金資産 純額	10,878	8,283

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれている。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
固定資産		
－投資その他の資産－その他	16,547百万円	13,455百万円
流動資産－その他	3,067	2,251
固定負債－その他	△8,736	△7,379
流動負債－その他	－	△43

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度（平成24年3月31日）及び当連結会計年度（平成25年3月31日）

税金等調整前当期純損失を計上しているため記載していない。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年6月10日 法律第166号)に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務を計上している。

なお、これに対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(経済産業省令)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっている。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として、特定原子力発電施設毎に発電設備の見込運転期間から運転開始後の期間を差引いた残存年数を支出発生までの見込期間としている。割引率は、2.3%を適用している。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
期首残高	791,958百万円	803,421百万円
期中変動額	11,462	23,639
期末残高	803,421	827,061

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の執行役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社は平成22年度まで、「情報通信事業」、「エネルギー・環境事業」、「住環境・生活関連事業」及び「海外事業」の4つの事業セグメントを戦略事業と位置づけ、「電気事業」とあわせて5つの事業を報告セグメントとしてきた。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響を踏まえて平成23年5月20日に公表した「当面の事業運営・合理化方針」において、グループ体制についても見直しを行い、電気の安定供給に必要不可欠なもの以外の事業について、大幅に縮小・再編することとなった。

これに伴い、電気の安定供給に必要不可欠なもの以外の事業のセグメント情報については、継続して報告すべき重要性が乏しくなっていることから、当社は平成23年度より、「電気事業」のみを報告セグメントとして、「情報通信事業」、「エネルギー・環境事業」、「住環境・生活関連事業」及び「海外事業」を「その他」に一括して記載することとしている。

「電気事業」は、主に関東地方一円、山梨県及び静岡県富士川以東の区域のお客さまへ電気の販売を行っている。

※当社は、今後予定される電力システム改革に対応し、各事業部門がコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組むことで、競争力を高めていくことを目的に、平成25年4月1日より社内カンパニー制を導入した。これを受けたグループ会社を含めた新たな経営管理方法への移行に伴うセグメント情報の開示内容については、現在検討中である。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一である。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値である。セグメント間の売上高は、第三者間取引価格に基づいている。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸表 計上額 (注3)
	電気事業				
売上高					
外部顧客への売上高	4,995,626	353,819	5,349,445	—	5,349,445
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	298,287	298,287	△298,287	—
計	4,995,626	652,106	5,647,733	△298,287	5,349,445
セグメント利益又は損失(△)	△323,738	49,953	△273,784	1,270	△272,513
セグメント資産	14,548,200	1,311,064	15,859,265	△322,809	15,536,456
その他の項目					
減価償却費	645,854	44,934	690,788	△4,232	686,555
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額(注4)	671,474	81,608	753,083	△3,071	750,011

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報通信事業、エネルギー・環境事業、住環境・生活関連事業、海外事業である。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額1,270百万円には、セグメント間取引消去1,231百万円等が含まれている。

セグメント資産の調整額△322,809百万円には、セグメント間取引消去△322,197百万円等が含まれている。

減価償却費の調整額△4,232百万円は、セグメント間取引消去である。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△3,071百万円は、セグメント間取引消去である。

3. セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っている。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、資産除去債務相当資産に計上した金額を含めていない。

当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸表 計上額 (注3)
	電気事業				
売上高					
外部顧客への売上高	5,660,091	316,147	5,976,239	—	5,976,239
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	275,229	275,229	△275,229	—
計	5,660,091	591,376	6,251,468	△275,229	5,976,239
セグメント利益又は損失(△)	△269,637	43,963	△225,673	3,685	△221,988
セグメント資産	14,035,574	1,245,534	15,281,108	△291,978	14,989,130
その他の項目					
減価償却費	593,578	33,789	627,368	△6,287	621,080
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額(注4)	647,317	31,097	678,414	△3,403	675,011

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報通信事業、エネルギー・環境事業、住環境・生活関連事業、海外事業である。
2. セグメント利益又は損失(△)の調整額3,685百万円には、セグメント間取引消去3,682百万円等が含まれている。
セグメント資産の調整額△291,978百万円には、セグメント間取引消去△291,431百万円等が含まれている。
減価償却費の調整額△6,287百万円は、セグメント間取引消去である。
有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△3,403百万円は、セグメント間取引消去である。
3. セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っている。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、資産除去債務相当資産に計上した金額を含めていない。

【関連情報】

前連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

(単位：百万円)

	電気事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	3,577	8,537	—	12,115

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	原子力損害賠償支援機構	東京都港区虎ノ門	14,000	原子力損害賠償支援機構法の規定による負担金の収納、資金援助、相談及びこれらに附随する業務	(被所有) 直接 50.1%	原子力損害賠償支援機構法に基づく資金援助の受入れ及び負担金の納付	原子力損害賠償支援機構を引受け先とする優先株式の発行 交付資金の受入れ	1,000,000 1,114,500	- 未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	- 891,779

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 原子力損害賠償支援機構との取引は、原子力損害賠償支援機構法第41条第1項の規定に基づく資金援助である。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	日本原燃(株)	青森県上北郡六ヶ所村	400,000	ウラン濃縮事業、再処理事業、廃棄物管理事業、廃棄物埋設事業	(所有) 直接 28.6%	ウランの濃縮、使用済燃料の再処理、高レベル放射性廃棄物の一時保管及び低レベル放射性廃棄物の埋設の委託（役員の兼任等）兼任1人、転籍5人	債務保証（注）	249,086	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 日本原燃(株)に対する債務保証は、金融機関からの借入金及び社債に対して保証したものである。

当連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	日本原燃(株)	青森県上北郡六ヶ所村	400,000	ウラン濃縮事業、再処理事業、廃棄物管理事業、廃棄物埋設事業	(所有) 直接 28.6%	ウランの濃縮、使用済燃料の再処理、高レベル放射性廃棄物の一時保管及び低レベル放射性廃棄物の埋設の委託（役員の兼任等）兼任1人、転籍5人	債務保証（注）	208,422	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 日本原燃(株)に対する債務保証は、金融機関からの借入金及び社債に対して保証したものである。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
1株当たり純資産額	491円22銭	72円83銭
1株当たり当期純損失(△)	△487円76銭 (注) 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在 株式が存在せず、また、1株 当たり当期純損失であるため 記載していない。	△427円64銭 (注) 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在 株式は存在するものの、1株 当たり当期純損失であるため 記載していない。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	812,476	1,137,812
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	25,299	1,021,107
うち優先株式の払込額(百万円)	—	1,000,000
うち少数株主持分(百万円)	25,299	21,107
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	787,177	116,704
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(千株)	1,602,484	1,602,478

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
当期純損失(△)(百万円)	△781,641	△685,292
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△)(百万円)	△781,641	△685,292
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,602,503	1,602,480
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	—	A種優先株式 (発行済株式数 1,600,000千株) B種優先株式 (発行済株式数 340,000千株) なお、これらの詳細について は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載の とおりである。

(重要な後発事象)

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づく賠償を実施することとした。

こうしたなか、平成25年5月31日に、原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という)に対し、「原子力損害賠償支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号)第43条第1項の規定に基づき、資金援助額の変更を申請した。これを踏まえ、同年6月6日に、同法第46条第1項の規定に基づき、特別事業計画の変更の認定について、機構の運営委員会による議決を経て、機構と共同で主務大臣に対し申請していたが、同年6月25日に、同計画について認定を受けた。

今回の申請は、避難指示区域の見直しや中間指針第三次追補を踏まえた農林漁業等における賠償対象の拡大などの状況変化が生じたことなどにより、要賠償額の見直し額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第148号)の規定による補償金(以下「補償金」という)の受入額120,000百万円を控除した金額が、平成25年2月4日の特別事業計画認定時の3,123,079百万円から666,255百万円増加し、3,789,334百万円となったことによるものである。

なお、平成25年5月31日の機構に対する資金援助額の変更の申請にあたり、要介護状態にある方々等に対する精神的損害の増額を決定したことなどにより、賠償見積額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額が、当連結会計年度末の3,686,900百万円から102,433百万円増加した。結果として、原子力損害賠償支援機構資金交付金が666,255百万円、原子力損害賠償費が102,433百万円増加する見込みである。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
東京電力	普通社債 (内債)	平成6. 2. 28～ 平成25. 1. 31	(747,890) 4,265,690	(501,294) 4,244,205	0.643～ 5.05	一般担保	平成24. 4. 26～ 平成52. 5. 28	
東京電力	普通社債 (外債)	平成16. 3. 24～ 平成22. 3. 24	159,444 302,223 千スイス・フラン 999,545 千ユーロ	(134,240) 159,438 301,770 千スイス・フラン 999,782 千ユーロ	2.125～ 4.50	一般担保	平成26. 3. 24～ 平成29. 3. 24	
東電不動産	普通社債 (内債)	平成16. 3. 31	(220) 440	(220) 220	1.29～1.32	無担保	平成24. 9. 25～ 平成26. 3. 26	
合計		—	(748,110) 4,425,574	(635,754) 4,403,863	—	—	—	

- (注) 1. ()内は、1年以内に償還が予定されている金額である。
 2. 東京電力 普通社債(外債)については、償却原価法に基づいて算定された金額である。
 3. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりである。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
635,754	446,400	438,100	366,997	1,298,311

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	3,276,110	3,024,908	1.013	平成26. 4. 4～ 平成42. 9. 6
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	9,145	12,939	—	平成26. 4. 4～ 平成42. 1. 31
1年以内に返済予定の長期借入金	177,078	484,806	0.880	—
1年以内に返済予定のリース債務	3,077	4,129	—	—
短期借入金	441,765	11,240	1.120	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	3,907,177	3,538,024	—	—

- (注) 1. 平均利率は当期末残高により加重平均した利率を記載している。
 2. リース債務については、主としてリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率の記載を省略している。
 3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりである。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	489,576	319,858	429,548	228,991
リース債務	3,679	2,912	1,806	1,603

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
特定原子力発電施設 (原子力発電施設解体引当金)	594,479	4,908	—	599,388
特定原子力発電施設 (その他)	205,478	18,179	—	223,657
その他	3,463	934	382	4,015

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	1,309,727	2,875,903	4,334,248	5,976,239
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期(当期)純損失(△)(百万円)	△281,396	△287,362	16,183	△653,022
四半期(当期)純損失(△)(百万円)	△288,394	△299,483	△2,221	△685,292
1株当たり四半期(当期)純損失(△)(円)	△179.97	△186.89	△1.39	△427.64

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)(円)	△179.97	△6.92	185.50	△426.26

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
固定資産	※1, 2, 7 13,019,916	※1, 2, 7 12,099,663
電気事業固定資産	7,440,562	7,379,570
水力発電設備	647,632	632,833
汽力発電設備	851,854	848,663
原子力発電設備	729,796	749,169
内燃力発電設備	68,839	136,539
新エネルギー等発電設備	14,197	13,434
送電設備	2,019,467	1,954,231
変電設備	792,230	768,482
配電設備	2,167,114	2,139,063
業務設備	143,012	134,657
貸付設備	6,415	2,495
附帯事業固定資産	49,208	44,335
事業外固定資産	6,965	4,547
固定資産仮勘定	882,115	953,304
建設仮勘定	878,563	950,248
除却仮勘定	3,552	3,056
核燃料	845,754	807,639
装荷核燃料	131,696	141,957
加工中等核燃料	714,058	665,681
投資その他の資産	3,795,309	2,910,265
長期投資	126,246	117,711
関係会社長期投資	683,400	643,527
使用済燃料再処理等積立金	1,125,997	1,070,846
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	1,762,671	891,779
長期前払費用	97,584	186,851
貸倒引当金（貸方）	△590	△450
流動資産	2,129,346	2,520,109
現金及び預金	1,202,251	1,583,620
売掛金	407,839	455,160
諸未収入金	55,570	50,696
貯蔵品	169,248	210,351
前払金	3,582	1,170
前払費用	4,578	2,591
関係会社短期債権	15,567	21,663
雑流動資産	※3 273,893	※3 198,203
貸倒引当金（貸方）	△3,183	△3,348
合計	15,149,263	14,619,772

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債	12,275,779	11,694,707
社債	※3 3,677,244	※3, 8 3,768,108
長期借入金	※3 3,216,377	※3, 8 2,980,428
長期未払債務	18,799	16,692
リース債務	747	488
関係会社長期債務	28,894	15,329
退職給付引当金	393,846	388,355
使用済燃料再処理等引当金	1,162,777	1,108,592
使用済燃料再処理等準備引当金	58,461	60,799
災害損失引当金	786,293	700,827
原子力損害賠償引当金	2,063,398	1,765,716
資産除去債務	799,958	823,046
雑固定負債	68,980	66,319
流動負債	2,332,451	2,088,536
1年以内に期限到来の固定負債	※3, 4 919,919	※3, 4, 8 1,114,117
短期借入金	440,250	9,500
買掛金	304,076	319,800
未払金	158,534	132,420
未払費用	233,966	201,890
未払税金	※5 56,268	※5 68,999
預り金	5,063	5,616
関係会社短期債務	186,570	208,033
諸前受金	14,725	18,073
雑流動負債	13,077	10,084
特別法上の引当金	13,552	4,780
濁水準備引当金	9,865	—
原子力発電工事償却準備引当金	3,687	4,780
負債合計	14,621,783	13,788,023
株主資本	527,799	833,413
資本金	900,975	1,400,975
資本剰余金	243,631	743,621
資本準備金	243,555	743,555
その他資本剰余金	75	65
利益剰余金	△609,237	△1,303,618
利益準備金	169,108	169,108
その他利益剰余金	△778,346	△1,472,727
海外投資等損失準備金	435	397
特定災害防止準備金	94	94
別途積立金	1,076,000	1,076,000
繰越利益剰余金	△1,854,877	△2,549,219
自己株式	△7,569	△7,565
評価・換算差額等	△319	△1,664
その他有価証券評価差額金	△319	△1,664
純資産合計	527,479	831,749
合計	15,149,263	14,619,772

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当事業年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
営業収益	5,107,778	5,769,462
電気事業営業収益	4,995,626	5,660,091
電灯料	2,133,427	2,335,119
電力料	2,620,636	3,040,363
地帯間販売電力料	107,207	115,730
他社販売電力料	32,838	33,961
託送収益	46,012	48,734
事業者間精算収益	464	291
再エネ特措法交付金	—	26,205
電気事業雑収益	52,059	57,421
貸付設備収益	2,980	2,263
附帯事業営業収益	112,152	109,370
エネルギー設備サービス事業営業収益	2,452	2,435
不動産賃貸事業営業収益	7,887	7,384
ガス供給事業営業収益	97,003	94,127
その他附帯事業営業収益	4,808	5,423
営業費用	5,426,954	6,034,976
電気事業営業費用	5,319,364	5,929,729
水力発電費	78,721	79,470
汽力発電費	2,509,474	2,988,367
原子力発電費	428,745	429,682
内燃力発電費	75,871	87,160
新エネルギー等発電費	867	1,376
地帯間購入電力料	176,805	168,761
他社購入電力料	604,089	696,576
送電費	333,083	329,155
変電費	142,533	142,467
配電費	425,286	449,826
販売費	149,563	139,460
貸付設備費	2,862	1,030
一般管理費	※1 232,001	※1 217,539
再エネ特措法納付金	—	32,269
電源開発促進税	104,933	105,511
事業税	54,697	61,947
電力費振替勘定（貸方）	△173	△875
附帯事業営業費用	107,590	105,247
エネルギー設備サービス事業営業費用	1,849	1,729
不動産賃貸事業営業費用	4,344	4,073
ガス供給事業営業費用	97,580	95,036
その他附帯事業営業費用	3,815	4,407
営業損失（△）	△319,176	△265,513

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当事業年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
営業外収益	※2 76,572	※2 49,052
財務収益	62,030	31,877
受取配当金	44,289	14,185
受取利息	17,740	17,692
事業外収益	14,542	17,174
雑収益	14,542	17,174
営業外費用	165,755	161,212
財務費用	127,232	122,153
支払利息	127,232	119,445
株式交付費	0	2,550
社債発行費	—	158
事業外費用	38,523	39,058
固定資産売却損	1,447	2,665
雑損失	37,076	36,393
当期経常収益合計	5,184,351	5,818,515
当期経常費用合計	5,592,710	6,196,188
当期経常損失(△)	△408,359	△377,673
渴水準備金引当又は取崩し	980	△9,865
渴水準備金引当	980	—
渴水準備金引当金取崩し(貸方)	—	△9,865
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	1,402	1,093
原子力発電工事償却準備金引当	1,402	1,093
特別利益	2,517,462	892,369
原子力損害賠償支援機構資金交付金	※3 2,426,271	※3 696,808
固定資産売却益	※4 41,176	※4 79,396
有価証券売却益	50,014	42,532
退職給付制度改定益	—	73,633
特別損失	2,865,142	1,217,784
災害特別損失	※5 297,499	※5 40,231
原子力損害賠償費	※3 2,524,930	※3 1,161,970
有価証券売却損	42,712	—
核燃料加工契約変更損失	—	※6 15,582
税引前当期純損失(△)	△758,423	△694,316
法人税、住民税及び事業税	0	64
法人税等合計	0	64
当期純損失(△)	△758,423	△694,380

【電気事業営業費用明細表】
前事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

区分	水力発電 費 (百万円)	汽力発電 費 (百万円)	原子力発 電費 (百万円)	内燃力発 電費 (百万円)	新エネル ギー等発 電費 (百万円)	地帯間購 入電力料 (百万円)	他社購入 電力料 (百万円)	送電費 (百万円)	変電費 (百万円)	配電費 (百万円)	販売費 (百万円)	貸付設備費 (百万円)	一般管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
役員給与	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	257	—	257
給料手当	8,629	19,093	41,593	407	—	—	—	22,766	21,180	44,129	62,256	—	45,737	—	265,802
給料手当振替額(貸方)	△74	△169	△120	△2	9	—	—	△469	△420	△59	△125	—	△311	—	△1,753
建設費への振替額(貸方)	△70	△163	△120	△2	—	—	—	△469	△420	△58	△113	—	△128	—	△1,546
その他への振替額(貸方)	△4	△5	—	—	—	—	—	—	—	△1	△11	—	△182	—	△206
退職給与金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25,081	—	25,081
厚生費	1,510	3,577	7,237	72	2	—	—	4,000	3,700	7,714	10,806	—	12,731	—	51,353
法定厚生費	1,264	2,764	5,777	61	2	—	—	3,332	3,091	6,415	8,954	—	7,194	—	38,858
一般厚生費	246	813	1,460	11	—	—	—	668	609	1,298	1,851	—	5,537	—	12,495
委託換針費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,369	—	—	—	16,369
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,662	—	—	—	3,662
雑給	158	294	1,382	—	—	—	—	327	390	540	590	—	2,437	—	6,122
燃料費	—	2,256,536	12,366	18,041	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,286,944
石炭費	—	41,199	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	41,199
燃料油費	—	536,936	—	8,840	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	545,776
核燃料減損額	—	—	12,314	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,314
ガス費	—	1,676,607	—	9,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,685,807
助燃費及び蒸気料	—	1,216	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,216
運炭費及び運搬費	—	577	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	577
濃縮菌運費	—	—	52	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	52
使用済燃料再処理等費	—	—	78,274	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	78,274
使用済燃料再処理等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
使用済燃料再処理等	—	—	34,265	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	34,265
既発電費	—	—	44,009	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44,009
使用済燃料再処理等準備費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
使用済燃料再処理等	—	—	3,367	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,367
使用済燃料再処理等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
発電準備費	—	—	3,367	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,367
廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定放射性廃棄物処分費	—	—	6,229	3	57	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,443
消耗品費	—	—	16,580	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,580
修繕費	179	2,305	5,961	66	3	—	—	396	610	965	2,974	—	2,404	—	15,867
水利使用料	9,173	66,253	27,526	2,308	211	—	—	19,686	9,980	139,346	—	336	4,052	—	278,876
補償費	4,012	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,012
賃借料	431	2,367	※517	5,702	—	—	—	14,214	32	371	35	—	377	—	24,078
託送料	466	5,304	7,300	20,068	—	—	—	38,009	11,937	33,514	—	10	42,384	—	158,996
事業者間精算費	—	—	—	—	—	—	—	1,181	—	—	—	—	—	—	20,699
委託費	2,737	7,912	61,482	1,623	54	—	—	6,510	3,337	20,456	39,505	11	39,014	—	182,647

区分	水力発電費 (百万円)	汽力発電費 (百万円)	原子力発電費 (百万円)	内然力発電費 (百万円)	新エネルギー発電費 (百万円)	地帯間購入電力料 (百万円)	他社購入電力料 (百万円)	送電費 (百万円)	変電費 (百万円)	配電費 (百万円)	販売費 (百万円)	貸付設備費 (百万円)	一般管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
損害保険料	-	727	517	24	-	-	-	909	433	723	-	-	30	-	3,367
原子力損害賠償支援機構負担金	-	-	28,370	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,370
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	28,370	-	-	-	-	-	-	-	2,307	-	-	-	28,370
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,395	-	5,702
養成費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,597	-	2,597
研究費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,838	-	21,838
諸費	422	2,114	8,971	39	2	-	-	1,003	1,388	886	6,673	-	13,181	-	34,684
電気料貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,907	-	-	-	2,907
固定資産税	10,189	16,457	13,087	111	10	-	-	24,084	13,391	31,471	1,600	104	4,368	-	114,876
雑税	10,178	15,817	12,458	108	10	-	-	23,902	12,520	31,453	1,600	87	2,783	-	109,321
減価償却費	10	639	628	3	-	-	-	181	870	18	1,600	17	1,585	-	5,555
普通償却費	38,385	113,413	97,071	19,930	515	-	-	167,980	70,579	123,160	-	2,370	12,140	-	645,547
試運転償却費	38,040	113,413	97,071	19,594	388	-	-	167,980	70,579	123,160	-	2,370	12,140	-	644,738
固定資産除却費	345	-	-	336	127	-	-	-	-	-	-	-	-	-	808
除却費用	1,730	7,300	4,056	7,473	-	-	-	11,158	5,990	22,041	-	-	2,188	-	61,941
原子力発電施設解体費	955	4,773	2,427	7,398	-	-	-	3,726	3,255	4,946	-	-	1,500	-	28,983
共有設備費等分担額	775	2,527	1,628	75	-	-	-	7,432	2,735	17,095	-	-	688	-	32,957
共有設備費等分担額(貸方)	779	917	13	-	-	-	-	624	-	23	-	-	-	-	6,957
地方	△10	△12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,359
地帯間購入電源費	-	-	-	-	-	175,991	-	-	-	-	-	-	-	-	△22
地帯間購入送電費	-	-	-	-	-	615	-	-	-	-	-	-	-	-	175,991
融通使用済燃料再処理等準備費	-	-	-	-	-	198	-	-	-	-	-	-	-	-	615
他社購入電源費	-	-	-	-	-	-	603,384	-	-	-	-	-	-	-	198
新エネルギー等電源費	-	-	-	-	-	-	49,313	-	-	-	-	-	-	-	603,384
その他の電源費	-	-	-	-	-	-	554,071	-	-	-	-	-	-	-	49,313
他社購入送電費	-	-	-	-	-	-	575	-	-	-	-	-	-	-	554,071
卸使用済燃料再処理等準備費	-	-	-	-	-	-	129	-	-	-	-	-	-	-	575
建設分相関連費振替額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	129
関連事業費用分担	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△1,272	-	△1,272
電源開発促進税	-	△74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△635	-	△709
事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	104,933	104,933
電力費振替勘定(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54,697	54,697
合計	78,721	2,509,474	428,745	75,871	867	176,805	604,089	333,083	142,533	425,286	149,563	2,862	232,001	△173	5,319,364

(注) 1. 補償費の※印には、原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)第3条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち同法第7条第1項に規定する損害賠償措置額120,000百万円及びその受入補償金△120,000百万円が含まれている。

- 「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額21,089百万円が含まれている。
- 「使用済燃料再処理等費」には、使用済燃料再処理等引当金の繰入額76,649百万円が含まれている。
- 「使用済燃料再処理等準備費」には、使用済燃料再処理等準備引当金の繰入額3,367百万円が含まれている。
- 「特定放射性廃棄物処分費」は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき拠出金である。

【電気事業営業費用明細表】
当事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

区分	水力発電 費 (百万円)	汽力発電 費 (百万円)	原子力発 電費 (百万円)	内燃力発 電費 (百万円)	新エネ ル ギー等 電費 (百万円)	地帯間購 入電力料 (百万円)	他社購入 電力料 (百万円)	送電費 (百万円)	変電費 (百万円)	配電費 (百万円)	販売費 (百万円)	貸付設備費 (百万円)	一般管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
役員給与	7,976	17,208	—	—	—	—	—	20,765	19,273	41,583	—	—	227	—	227
給料手当	△71	△327	48,594	347	9	—	—	△516	△509	△67	53,314	—	38,090	—	247,163
建設費への振替額(貸 方)	△69	△323	△33	△2	—	—	—	△516	△509	△65	△56	—	△294	—	△1,880
その他への振替額(貸 方)	△2	△4	—	—	—	—	—	—	—	△2	△6	—	△200	—	△1,664
退職給与金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26,879	—	△215
厚生費	1,298	3,056	8,379	59	1	—	—	3,371	3,104	6,737	8,795	—	10,758	—	26,879
法定厚生費	1,089	2,345	6,725	48	1	—	—	2,801	2,606	5,579	7,224	—	5,877	—	45,561
一般厚生費	209	710	1,654	10	—	—	—	569	498	1,158	1,570	—	4,880	—	34,299
委託検針費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,782	—	—	—	11,262
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,585	—	—	—	16,782
雑給	124	213	3,885	21	—	—	—	216	294	586	470	—	1,746	—	3,585
燃料費	—	2,746,870	—	41,686	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,560
石炭費	—	35,124	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,788,557
燃料油費	—	734,167	—	10,807	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	35,124
ガス費	—	1,976,312	—	30,878	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	744,974
助燃費及び蒸気料	—	990	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,007,191
運送費及び運搬費	—	275	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	990
使用済燃料再処理等費	—	—	51,011	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	275
使用済燃料再処理等 発電費	—	—	20,450	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51,011
使用済燃料再処理等 既発電費	—	—	30,560	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20,450
使用済燃料再処理等 備費	—	—	2,338	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30,560
使用済燃料再処理等 発電準備費	—	—	2,338	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,338
廃棄物処理費	—	4,607	5,301	7	53	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,970
特定放射性廃棄物処分 費	—	—	11,493	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,493
消耗品費	191	2,356	6,305	67	3	—	—	406	606	1,208	2,884	—	2,452	—	16,483
修繕費	12,420	83,922	32,342	1,735	237	—	—	28,735	17,613	167,548	—	109	4,410	—	349,075
水利使用料	3,977	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,977
補償費	246	2,691	83	△1,223	—	—	—	4,667	12	355	51	5	3,126	—	10,017
賃借料	429	5,343	8,047	14,526	1	—	—	38,000	11,902	33,897	—	10	40,371	—	152,532
託送料	—	—	—	—	—	—	—	19,566	—	—	—	—	—	—	19,566
事業者間精算費	—	—	—	—	—	—	—	3,143	—	—	—	—	—	—	3,143
委託費	2,497	7,194	99,568	731	47	—	—	6,839	3,387	20,678	41,077	15	34,863	—	216,901

区分	水力発電 費 (百万円)	汽力発電 費 (百万円)	原子力発 電費 (百万円)	内燃力発 電費 (百万円)	新エネ ギー等発 電費 (百万円)	地帯間購 入電力料 (百万円)	他社購入 電力料 (百万円)	送電費 (百万円)	変電費 (百万円)	配電費 (百万円)	販売費 (百万円)	貸付設備費 (百万円)	一般管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
損害保険料	-	727	966	23	-	-	-	910	431	726	-	-	45	-	3,831
原子力損害賠償支援機 構負担金	-	-	38,819	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38,819
原子力損害賠償支援 機構一般負担金	-	-	38,819	-	-	-	-	-	-	-	1,305	-	-	-	38,819
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	736	-	2,042
養成費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,300	-	2,300
研究費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,390	-	18,390
諸費	628	2,128	7,527	33	4	-	-	1,079	319	808	6,329	-	18,200	-	37,059
電気料貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,605	-	-	-	2,605
諸税	9,737	15,099	12,629	1,244	225	-	-	23,230	12,677	31,125	2,312	115	4,642	-	113,039
固定資産税	9,726	14,476	12,041	1,224	203	-	-	23,060	11,878	31,107	2,312	96	2,677	-	106,494
雑税	10	622	587	20	21	-	-	170	799	18	2,312	18	1,964	-	6,545
減価償却費	36,984	92,530	79,953	26,349	787	-	-	161,469	64,603	118,811	-	773	10,913	-	593,176
普通償却費	36,753	87,367	79,953	25,889	787	-	-	161,469	64,603	118,811	-	773	10,913	-	587,322
試運転償却費	230	5,162	-	459	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,853
固定資産除却費	2,221	3,688	5,350	1,552	5	-	-	16,469	8,749	25,803	-	-	1,658	-	65,498
除却費用	1,280	2,099	1,809	258	1	-	-	5,971	4,255	6,059	-	-	1,132	-	22,868
原子力発電施設解体費	941	1,588	3,541	1,294	4	-	-	10,497	4,494	19,743	-	-	525	-	42,629
共有設備等分担額	819	1,127	7,103	-	-	-	-	798	-	22	-	-	-	-	7,103
共有設備等分担額(貸 方)	△11	△16	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,782
地帯間購入電源費	-	-	-	-	-	168,163	-	-	-	-	-	-	-	-	△27
地帯間購入送電費	-	-	-	-	-	392	-	-	-	-	-	-	-	-	168,163
融通使用済燃料再処理 等準備費	-	-	-	-	-	206	-	-	-	-	-	-	-	-	392
他社購入電源費	-	-	-	-	-	-	695,863	-	-	-	-	-	-	-	695,863
新エネギー等電源 費	-	-	-	-	-	-	70,233	-	-	-	-	-	-	-	70,233
その他の電源費	-	-	-	-	-	-	625,630	-	-	-	-	-	-	-	625,630
他社購入送電費	-	-	-	-	-	-	578	-	-	-	-	-	-	-	578
卸使用済燃料再処理等 準備費	-	-	-	-	-	-	134	-	-	-	-	-	-	-	134
建設分担保連費振替額 (貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△1,478	-	△1,478
附帯事業費用分担 関連費振替額(貸方)	-	△54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△501	-	△555
再エネ特措法納付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32,269	32,269
電源開発促進税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	105,511	105,511
事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61,947	61,947
電力費振替勘定(貸方)	79,470	2,988,367	429,682	87,160	1,376	168,761	696,576	329,155	142,467	449,826	139,460	1,030	217,539	198,852	5,929,729

(注) 1. 「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額22,896百万円が含まれている。
2. 「使用済燃料再処理等費」には、使用済燃料再処理等引当金の繰入額49,392百万円が含まれている。
3. 「使用済燃料再処理等準備費」には、使用済燃料再処理等準備引当金の繰入額2,338百万円が含まれている。
4. 「特定放射性廃棄物処分費」は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づく拠出金である。

【電気通信事業営業費用明細表】

前事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

区分	事業費（百万円）	管理費（百万円）	計（百万円）	摘要
人件費	—	—	—	
経費	—	—	—	
小計	—	—	—	
減価償却費			—	
固定資産除却費			—	
租税公課			—	
合計			—	

（注） 本明細表は電気通信事業の登録条件として総務省から提示を受けた「財務諸表等の作成に当たって準拠すべき基準」に基づき作成し、添付している。

【電気通信事業営業費用明細表】

当事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

区分	事業費（百万円）	管理費（百万円）	計（百万円）	摘要
人件費	—	—	—	
経費	—	—	—	
小計	—	—	—	
減価償却費			—	
固定資産除却費			—	
租税公課			—	
合計			—	

（注） 本明細表は電気通信事業の登録条件として総務省から提示を受けた「財務諸表等の作成に当たって準拠すべき基準」に基づき作成し、添付している。

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当事業年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
株主資本		
資本金		
当期首残高	900,975	900,975
当期変動額		
新株の発行	—	500,000
当期変動額合計	—	500,000
当期末残高	900,975	1,400,975
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	243,555	243,555
当期変動額		
新株の発行	—	500,000
当期変動額合計	—	500,000
当期末残高	243,555	743,555
その他資本剰余金		
当期首残高	97	75
当期変動額		
自己株式の処分	△22	△9
当期変動額合計	△22	△9
当期末残高	75	65
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	169,108	169,108
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	169,108	169,108
その他利益剰余金		
海外投資等損失準備金		
当期首残高	440	435
当期変動額		
海外投資等損失準備金の積立	31	—
海外投資等損失準備金の取崩	△36	△37
当期変動額合計	△4	△37
当期末残高	435	397
特定災害防止準備金		
当期首残高	65	94
当期変動額		
特定災害防止準備金の積立	32	—
特定災害防止準備金の取崩	△2	—
当期変動額合計	29	—
当期末残高	94	94
別途積立金		
当期首残高	1,076,000	1,076,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,076,000	1,076,000

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当事業年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
繰越利益剰余金		
当期首残高	△1,096,428	△1,854,877
当期変動額		
海外投資等損失準備金の積立	△31	—
海外投資等損失準備金の取崩	36	37
特定災害防止準備金の積立	△32	—
特定災害防止準備金の取崩	2	—
当期純損失 (△)	△758,423	△694,380
当期変動額合計	△758,448	△694,342
当期末残高	△1,854,877	△2,549,219
自己株式		
当期首残高	△7,573	△7,569
当期変動額		
自己株式の取得	△22	△5
自己株式の処分	26	9
当期変動額合計	4	4
当期末残高	△7,569	△7,565
株主資本合計		
当期首残高	1,286,240	527,799
当期変動額		
新株の発行	—	1,000,000
当期純損失 (△)	△758,423	△694,380
自己株式の取得	△22	△5
自己株式の処分	3	0
当期変動額合計	△758,441	305,614
当期末残高	527,799	833,413
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△21,418	△319
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	21,099	△1,344
当期変動額合計	21,099	△1,344
当期末残高	△319	△1,664
純資産合計		
当期首残高	1,264,822	527,479
当期変動額		
新株の発行	—	1,000,000
当期純損失 (△)	△758,423	△694,380
自己株式の取得	△22	△5
自己株式の処分	3	0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	21,099	△1,344
当期変動額合計	△737,342	304,269
当期末残高	527,479	831,749

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 長期投資のうちその他有価証券

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

(2) 関係会社長期投資のうち有価証券

移動平均法による原価法によっている。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

3. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっている。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

この方法は、法人税法に規定する基準と同一である。

なお、会計処理変更年度（平成17年度）以降取得分の送電線路に係る地役権の耐用年数は、送電線路の耐用年数に準じた年数（36年）とし、それ以外の送電線路に係る地役権は平均残存耐用年数としている。

また、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、8. 原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正（「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年12月2日 法律第114号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成23年政令第379号））に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

なお、この変更に伴う影響は軽微である。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は支出期に全額費用として計上している。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

数理計算上の差異は、発生した事業年度から3年間で定額法により計上している。

(3) 使用済燃料再処理等引当金

核燃料の燃焼に応じて発生する使用済燃料（具体的な再処理計画を有しない使用済燃料を除く）に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率1.6%（前事業年度は1.6%））を計上する方法によっている。

なお、平成16年度末までに発生した当該使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、平成17年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は電気事業会計規則附則（平成17年経済産業省令第92号）第2条の規定により、平成17年度より15年間にわたり営業費用として計上することとしており、平成31年度まで每期均等額30,560百万円を計上する。また、電気事業会計規則取扱要領第81に基づき、当事業年度末の未認識数理計算上の差異（134,850百万円（前事業年度は99,152百万円））については、翌事業年度から再処理の具体的な計画を有する使用済燃料が発生する期間にわたり営業費用として計上する。

(4) 使用済燃料再処理等準備引当金

具体的な再処理計画を有しない使用済燃料に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上する方法によっている。

なお、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所1～4号機の装荷核燃料に係る処理費用を含んでいる。

(5) 災害損失引当金

イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成24年7月30日改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失のうち、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であるものについては、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、使用済燃料再処理等準備引当金の計上基準に準じた見積額を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用は使用済燃料再処理等準備引当金に含めて表示している。

③ 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

被災した福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。

④ 火力発電所の復旧等に要する費用または損失

被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

(追加情報)

・災害損失引当金残高の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	37,208百万円	26,384百万円
ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	749,085	674,443
うち① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失	512,343	482,879
② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用	4,651	4,837
③ 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	188,634	173,659
④ 火力発電所の復旧等に要する費用または損失	17,774	9,798
⑤ その他	25,680	3,267
計	786,293	700,827

・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(6) 原子力損害賠償引当金

前事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、客観的な統計データ等により合理的な見積りが可能となった避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、農林漁業や観光業における風評被害、一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積った避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(7) 渇水準備引当金

渇水による損失に備えるため、電気事業法第36条の規定により、「渇水準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

(8) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第35条の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- | | | |
|---|-------|--------------------|
| イ | ヘッジ手段 | 燃料価格に関するスワップ |
| | ヘッジ対象 | 燃料購入に係る予定取引の一部 |
| ロ | ヘッジ手段 | 為替予約 |
| | ヘッジ対象 | 電気事業に係る外貨建支払予定額の一部 |
| ハ | ヘッジ手段 | 通貨スワップ |
| | ヘッジ対象 | 外貨建社債の元利金支払額 |
| ニ | ヘッジ手段 | 金利スワップ |
| | ヘッジ対象 | 長期借入金の利息支払額の一部 |

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、燃料購入価格変動、為替変動及び金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、振当処理によっている為替予約及び通貨スワップ、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。

8. 原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

(追加情報)

- ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(貸借対照表関係)

1. 固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額（累計）

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
電気事業固定資産	362,176百万円	363,970百万円
水力発電設備	9,955	9,972
汽力発電設備	54,013	53,987
原子力発電設備	4,461	4,459
内燃力発電設備	99	95
新エネルギー等発電設備	4,954	4,954
送電設備	170,680	172,260
変電設備	48,880	49,412
配電設備	46,220	47,053
業務設備	21,819	21,374
貸付設備	1,092	398
附帯事業固定資産	402	399
事業外固定資産	1,179	1,238
計	363,759	365,608

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
	21,621,731百万円	22,016,253百万円

3. 担保資産及び担保付債務

(1) 総財産を社債及び㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
社債(1年以内に償還すべき金額を含む。)	4,495,144百万円	4,473,643百万円
うち内債	4,265,700	4,244,205
外債	159,444	159,438
金融商品に関する会計基準における 経過措置を適用した債務履行引受契 約により債務の履行を委任した社債	70,000	70,000
㈱日本政策投資銀行借入金(1年以内に返 済すべき金額を含む。)	417,543	611,269

(2) 「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
雑流動資産	120,000百万円	120,000百万円

4. 1年以内に期限到来の固定負債の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
社債	747,900百万円	635,534百万円
長期借入金	163,773	473,599
長期未払債務	2,123	2,154
リース債務	360	333
雑固定負債	5,762	2,495

5. 未払税金の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法人税及び住民税	449百万円	429百万円
電源開発促進税	19,290	18,331
事業税	29,813	35,199
消費税等	4,751	13,620
その他	1,963	1,417

6. 偶発債務

(1) 保証債務

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
イ 以下の会社の金融機関からの借入金に 対する保証債務		
日本原燃(株)	239,489百万円	198,825百万円
日立熱エネルギー(株)	5	—
	当社以外にも連帯保証人がいる保証債務であり、保証人間の契約に基づく当社負担額は3百万円である。	
原燃輸送(株)	58	23
東電不動産(株)	35	—
森ヶ崎エナジーサービス(株)	114	96
東京ティモール・シー・リソーシズ (米)社	2,644	2,162
テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社	3,876	3,759
伊勢原エネルギーサービス(株)	315	—
トウキョウ・エレクトリック・パワー ・カンパニー・インターナショナル ・パイトンI社	5,165	5,574
リサイクル燃料貯蔵(株)	8,197	7,605
ティームエナジー社	5,739	6,459
パイトン・エナジー社	992	—
エスケーゼット・ユー社	741	928
ロ 日本原燃(株)が発行している社債に対する保証債務	9,597	9,597
ハ アイティーエム・オーアンドエム社の アラビアン・パワー社との運転保守契約 の履行に対する保証債務	492	564
ニ ティーム・スアル社のフィリピン電力 公社との売電契約の履行に対する保証債務	1,231	1,410
ホ ケプコ・イリハン社のフィリピン電力 公社との売電契約の履行に対する保証債務	887	1,015
ヘ パイトン・エナジー社のインドネシア 国有電力会社との長期売電契約における 損害賠償義務の履行に対する保証債務	155	—
ト (株)駒込SPCの金融機関との履行保証 保険契約の履行に対する保証債務	50	—

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
チ ティーエムエナジー・オーストラリア社のティエヌパワー社及びタロング・エナジー社(現 スタンウェル社)との事業譲渡契約の履行に対する保証債務	14,760百万円	16,919百万円
リ トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンI社の金融機関との金利スワップ契約の履行に対する保証債務	1,202	1,376
ヌ アイピーエム・オペレーション・アンド・メンテナンス・インドネシア社のパイトン・エナジー社との運転保守契約の履行に対する保証債務	549	628
ル パイトン・エナジー社の三菱重工業(株)、三井物産(株)及び東亜建設工業(株)とのプラント建設請負契約における損害賠償義務の履行に対する保証債務	2,415	—
ヲ 従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	232,720	221,755
計	531,439	478,702

うち、当社以外にも連帯保証人がいる保証債務が前事業年度5百万円(当事業年度は該当なし)、保証人間の契約に基づく当社負担額が前事業年度3百万円(当事業年度は該当なし)である。

(2) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については、下記金融機関との間に金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し、債務の履行を委任した。しかし、社債権者に対する当社の社債償還義務は、社債償還完了時まで存続する。

前事業年度(平成24年3月31日)

銘柄	債務履行引受金融機関	期末残高(百万円)
東京電力第426回社債	㈱三井住友銀行	70,000

当事業年度(平成25年3月31日)

銘柄	債務履行引受金融機関	期末残高(百万円)
東京電力第426回社債	㈱三井住友銀行	70,000

(3) 原子力損害の賠償に係る偶発債務

前事業年度（平成24年3月31日）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。そのなかで、当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、具体的算定方法及び客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当事業年度において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない農林漁業や観光業以外の風評被害、間接被害及び一部の財物価値の喪失や減少等については計上していない。なお、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

当事業年度（平成25年3月31日）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当事業年度において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

7. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
エネルギー設備サービス事業		
専用固定資産	5,062百万円	4,243百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	11	12
計	5,073	4,256
不動産賃貸事業		
専用固定資産	39,943百万円	36,447百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	2,441	4,332
計	42,384	40,780
ガス供給事業		
専用固定資産	3,637百万円	3,101百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	7,493	6,156
計	11,130	9,258

8. 財務制限条項

当事業年度（平成25年3月31日）

当社の社債（676,411百万円）、長期借入金（21,764百万円）及び1年以内に期限到来の固定負債（199,994百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

(損益計算書関係)

1. 研究開発費の総額

一般管理費に含まれている研究開発費

前事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当事業年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
24,603百万円	20,336百万円

2. 関係会社に係る受取配当金

前事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当事業年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
35,708百万円	11,914百万円

3. 原子力損害賠償費及び原子力損害賠償支援機構資金交付金の内容

前事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、原子力損害賠償紛争審査会で決定された平成23年8月5日の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日の中間指針追補及び平成24年3月16日の中間指針第二次追補を踏まえ、これらの中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらにより、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、客観的な統計データ等により合理的な見積りが可能となった避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、農林漁業や観光業における風評被害、一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額2,644,930百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額2,524,930百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、平成24年3月29日に同日時点での要賠償額の見通し額2,546,271百万円への資金援助の額の変更を申請し、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額2,426,271百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。

当事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。当社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積もった、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額3,806,900百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額3,686,900百万円と前事業年度の見積額との差額1,161,970百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積

りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、平成24年12月27日に同日時点での特約賠償額の見直し額3,243,079百万円への資金援助の額の変更を申請し、当事業年度において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額3,123,079百万円と、同年5月9日に損害賠償の履行に充てるための資金として交付することが決定された金額2,426,271百万円との差額696,808百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。

4. 固定資産売却益の内容

	前事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当事業年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
土地	39,145百万円	79,333百万円
その他	2,031	62
計	41,176	79,396

5. 災害特別損失の内容

前事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失を計上している。

(1) 災害特別損失に含まれる費用または損失の計上方法等

イ 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(2) 災害特別損失の主な内訳

イ 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失	287,111百万円
ロ その他	10,388
計	297,499

当事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失を計上している。

(1) 災害特別損失に含まれる費用または損失の計上方法等

イ 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成24年7月30日改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

6. 核燃料加工契約変更損失の内容

当事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

MOX燃料（ウランと使用済燃料から取り出したプルトニウムを混ぜ合わせた燃料）の加工契約について、同契約に基づき加工途中の状態を保管していたMOX燃料の解体を決定し、同契約の一部解約を含む契約変更を実施したことに伴う損失を計上している。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
普通株式	2,894	64	10	2,949
合計	2,894	64	10	2,949

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加64千株は、単元未満株式の買取りによる取得であり、減少10千株は、単元未満株式の買増請求による売渡しである。

当事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
普通株式	2,949	34	3	2,980
合計	2,949	34	3	2,980

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加34千株は、単元未満株式の買取りによる取得であり、減少3千株は、単元未満株式の買増請求による売渡しである。

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

(1) 借主側

① 未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	5,722	3,885
1年超	2,812	4,204
合計	8,535	8,089

(2) 貸主側

① 未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	426	106
1年超	823	266
合計	1,250	373

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式

前事業年度 (平成24年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 子会社株式	—	—	—
② 関連会社株式	12,307	55,250	42,943
合計	12,307	55,250	42,943

当事業年度 (平成25年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 子会社株式	—	—	—
② 関連会社株式	12,307	53,599	41,292
合計	12,307	53,599	41,292

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
子会社株式	186,039	170,541
関連会社株式	358,255	365,215

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社及び関連会社株式」には含めていない。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
原子力損害賠償引当金	680,442百万円	566,274百万円
災害損失引当金	242,021	215,714
繰越欠損金	122,072	169,385
資産除去債務	129,257	157,963
退職給付引当金	121,309	119,535
その他	279,039	301,052
繰延税金資産 小計	1,574,142	1,529,926
評価性引当額	△932,508	△1,149,311
繰延税金資産 合計	641,633	380,615
繰延税金負債		
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	△587,498	△297,229
その他	△54,135	△83,385
繰延税金負債 合計	△641,633	△380,615
繰延税金資産 純額	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（平成24年3月31日）及び当事業年度（平成25年3月31日）

税引前当期純損失を計上しているため記載していない。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年6月10日 法律第166号)に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務を計上している。

なお、これに対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(経済産業省令)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、原子力の発電実績に応じて費用計上する方法によっている。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

特定原子力発電施設毎に発電設備の見込運転期間から運転開始後の期間を差引いた残存年数を支出発生までの見込期間としている。割引率は、2.3%を適用している。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当事業年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
期首残高	785,007百万円	799,958百万円
期中変動額	14,950	23,087
期末残高	799,958	823,046

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当事業年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
1株当たり純資産額	328円84銭	△104円89銭
1株当たり当期純損失(△)	△472円81銭 (注) 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在 株式が存在せず、また、1株 当たり当期純損失であるため 記載していない。	△432円89銭 (注) 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在 株式は存在するものの、1株 当たり当期純損失であるため 記載していない。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	527,479	831,749
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	1,000,000
うち優先株式の払込額(百万円)	—	1,000,000
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	527,479	△168,250
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(千株)	1,604,068	1,604,037

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前事業年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当事業年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
当期純損失(△)(百万円)	△758,423	△694,380
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△)(百万円)	△758,423	△694,380
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,604,086	1,604,051
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	—	A種優先株式 (発行済株式数 1,600,000千株) B種優先株式 (発行済株式数 340,000千株) なお、これらの詳細について は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載の とおりである。

(重要な後発事象)

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づく賠償を実施することとした。

こうしたなか、平成25年5月31日に、原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という)に対し、「原子力損害賠償支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号)第43条第1項の規定に基づき、資金援助額の変更を申請した。これを踏まえ、同年6月6日に、同法第46条第1項の規定に基づき、特別事業計画の変更の認定について、機構の運営委員会による議決を経て、機構と共同で主務大臣に対し申請していたが、同年6月25日に、同計画について認定を受けた。

今回の申請は、避難指示区域の見直しや中間指針第三次追補を踏まえた農林漁業等における賠償対象の拡大などの状況変化が生じたことなどにより、要賠償額の見直し額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第148号)の規定による補償金(以下「補償金」という)の受入額120,000百万円を控除した金額が、平成25年2月4日の特別事業計画認定時の3,123,079百万円から666,255百万円増加し、3,789,334百万円となったことによるものである。

なお、平成25年5月31日の機構に対する資金援助額の変更の申請にあたり、要介護状態にある方々等に対する精神的損害の増額を決定したことなどにより、賠償見積額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額が、当事業年度末の3,686,900百万円から102,433百万円増加した。結果として、原子力損害賠償支援機構資金交付金が666,255百万円、原子力損害賠償費が102,433百万円増加する見込みである。

④ 【附属明細表】

【（その1）固定資産期中増減明細表】

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

区 分	期首残高				期中増減額				期末残高				期末残高のうち土地の帳簿原価(再掲)(百万円)		
	帳簿原価(百万円)	工事費負担金等(百万円)	減価償却累計額(百万円)	差引帳簿価額(百万円)	帳簿原価増加額(百万円)	工事費負担金等増加額(百万円)	減価償却累計額増加額(百万円)	帳簿原価減少額(百万円)	工事費負担金等減少額(百万円)	減価償却累計額減少額(百万円)	帳簿原価(百万円)	工事費負担金等(百万円)		減価償却累計額(百万円)	差引帳簿価額(百万円)
電気事業固定資産	29,588,044	362,176	21,785,305	7,440,562	619,869	5,415	622,229	266,087 (1,903)	3,621	209,249	29,941,826	363,970	22,198,285	7,379,570	659,135
水力発電設備	1,773,251	9,955	1,115,663	647,632	24,129	20	37,478	6,151	2	4,718	1,791,230	9,972	1,148,424	632,833	12,289
汽力発電設備	5,561,886	54,013	4,656,018	851,854	95,165	-	94,506	29,632	25	25,756	5,627,419	53,987	4,724,768	848,663	202,718
原子力発電設備	5,375,152	4,461	4,640,894	729,796	104,783	-	81,248	13,324 (1,903)	1	9,160	5,466,612	4,459	4,712,982	749,169	22,948
内燃力発電設備	119,708	99	50,768	68,839	95,375	-	26,438	3,657	4	2,415	211,426	95	74,791	136,539	1,192
新エネルギー発電設備	22,737	4,954	3,585	14,197	25	-	787	13	-	11	22,749	4,954	4,360	13,434	8,745
送電設備	7,361,069	170,680	5,170,922	2,019,467	109,773	2,967	164,518	54,668	1,386	45,758	7,416,174	172,260	5,289,682	1,954,231	170,904
変電設備	3,401,632	48,880	2,560,521	792,230	47,169	639	64,943	37,125	107	31,682	3,411,677	49,412	2,593,782	768,482	182,327
配電設備	5,455,193	46,220	3,241,858	2,167,114	103,800	1,097	122,660	49,819	264	41,461	5,509,174	47,053	3,323,057	2,139,063	6,140
業務設備	485,760	21,819	320,928	143,012	39,538	686	28,856	52,746	1,131	33,264	472,551	21,374	316,519	134,657	51,455
貸付設備	31,651	1,092	24,144	6,415	106	3	791	18,948	697	15,019	12,809	398	9,916	2,495	413
附帯事業固定資産	99,172	402	49,560	49,208	1,208	-	3,636	4,528 (22)	3	2,079	95,852	399	51,117	44,335	14,315
事業外固定資産	20,832	1,179	12,686	6,965	26,369	725	20,155	22,852 (1,134)	666	14,279	24,349	1,238	18,563	4,547	2,586
固定資産仮勘定	882,460	-	345	882,115	708,775	-	-	637,931 (539)	-	345	953,304	-	-	953,304	-
建設仮勘定	878,908	-	345	878,563	662,095	-	-	590,755 (539)	-	345	950,248	-	-	950,248	-
除却仮勘定	3,552	-	-	3,552	46,680	-	-	47,176	-	-	3,056	-	-	3,056	-
区 分	期首残高 (百万円)				期中増減額				期末残高 (百万円)				摘要		
科目					増加額 (百万円)				減少額 (百万円)						
核燃料					17,430				55,545				807,639		
装荷核燃料					10,261				-				141,957		
加工中等核燃料					7,169				55,545				665,681		
長期前払費用					149,243				59,976				186,851		

(注) 1. 「工事費負担金等増加額」には、法人税法第45条による工事費負担金、法人税法第47条による保険金等、租税特別措置法第64条による取用補償金等の圧縮額が含まれている。

2. 原子力発電設備の「期末残高」のうち特定原子力発電施設に係る資産除去債務相当資産の帳簿原価（再掲）：175,574百万円。

3. 「期中増減額」の「帳簿原価減少額」欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額である。

4. 附帯事業固定資産のうち、電気通信事業固定資産の内訳は次のとおりである。

なお、本内訳は電気通信事業の登録条件として総務省から提示を受けた「財務諸表等の作成に当たって準拠すべき基準」に基づき作成し、注記している。

附帯事業固定資産のうち電気通信事業固定資産の内訳

資産の種類	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)	減価償却累計額		差引期末残高 (百万円)	摘要
					又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)		
有形固定資産	-	-	-	-	-	-	-	
無形固定資産	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	-	-	-	

【(その2) 固定資産期中増減明細表(無形固定資産再掲)】

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

無形固定資産の種類	取得価額			減価償却累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	摘要
	期首残高 (百万円)	期中増加額 (百万円)	期中減少額 (百万円)			
ダム使用权	3,601	—	—	2,477	1,123	
水利権	14,638	—	18	9,004	5,614	
商標権	6	—	—	4	1	
ソフトウェア	235	10	77	106	61	
電気ガス供給施設利用権	26,621	3,482	—	16,182	13,921	
熱供給施設利用権	20	—	18	1	—	
水道施設利用権	1,610	—	14	339	1,256	
工業用水道施設利用権	11,537	10	—	7,511	4,036	
電気通信施設利用権	51	—	3	14	33	
電圧変更補償費	29	—	—	19	10	
諸施設利用権	111,928	11,561	1,525	76,774	45,189	
電話加入権	338	—	—	—	339	
地上権	18,565	233	85	—	18,713	
地役権	269,873	652	693 (159)	139,276	130,557 (130,419)	(注)
土地賃借権	8,377	8	37 (30)	—	8,348	(注)
排出クレジット	—	8,638	8,638	—	—	
合計	467,436	24,598	11,113	251,713	229,208	

(注) 1. 「取得価額」の「期中減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額である。

2. 「期末残高」欄の()内は内書きで、減価償却対象分の残高である。

【（その3）減価償却費等明細表】

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

区分		期末取得価額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	償却累計額 (百万円)	期末帳簿価額 (百万円)	償却累計率 [%]	
電	建物	1,724,938	31,916	1,388,607	336,330	80.5	
	水力発電設備	67,848	1,062	53,879	13,968	79.4	
	汽力発電設備	336,343	6,088	284,262	52,080	84.5	
	原子力発電設備	568,769	8,502	502,287	66,481	88.3	
	内燃力発電設備	11,416	494	6,626	4,789	58.0	
	新エネルギー等発電設備	231	6	155	76	67.0	
	送電設備	45,764	1,156	31,397	14,367	68.6	
	変電設備	387,116	7,543	286,709	100,406	74.1	
	配電設備	20,593	467	15,332	5,261	74.5	
	業務設備	286,084	6,586	207,312	78,771	72.5	
	その他の設備	772	9	644	127	83.5	
	構築物	12,620,603	265,947	8,593,961	4,026,641	68.1	
	気	水力発電設備	1,016,598	19,256	552,963	463,634	54.4
		汽力発電設備	528,913	10,220	365,378	163,535	69.1
原子力発電設備		292,338	6,671	172,183	120,154	58.9	
新エネルギー等発電設備		1,379	19	1,201	178	87.0	
送電設備		6,108,730	117,887	4,606,366	1,502,363	75.4	
配電設備		4,672,317	111,884	2,895,695	1,776,622	62.0	
その他の設備		325	7	172	152	53.1	
機械装置		13,825,759	258,746	11,831,208	1,994,550	85.6	
事		水力発電設備	665,093	15,767	527,823	137,269	79.4
		汽力発電設備	4,480,787	75,380	4,046,218	434,568	90.3
		原子力発電設備	4,330,418	58,277	3,993,183	337,235	92.2
		内燃力発電設備	195,808	25,686	67,938	127,869	34.7
		新エネルギー等発電設備	7,428	760	2,995	4,433	40.3
		送電設備	522,807	17,636	422,045	100,761	80.7
	変電設備	2,789,299	56,703	2,294,580	494,718	82.3	
	配電設備	734,458	4,709	392,873	341,585	53.5	
	業務設備	88,759	3,067	74,452	14,306	83.9	
	その他の設備	10,898	756	9,095	1,802	83.5	
	備品	147,469	7,093	124,910	22,558	84.7	
	業	水力発電設備	2,433	100	2,268	165	93.2
		汽力発電設備	16,751	383	15,807	944	94.4
		原子力発電設備	50,940	3,613	37,696	13,243	74.0
内燃力発電設備		72	7	65	7	89.8	
新エネルギー等発電設備		10	—	9	1	88.2	
送電設備		7,651	254	7,063	587	92.3	
変電設備		13,627	394	12,458	1,168	91.4	
配電設備		18,678	1,186	15,575	3,102	83.4	
業務設備		37,300	1,151	33,962	3,337	91.1	
その他の設備		3	—	3	—	99.0	
リース資産		21,016	3,072	8,143	12,872	38.7	
資		水力発電設備	1	—	—	—	60.0
		汽力発電設備	286	91	131	154	46.0
		原子力発電設備	19,794	2,794	7,284	12,510	36.8
	送電設備	4	—	1	2	41.3	
	変電設備	2	—	1	1	57.6	
	配電設備	6	—	1	4	23.7	
	業務設備	920	184	721	199	78.4	
	計	28,339,787	566,776	21,946,832	6,392,954	77.4	
	固	ダム使用权	3,601	68	2,477	1,123	68.8
		水利権	14,619	730	9,004	5,614	61.6
		商標権	6	—	4	1	71.3
		電気ガス供給施設利用権	30,097	1,926	16,179	13,918	53.8
		熱供給施設利用権	1	—	1	—	100.0
		水道施設利用権	1,595	106	339	1,256	21.3
工業用水道施設利用権		11,547	762	7,511	4,036	65.0	
電気通信施設利用権		47	2	14	33	29.4	
電圧変更補償費		29	3	19	10	66.2	
諸施設利用権		121,963	6,326	76,774	45,189	62.9	
地役権		269,536	17,477	139,127	130,409	51.6	
計		453,046	27,405	251,453	201,592	55.5	
合計		28,792,833	594,181	22,198,285	6,594,547	77.1	
附帯事業固定資産		81,269	3,612	51,117	30,151	62.9	
事業外固定資産	20,900	403	18,563	2,337	88.8		

(注) 期末取得価額及び期末帳簿価額には次の非償却資産は含まれてはいない。

電気事業固定資産	土地	581,716百万円、	水源かん養林	316百万円、	電話加入権	339百万円、
	地上権	18,628百万円、	地役権	137百万円、	土地賃借権	8,310百万円
附帯事業固定資産	土地	14,146百万円、	土地賃借権	37百万円		
事業外固定資産	土地	2,123百万円、	地上権	85百万円		

【（その４）長期投資及び短期投資明細表】

平成25年3月31日現在

長期	の	株	銘柄	株式数	取得価額 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	摘要
			AOCホールディングス(株)	6,839,920	3,463	2,393	
			(株)日本製鋼所	3,714,000	5,864	1,860	
			鹿島石油(株)	3,180,000	1,590	1,590	
			(株)東京臨海ホールディングス	20,640	1,076	1,076	
			パンパシフィックエネルギー (株)	12,901,117	1,046	1,046	
			海外ウラン資源開発(株)	1,341,652	670	670	
			東京国際空港ターミナル(株)	126	630	630	
			みなとみらい二十一熱供給(株)	11,700	585	585	
			関西国際空港(株)	11,660	583	583	
			小名浜石油(株)	12,500	558	558	
			ほか141銘柄	9,039,192	9,575	7,091	
計	37,072,507	25,644	18,086				
期	有	式	種類及び銘柄	取得価額又は 出資総額 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	摘要	
			金銭信託	4,618	4,639		
			出資金	819	1,166		
			出資証券	3,347	3,347		
			日本原子力研究開発機構	3,346	3,346		
			その他	—	—		
			計	8,785	9,152		
投	証	有	種類	金額(百万円)		摘要	
			出資金	2,670		うち、東北電力(株)建設分担金 58,404百万円	
			長期貸付金	1,260			
			社内貸付金	2,335			
			雑口	84,205			
			計	90,472			
			合計	117,711			
資	の	他	種類	金額(百万円)		摘要	
			出資金	2,670		うち、東北電力(株)建設分担金 58,404百万円	
			長期貸付金	1,260			
			社内貸付金	2,335			
			雑口	84,205			
			計	90,472			
合計	117,711						

【（その5）引当金明細表】

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

区分	期首残高 (百万円)	期中増加額 (百万円)	期中減少額		期末残高 (百万円)
			目的使用 (百万円)	その他 (百万円)	
貸倒引当金	3,773	3,653	3,609	19	3,799
退職給付引当金	393,846	22,625	28,115		388,355
使用済燃料再処理等引当金	1,162,777	49,392	103,577	—	1,108,592
使用済燃料再処理等準備引当金	58,461	2,338	—	—	60,799
災害損失引当金	786,293	40,352	124,547	1,269	700,827
原子力損害賠償引当金	2,063,398	1,161,970	1,459,652	—	1,765,716
渇水準備引当金 (電気事業法第36条)	9,865	—	9,865	—	—
原子力発電工事償却準備引当金 (電気事業法第35条)	3,687	1,093	—	—	4,780

(注) 「貸倒引当金」及び「災害損失引当金」の期中減少額・その他は、洗替による差額の取崩しである。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

科目	金額 (百万円)	内容説明 (百万円)
建設仮勘定	950,248	電気事業固定資産建設工事口 930,998 水力発電設備 74,328 汽力発電設備 351,844 原子力発電設備 215,235 内燃力発電設備 0 新エネルギー等発電設備 2,408 送電設備 255,616 変電設備 22,956 配電設備 7,038 業務設備 1,569 附帯事業固定資産建設工事口 59 電気事業固定資産建設準備口 19,190
装荷核燃料	141,957	装荷額 342,663 減損引当額 (貸方) △200,705
加工中等核燃料	665,681	加工中核燃料 232,804 半製品核燃料 124,045 完成核燃料 41,714 再処理核燃料 520 その他 266,595
使用済燃料再処理等積立金	1,070,846	公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターへ拠出している。
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	891,779	原子力損害賠償支援機構法 (平成23年法律第94号) 第41条第1項第1号に規定する資金の未収金を整理している。
現金及び預金	1,583,620	現金 252 預金 1,583,281 (主な内訳 当座預金・普通預金 1,138,689) 小払資金 54 特定資金 32
売掛金	455,160	電灯料 133,794 電力料 265,915 (主な相手先 新日鐵住金株式会社 2,900 JFEスチール株式会社 2,432 鹿島南共同発電株式会社 2,094 東日本旅客鉄道株式会社 1,891 日産自動車株式会社 1,743) 地帯間販売電力料 16,366 他社販売電力料 5,153 託送収益 7,773 事業者間精算収益 - 再エネ特措法交付金 14,174 電気事業雑収益 1,653 貸付設備収益 210 附帯事業営業収益 10,118 (注) 電力料の主な相手先は、大口電力のみを対象としている。 滞留状況 電灯料、電力料については、毎月検針後30日以内にほとんど回収され、地帯間販売電力料、他社販売電力料及び託送収益については発生翌月又は支払期日までに回収されている。
貯蔵品	210,351	石炭 7,225 燃料油 98,988 ガス 52,564 一般貯蔵品 46,111 (電柱、電線・ケーブル、変圧器、積算電力量計等) その他 5,461

② 負債の部

科目	金額 (百万円)	内容説明 (百万円)
社債	3,768,108	内債 3,742,911 外債 25,197 (1年以内に償還すべき金額を除く。)
長期借入金	2,980,428	株式会社三井住友銀行 699,500 株式会社みずほコーポレート銀行 530,000 株式会社日本政策投資銀行 416,804 株式会社三菱東京UFJ銀行 334,000 三井住友信託銀行株式会社 291,000 その他 709,124 (1年以内に返済すべき金額を除く。)
資産除去債務	823,046	特定原子力発電施設 (原子力発電施設解体引当金) 599,388 特定原子力発電施設 (その他) 223,657
買掛金	319,800	燃料代 211,071 (主な相手先 JX日鉱日石エネルギー株式会社 23,500 三菱商事株式会社 23,148 東京ガス株式会社 21,479) 物品代 24,856 (主な相手先 株式会社東芝 7,354 三井物産プラントシステム株式会社 3,540 東京産業株式会社 2,770) 地帯間購入電力料 22,640 (主な相手先 東北電力株式会社 22,507) 他社購入電力料 59,218 (主な相手先 鹿島共同火力株式会社 7,064 君津共同火力株式会社 5,141 電源開発株式会社 4,912) 託送料 1,749 事業者間精算費 264

(3) 【その他】

該当事項なし。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株 A種優先株式 100株 B種優先株式 10株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/koukoku/
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、同法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利並びに単元未満株式の買増請求をする権利以外の権利を有していない。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- | | | |
|-----------------------------------|--|--|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類並
びに確認書 | (事業年度 自平成23年4月1日
(第88期) 至平成24年3月31日) | 平成24年6月28日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書
及びその添付書類 | | 平成24年6月28日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書
及び確認書 | (第89期第1四半期 自平成24年4月1日
至平成24年6月30日)
(第89期第2四半期 自平成24年7月1日
至平成24年9月30日)
(第89期第3四半期 自平成24年10月1日
至平成24年12月31日) | 平成24年8月3日
関東財務局長に提出。
平成24年11月5日
関東財務局長に提出。
平成25年2月6日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2
項第9号の2に基づく臨時報告書)
(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2
項第4号に基づく臨時報告書)
(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2
項第12号及び第19号に基づく臨時報告書)
(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2
項第12号に基づく臨時報告書)
(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2
項第9号に基づく臨時報告書)
(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2
項第6号に基づく臨時報告書) | 平成24年7月4日
関東財務局長に提出。
平成24年7月31日
関東財務局長に提出。
平成24年10月31日
関東財務局長に提出。
平成24年10月31日
関東財務局長に提出。
平成24年11月12日
関東財務局長に提出。
平成25年3月18日
関東財務局長に提出。 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月26日

東京電力株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀法 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 「注記事項 連結損益計算書関係 4. 原子力損害賠償費及び原子力損害賠償支援機構資金交付金の内容 当連結会計年度」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積もった、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額3,806,900百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額3,686,900百万円と前連結会計年度の見積額との差額1,161,970百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。会社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、平成24年12月27日に同日時点での要賠償額の見通し額3,243,079百万円への資金援助の額の変更を申請し、当連結会計年度において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額3,123,079百万円と、同年5月9日に損害賠償の履行に充てるための資金として交付することが決定された金額2,426,271百万円との差額696,808百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、会社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。
2. 「注記事項 連結貸借対照表関係 6. 偶発債務 (3) 原子力損害の賠償に係る偶発債務 当連結会計年度」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として会社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。
3. 「注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ホ 災害損失引当金 追加情報 ・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

4. 「注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (7) 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

5. 「注記事項 重要な後発事象」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づく賠償を実施することとした。

こうしたなか、平成25年5月31日に、原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という)に対し、「原子力損害賠償支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号)第43条第1項の規定に基づき、資金援助額の変更を申請した。これを踏まえ、同年6月6日に、同法第46条第1項の規定に基づき、特別事業計画の変更の認定について、機構の運営委員会による議決を経て、機構と共同で主務大臣に対し申請していたが、同年6月25日に、同計画について認定を受けた。

今回の申請は、避難指示区域の見直しや中間指針第三次追補を踏まえた農林漁業等における賠償対象の拡大などの状況変化が生じたことなどにより、要賠償額の見直し額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第148号)の規定による補償金(以下「補償金」という)の受入額120,000百万円を控除した金額が、平成25年2月4日の特別事業計画認定時の3,123,079百万円から666,255百万円増加し、3,789,334百万円となったことによるものである。

なお、平成25年5月31日の機構に対する資金援助額の変更の申請にあたり、要介護状態にある方々等に対する精神的損害の増額を決定したことなどにより、賠償見直し額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額が、当連結会計年度末の3,686,900百万円から102,433百万円増加した。結果として、原子力損害賠償支援機構資金交付金が666,255百万円、原子力損害賠償費が102,433百万円増加する見込みである。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東京電力株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、東京電力株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管している。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月26日

東京電力株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀法 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第89期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 「注記事項 損益計算書関係 3. 原子力損害賠償費及び原子力損害賠償支援機構資金交付金の内容 当事業年度」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等により見積もった、避難等対象者の避難費用や精神的損害、自主的避難等に係る損害、避難指示等による就労不能に伴う損害や営業損害、農林漁業における出荷制限等に伴う損害、風評被害及び一部を除く財物価値の喪失または減少等の賠償見積額3,806,900百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額3,686,900百万円と前事業年度の見積額との差額1,161,970百万円を原子力損害賠償費に計上している。これらの賠償額の見積りについては、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）に基づき新設された原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）は、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。会社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、平成24年12月27日に同日時点での要賠償額の見通し額3,243,079百万円への資金援助の額の変更を申請し、当事業年度において、同額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額3,123,079百万円と、同年5月9日に損害賠償の履行に充てるための資金として交付することが決定された金額2,426,271百万円との差額696,808百万円を原子力損害賠償支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、会社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、計上していない。
2. 「注記事項 貸借対照表関係 6. 偶発債務 (3) 原子力損害の賠償に係る偶発債務 当事業年度」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。その後、原子力損害賠償紛争審査会において、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という）、同年12月6日に中間指針追補、平成24年3月16日に中間指針第二次追補、平成25年1月30日に中間指針第三次追補が決定されるとともに、平成24年7月20日には政府の方針として、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表された。会社は迅速かつ適切な賠償を行う観点から、これらを踏まえ、中間指針等で示された損害項目ごとに、賠償基準を策定している。また、平成23年12月26日には政府の原子力災害対策本部により「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が取りまとめられ、避難指示区域等の見直しに係る考え方が示されている。これらに加え、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当事業年度において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として会社に請求または求償される額については、合意された一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。
3. 「注記事項 重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 (5) 災害損失引当金 追加情報 ・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り」に記載されているとおり、原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

4. 「注記事項 重要な会計方針 8. 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

5. 「注記事項 重要な後発事象」に記載されているとおり、東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施することとした。

こうしたなか、平成25年5月31日に、原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という）に対し、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）第43条第1項の規定に基づき、資金援助額の変更を申請した。これを踏まえ、同年6月6日に、同法第46条第1項の規定に基づき、特別事業計画の変更の認定について、機構の運営委員会による議決を経て、機構と共同で主務大臣に対し申請していたが、同年6月25日に、同計画について認定を受けた。

今回の申請は、避難指示区域の見直しや中間指針第三次追補を踏まえた農林漁業等における賠償対象の拡大などの状況変化が生じたことなどにより、要賠償額の見直し額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額120,000百万円を控除した金額が、平成25年2月4日の特別事業計画認定時の3,123,079百万円から666,255百万円増加し、3,789,334百万円となったことによるものである。

なお、平成25年5月31日の機構に対する資金援助額の変更の申請にあたり、要介護状態にある方々等に対する精神的損害の増額を決定したことなどにより、賠償見積額から補償金の受入額120,000百万円を控除した金額が、当事業年度末の3,686,900百万円から102,433百万円増加した。結果として、原子力損害賠償支援機構資金交付金が666,255百万円、原子力損害賠償費が102,433百万円増加する見込みである。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管している。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていない。